

第6期守口市障がい福祉計画及び 第2期守口市障がい児福祉計画

守口市

ごあいさつ



本市では、平成30年3月に、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組んでまいりました。

この3年の間に、国においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行など様々な施策が実施されました。本市においては、「守口市高齢者及び重度障がい者（児）外出支援事業」や「守口市軽度難聴児補聴器交付事業」を開始し、「守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業」の対象サービスを独自に拡充するなど障がい福祉施策の充実に向けて取り組んできました。また、地域生活支援拠点等については、平成30年度及び令和2年度において、公募型プロポーザル方式により市有地を活用した施設整備運営事業者の選定を行い、整備を進めるなど、体制構築についても取り組んでいます。

このような中、「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画」が令和2年度末をもって終期を迎えるため、障がいのある方を取り巻く状況やニーズ等を踏まえ、「第6期守口市障がい福祉計画及び第2期守口市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本市においては、本計画に基づき、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」の実現に向けて、必要な障がい福祉サービス提供体制を整備するなど着実に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました、守口市障がい者自立支援協議会の委員の皆様方をはじめ、各種アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方に、心より厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

守口市長 西端 勝樹

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画の策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人の状況	6
第1節 人口の推移	6
第2節 障がい者手帳等所持者の推移	7
第3章 市民アンケート等の分析	8
(1) 地域生活支援拠点等の整備、施設入所者の地域生活への移行	8
(2) 相談支援機能の充実	13
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(4) 就労相談の充実、職場定着支援	19
(5) 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携、医療的ケア児の協議の場	23
(6) 児童発達支援センターの充実、療育の向上、担保	26
(7) 高齢化に伴う支援の検討	31
(8) 意思疎通支援の提供体制の充実	33
(9) 差別の禁止、合理的配慮	36
第4章 計画の推進方針	39
第1節 第3次守口市障がい者計画との関係	39
第2節 計画推進のための取り組み及び活動指標	41
1. 地域生活支援拠点等の整備・拡充	41
(1) 地域生活支援拠点等	41
(2) 高齢化に伴う支援	48
(3) 地域共生社会	48
(4) 居宅介護	49
(5) 重度訪問介護	50
(6) 同行援護	51

(7) 行動援護	51
(8) 重度障がい者等包括支援	52
(9) 短期入所	53
(10) 共同生活援助	54
(11) 移動支援事業	55
2. 相談支援機能の充実	56
(1) 計画相談支援	56
(2) 地域移行支援	57
(3) 地域定着支援	58
(4) 相談支援事業	58
(5) 地域活動支援センター	58
(6) 高齢化に伴う支援	59
3. 障がい者自立支援協議会の活性化	60
(1) 前計画における取り組みの評価	60
(2) 障がい者自立支援協議会の体制	60
(3) 「地域課題解決のための提案シート」及びフロー図	61
(4) 今後の取り組み	61
4. 施設入所者の地域生活への移行	62
(1) 施設入所支援	62
(2) 地域移行者数	62
(3) 療養介護	63
(4) 自立生活援助（平成 30 年度より新設）	63
5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	64
(1) 精神病床からの退院促進について	65
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場	65
(3) 精神障がいのある人の地域移行支援等サービスの利用見込量	68
(4) 高齢化に伴う支援について	68
6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	69
(1) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用・共有体制	69
(2) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	69
7. 就労相談の充実	70
(1) 就労移行支援	71
(2) 就労継続支援 A 型	72
(3) 就労継続支援 B 型	73
(4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	74
(5) 生活介護	75
(6) 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立訓練、生活介護）利用から一般就労への移行	76
8. 職場定着支援	77
(1) 就労定着支援（平成 30 年度より新設）	78

(2) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	78
(3) 工賃向上に向けての取り組み	79
(4) 令和5年度に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数	79
(5) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率	80
(6) 一般就労する障がいのある人等への支援について	81
9. 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携	83
(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	83
10. 医療的ケア児のための協議の場	84
(1) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場	84
(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	85
11. 児童発達支援センターの充実	86
(1) 児童発達支援センター	86
12. 療育の向上、担保	89
(1) 児童発達支援	90
(2) 医療型児童発達支援	91
(3) 放課後等デイサービス	91
(4) 保育所等訪問支援	92
(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度より新設）	92
(6) 障がい児相談支援	93
(7) 子ども・子育て支援等の利用ニーズ	93
(8) 発達障がいのある児童等に対する支援	94
(9) 難聴児に対する支援	94
13. 意思疎通支援の提供体制の充実	95
(1) 意思疎通支援事業	95
(2) 日常生活用具給付等事業	96
14. 差別の禁止、合理的配慮	97
(1) 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業	97
(2) 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業	98
(3) 虐待対応の強化及び虐待防止施策	98
(4) 障がい者・高齢者交流会館を活用した啓発活動等の実施	99
(5) 障がいを理由とする差別解消の推進	99

第5章 計画の推進101

第1節 計画の推進体制101

1. 庁内連携	101
2. 市民や地域、関係団体との連携	101
3. 関係機関との連携	101
4. 大阪府・府内市町村との連携	101
5. 計画の評価・進捗管理	102

資 料

第1節 計画の策定体制及び策定経過	106
第2節 パブリックコメント結果.....	110
第3節 用語の解説.....	111

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の策定趣旨

本市は平成29年3月に、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする「第3次守口市障がい者計画」を策定しました。この計画は「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、

1. 障がい者の人権の尊重、自己決定権の尊重
 2. とともに自立し、支え合う社会の実現
 3. 障がい者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮
 4. 多様な主体による協働
 5. ライフステージや障がい特性等に配慮した切れ目のない支援
- を基本原則として掲げています。

この度、策定する「第6期守口市障がい福祉計画及び第2期守口市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）」は、この「第3次守口市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画としても位置づけられるものです。

本市の障がい福祉計画としては、平成30年3月に「第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画（計画期間は、平成30年度から令和2年度。以下、「前計画」という。）」を策定し、地域生活支援拠点等の整備を進め、障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるための体制の構築に取り組むなど、障がい福祉施策の拡充に努めてきました。

この3年間に、国においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行、「幼児教育無償化に伴う就学前の障がいのある児童の発達支援の無償化」の実施など様々な施策が実施されました。また、本市においては、「守口市高齢者及び重度障がい者（児）外出支援事業」（福祉タクシー利用券の交付）や「守口市軽度難聴児補聴器交付事業」の開始、国による「就学前の障がいのある児童の発達支援の無償化」に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金支給事業」の対象サービス拡充など、障がいのある人及び児童を取り巻く環境は大きく変化してきました。

本市の前計画は令和2年度末で終了することから、これらの情勢を踏まえ、本市における障がいのある人及び児童の実情を把握するとともに、前計画に基づくこれまでの取り組みと進捗状況を検証したうえで、本計画を策定し、引き続き「第3次守口市障がい者計画」の推進に向けて取り組みます。

第2節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画」として策定します。

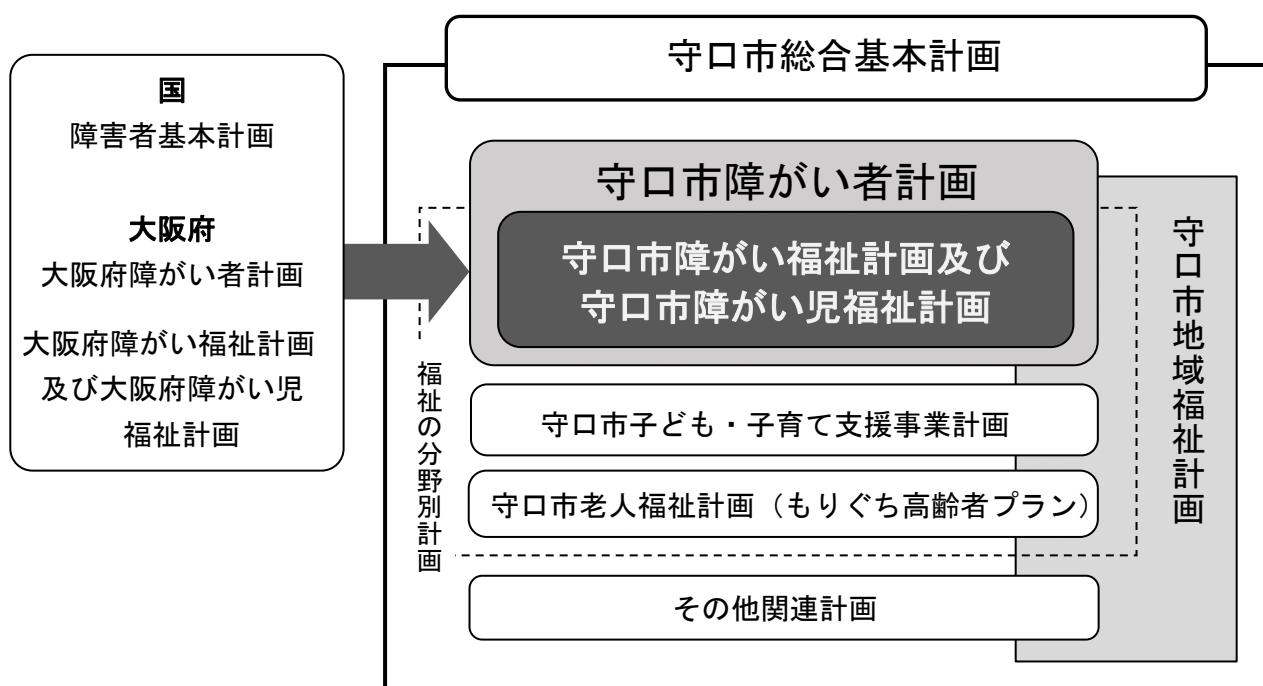
なお、本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項に基づく「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「国の基本指針」という。）」及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（平成23年12月27日付け障企自第1227第1号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知。）」に則することとします。

2. 関連する計画との関係

本計画は「第6次守口市総合基本計画」及び「第3次守口市障がい者計画」、「第3次守口市地域福祉計画」を上位計画としています。

「第3次守口市障がい者計画」では本市の障がい福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めていますが、本計画は障がいのある人及び児童が地域で安定して生活するために必要なサービス提供体制の整備を具体的に進めるためのものであり、必要なサービス見込量やサービス提供のための整備方策について提示するものです。

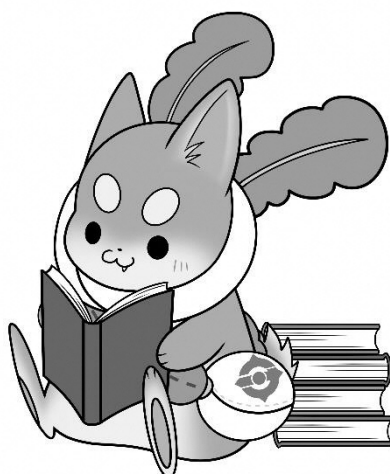
また、本計画の策定にあたっては、「守口市老人福祉計画」「守口市子ども・子育て支援事業計画」等、関連計画及び「第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画」との整合性を図ります。



第3節 計画の期間

国の基本指針に基づき、市町村の障がい福祉計画は3年を1期とすることと規定されていることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。また、令和5年度中に見直しを行い、令和6年度を初年度とする次期計画を策定します。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	～	令和 18 年度
障がい者 計画	第 3 次計画 (平成 29 年度～令和 8 年度)									第 4 次計画 (令和 9 年度～ 令和 18 年度)		
障がい福祉 計画	第 5 期計画 (平成 30 年度～ 令和 2 年度)			第 6 期計画 (令和 3 年度～ 令和 5 年度)			第 7 期計画 (令和 6 年度～ 令和 8 年度)			第 8 期計画 (令和 9 年度～ 令和 11 年度)		
障がい児 福祉計画	第 1 期計画 (平成 30 年度～ 令和 2 年度)			第 2 期計画 (令和 3 年度～ 令和 5 年度)			第 3 期計画 (令和 6 年度～ 令和 8 年度)			第 4 期計画 (令和 9 年度～ 令和 11 年度)		



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

第4節 計画の策定体制

1. 障がい者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第8項及び第9項において、同法第89条の3第1項に規定する協議会の意見を聴くよう努めることと規定されており、本市が設置する障がい者自立支援協議会にて意見聴取及び検討を行いました。

障がい者自立支援協議会は、学識経験者や障がい者団体・福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関等の代表者によって構成されており、本会議のもとに運営会議を設置し、下部に各専門分野別の支援者実務者会議を設ける体制となっています。また、支援者実務者会議から特別に検討すべき課題が提出された場合は、検討会議を立ち上げます。

2. 障がいのある人等やサービス提供事業所からの意見の集約

(1) 障がいのある人等のニーズの把握

① 障がいのある人及び児童を対象とした調査の実施

障がいのある人及び児童の日常生活の状況や要望などを把握するために、令和2年8月7日から令和2年8月27日にアンケート調査を実施しました。

② 障がい者関係団体を対象とした調査の実施

活動状況の把握や今後の障がい者施策に対する意見等についておうかがいするために、令和2年9月1日から令和2年9月23日に意向調査を実施しました。

③ サービス提供事業所等を運営する法人を対象とした調査の実施

現在実施されている事業の内容や今後の事業展開の意向についておうかがいするために、令和2年9月1日から令和2年9月23日に意向調査を実施しました。

調査種類	調査の対象者	配布数	抽出方法	配布・回収方法
18 歳未満（保護者）調査	本市が援護する障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障がい福祉サービス利用者から無作為抽出した 3,000 人	404 件	無作為	郵送による配布・回収
18 歳から 64 歳調査		1,616 件		
65 歳以上調査		980 件		
障がい者団体意向調査	本市関連の障がい者団体	14 件	全団体	郵送又は電子メールによる配布・回収
サービス提供事業者調査	・本市において以下のサービスを提供し、障がい者自立支援協議会に参加する事業者の運営法人（相談支援、生活介護、就労継続支援（A 型・B 型）、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、地域活動支援センター、自発的活動支援事業、日中一時支援事業） ・守口市内において児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を提供する事業所の運営法人 ・守口市内において介護保険サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等）を提供する事業所の運営法人	68 件	全法人	電子メールによる配布・回収

3. パブリックコメントの実施

令和3年1月15日から2月15日に、市役所、守口市障がい者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかくさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、守口市立図書館、文化センター（エナジーホール）、市民体育館、市ホームページにおいて、計画案の閲覧、意見提出用紙の配布を行い、パブリックコメントを実施しました。

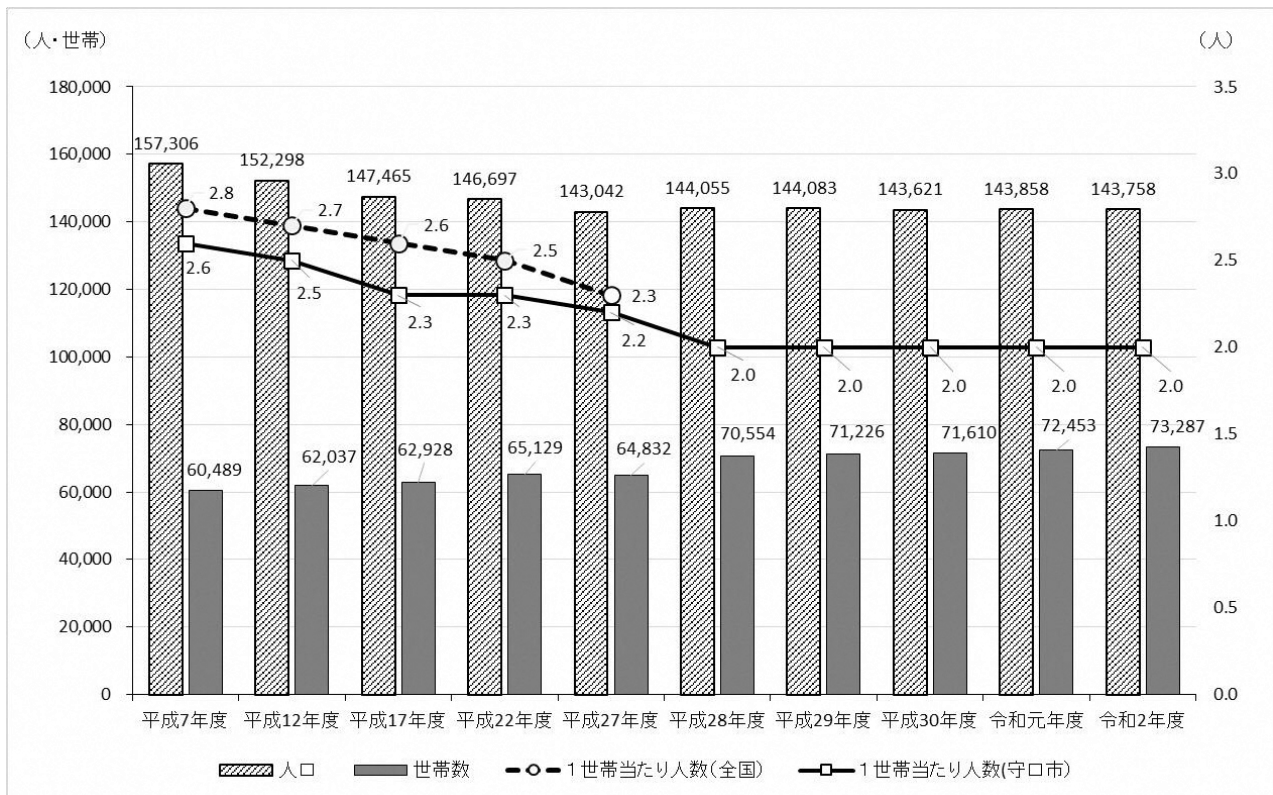
第2章 障がいのある人の状況

第1節 人口の推移

本市の総人口は平成7年度から平成27年度にかけて年々減少していますが、平成29年度から令和2年度にかけては増加と減少を交互に繰り返し、令和2年度には143,758人となっています。

世帯数は増加傾向にある一方、1世帯あたりの人数は平成28年度から令和2年度にかけて2.0人で変化していません。

なお、1世帯当たり人数（全国）の数値は国勢調査をもとに算定しているため平成27年度の調査結果が最新となっています。

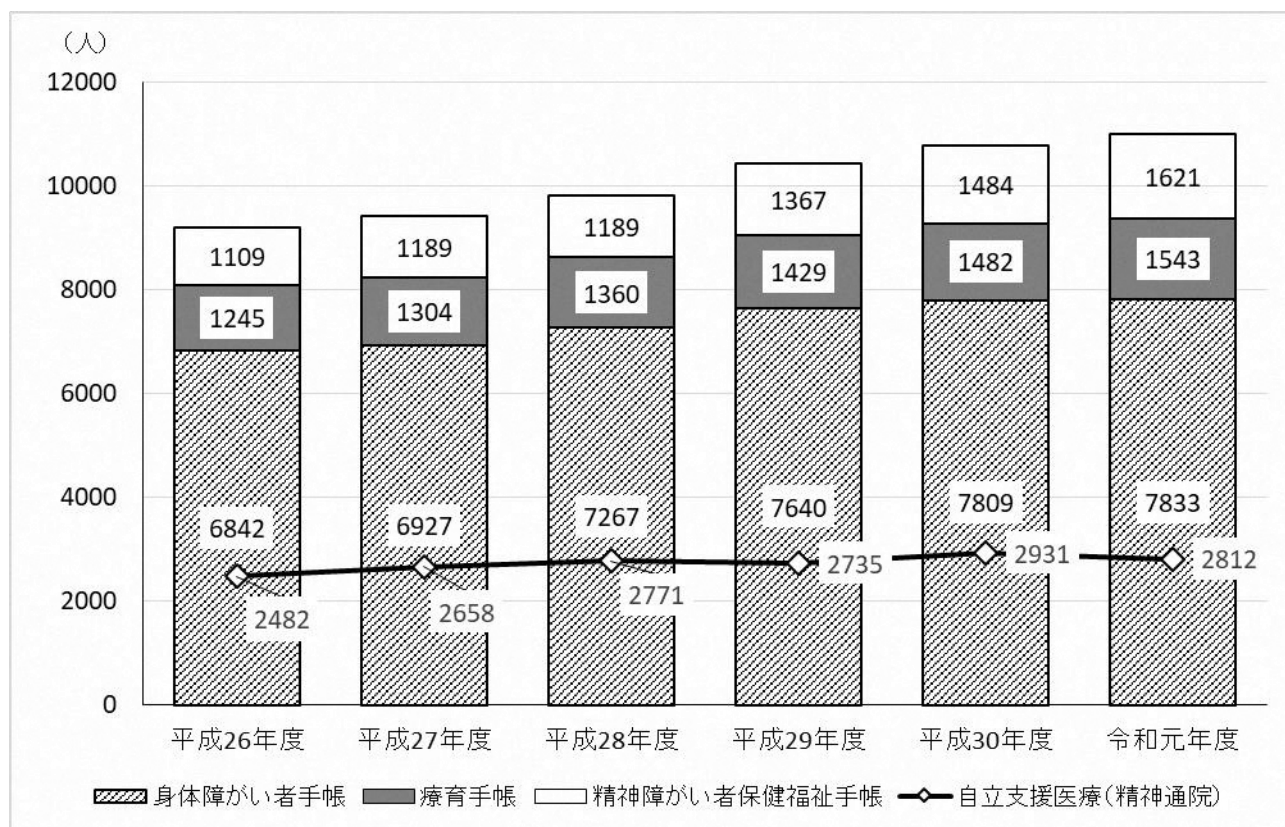


資料：平成27年度までは国勢調査、平成28年度以降は総合窓口課調べ（各年度10月1日現在）

第2節 障がい者手帳等所持者の推移

障がい者手帳の所持者数は各障がい者手帳ともに増加しており、令和元年度で身体障がい者手帳所持者が7,833人、療育手帳所持者が1,543人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が1,621人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は平成30年度から令和元年度にかけては減少となっていますが、平成26年度から令和元年度にかけての6年間では330人の増加となっています。



資料：障がい福祉課調べ（各年度3月末時点）

第3章 市民アンケート等の分析

(1) 地域生活支援拠点等の整備、施設入所者の地域生活への移行

【市民アンケート調査の結果】

将来生活したい場所（18～64 歳、65 歳以上対象調査）

- 18～64 歳では「自宅で暮らしたい（家族で）」が 45.8%で最も多く、次いで「自宅で暮らしたい（ひとりで）」が 27.4%、「わからない」が 11.3%となっています。
- 65 歳以上では「自宅で暮らしたい（家族で）」が 48.3%で最も多く、次いで「自宅で暮らしたい（ひとりで）」が 22.7%、「わからない」が 9.7%となっています。

	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
自宅で暮らしたい(ひとりで)	27.4	22.7
自宅で暮らしたい(家族で)	45.8	48.3
福祉施設で暮らしたい	4.1	
グループホームで暮らしたい	5.7	
障がい者支援施設で暮らしたい		0.8
介護保険施設で暮らしたい		8.5
病院に入院していきたい	0.9	0.8
介護保険のグループホームで暮らしたい		1.3
障がいのグループホームで暮らしたい		0.4
その他	1.9	1.9
わからない	11.3	9.7
不明・無回答	2.9	5.7
全体	100.0	100.0

地域で生活するために必要な支援（18～64 歳、65 歳以上対象調査）

- 18～64 歳では「経済的な負担の軽減」が 63.1%で最も多く、次いで「緊急時の受け入れ先の充実」が 38.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 35.7%となっています。
- 65 歳以上では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が 48.3%で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が 43.4%、「緊急時の受け入れ先の充実」が 39.6%となっています。

	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	32.9	48.3
障がいに適した住居の確保	31.9	20.1
必要な在宅サービスが適切に利用できること	35.7	38.6
生活訓練等の充実	13.2	10.2
経済的な負担の軽減	63.1	43.4
相談対応等の充実	33.3	17.4
地域住民等の理解	19.7	9.5
緊急時の受け入れ先の充実	38.1	39.6
グループホームや一人暮らしなどの体験ができること	13.2	6.8
障がい特性に応じた専門的支援の充実	34.5	16.7
その他	3.4	1.5
不明・無回答	7.0	12.9
全体	100.0	100.0

【団体対象意向調査の結果】

地域移行支援についての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 地域からは、精神病院の中の状況が全く見えません。中の人声も聞こえず、顔も見えません。閉鎖性からは、良い状況は生まれません。
- 私たちが、長期入院患者さんの「声」を聴く機会がありません。
- 精神病院側と地域側が「協議」する機会がありません。病院と地域が「つながる」「つながり続ける」仕組みが乏しいです。お互い知る機会が乏しく、必要としている人のためにお互いの機能を有効に活用し合うことが十分にできているとは言えません。
- 地域移行に関する「モデルケース」（パターン）がない。

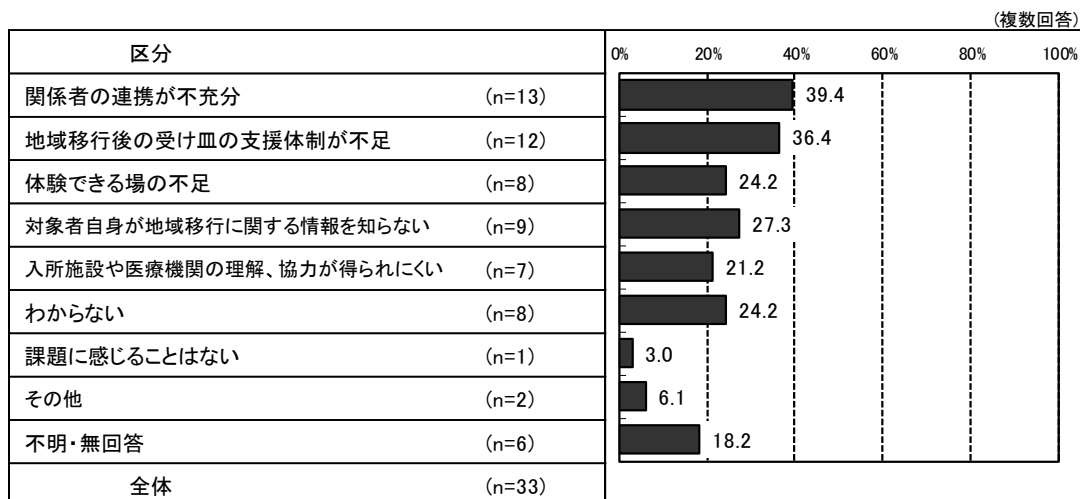
地域移行支援についての今後取り組むべき方向・アイディア（一部）

- 移動支援はもっと広がってもいいと思う。医療器具を乗せて電車移動はしんどい。
- もともと地域にいた人が戻ると、生まれてからずっと病院にいた人がはじめて地域に帰るのはまた違うように思う。地域での生活のイメージがわく、というのは帰る自信になると思う。練習退院や日帰り退院を重ねること。
- 地域が病院の中に入っていく機会をつくる。（定期的に院内茶話会をする・退院して地域で生活している人との交流会をするなど）
- グループホームやケアホームを増やす。増やすためには、事業所の人材確保とスキルアップが必要になります。
- 地域の障がい者理解（小中学校の障がい教育も含め）の啓発を今以上にする。守口市内に短期入所施設を！！ 保護者の肉体的、精神的限界を超える前にグループホームを！！
- 視覚障がい者も入居できるグループホームの設置を促進していただきたい。
- 精神病床からの早期退院についても、退院後の包括的ケアを関係機関と連携し、環境整備に努めてもらいたい。

【法人対象意向調査の結果】

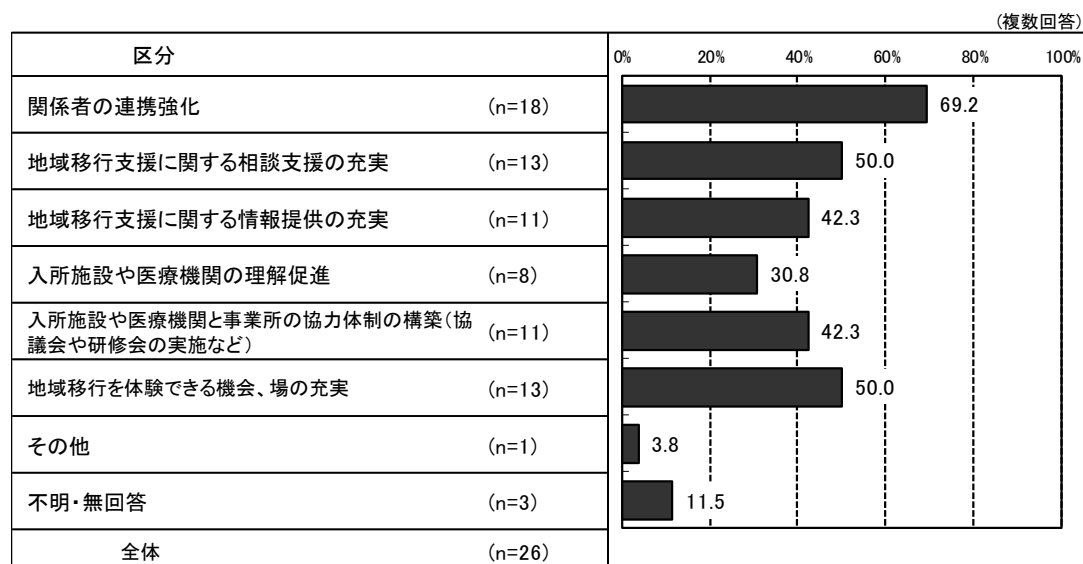
地域移行支援を進めるにあたっての課題

- 「関係者の連携が不十分」が 39.4%で最も多く、「地域移行後の受け皿の支援体制が不足」(36.4%)、「対象者自身が地域移行に関する情報を知らない」(27.3%)がつづいています。



地域移行支援を進めるにあたっての課題解決策について

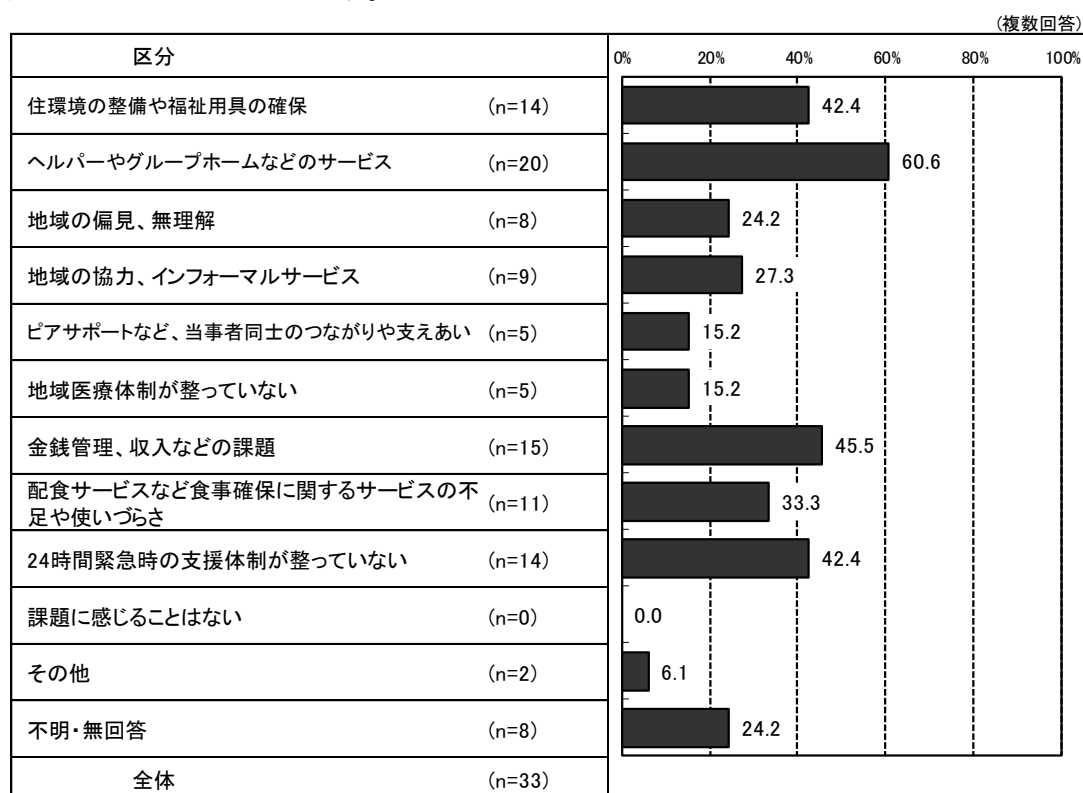
- 「関係者の連携強化」が69.2%で最も多く、「地域移行支援に関する相談支援の充実」と「地域移行を体験できる機会、場の充実」がともに50.0%、「地域移行支援に関する情報提供の充実」と「入所施設や医療機関と事業所の協力体制の構築（協議会や研修会の実施など）」がともに42.3%でつづいています。



※課題について「課題に感じることはない」「不明・無回答」以外の法人のみ回答

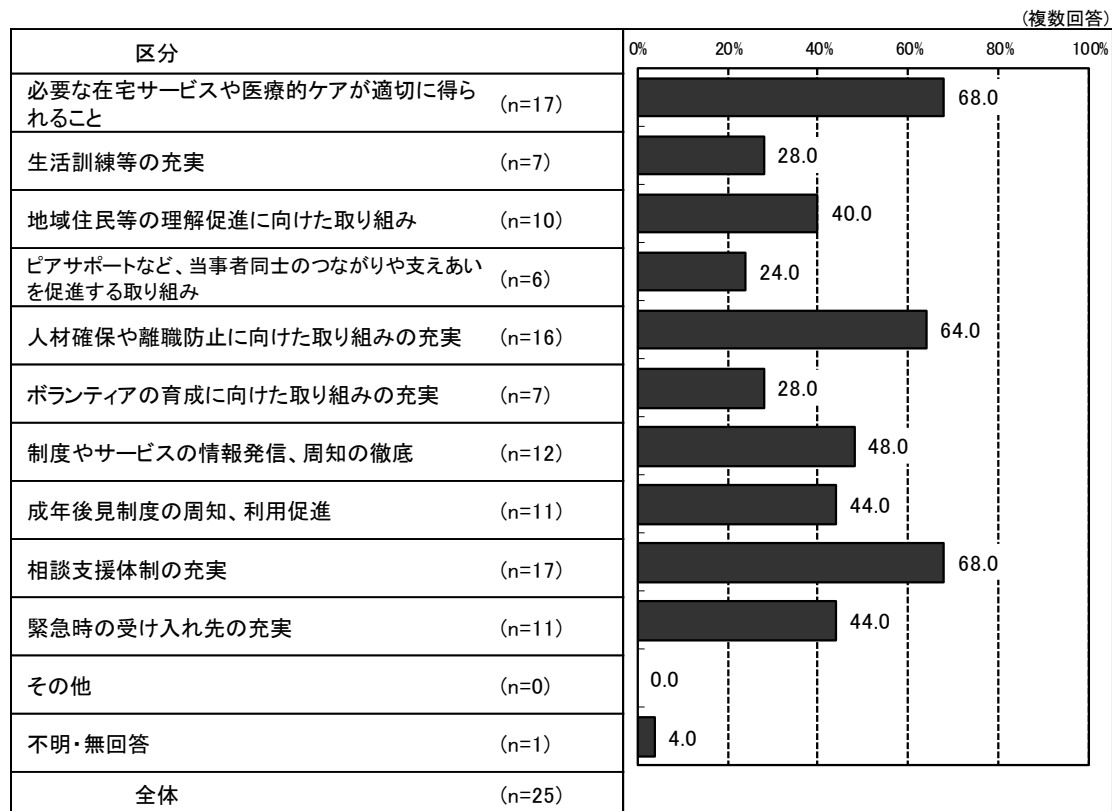
利用者の在宅生活を支援するうえで不足している社会資源や課題

- 「ヘルパーやグループホームなどのサービス」が60.6%で最も多く、「金銭管理、収入などの課題」（45.5%）、「住環境の整備や福祉用具の確保」と「24時間緊急時の支援体制が整っていない」がともに42.4%でつづいています。



利用者の在宅生活を支援するうえで不足している社会資源や課題の解決策について

■ 「必要な在宅サービスや医療的ケアが適切に得られること」と「相談支援体制の充実」がともに 68.0%で最も多く、「人材確保や離職防止に向けた取り組みの充実」(64.0%)、「制度やサービスの情報発信、周知の徹底」(48.0%)がつづいています。



※課題について「課題に感じることはない」「不明・無回答」以外の法人のみ回答

＜分析＞

- 18～64 歳、65 歳以上のいずれにおいても、7 割以上が将来自宅で生活をしたいと考えており、地域で生活するために必要な支援としては「経済的な負担の軽減」「緊急時の受け入れ先の充実」が多くなっているほか、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」や、65 歳以上では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」も多くなっています。また、障がい福祉サービスについて今後求めるものとして、居宅介護では「支給時間の増加」などの意見があげられています。

法人対象意向調査の結果では利用者の在宅生活を支援するうえで不足している社会資源や課題の解決策として「必要な在宅サービスや医療的ケアが適切に得られること」が最も多くなっています。

自宅での生活を希望する障がいのある人が、地域で安心して生活を送るためには、在宅で必要な支援を受けることが前提となることから、在宅サービス等の充実に取り組むことが重要となります。

- 障がい福祉サービスについて今後求めるものとして、短期入所や共同生活援助では「施設の整備・充実」などの意見があげられています。また、団体対象意向調査では地域移行支援に対するアイデアとして「グループホームやケアホームの整備」が多くあげられているほか、法人対象意向調査の結果では利用者の在宅生活を支援するうえで不足している社会資源や課題として「ヘルパーやグループホームなどのサービス」が最も多くなっていることから、ホームヘルプや地域における居住の場の整備・充実に対するニーズが高いことがわかります。
- 団体対象意向調査では地域移行支援についての問題点として「地域からは、精神病院の中での状況が全く見えない」「長期入院患者の『声』を聴く機会がない」「精神病院側と地域側が協議する機会がない」などの病院と地域の連携に関する意見が複数あげられています。また、法人対象意向調査では地域移行支援を進めるにあたっての課題として「関係者の連携が不十分」、課題解決策として「関係者の連携強化」が最も多くあげられています。このことから、地域移行支援にあたっては、関係団体・機関同士の連携が課題となっており、今後は関係団体・機関が連携し課題に対応できるような仕組みづくりなどを進める必要があります。
- 地域移行支援についての問題点として、団体対象意向調査では「地域移行に関する『モデルケース』（パターン）がない」や今後取り組むべき方向・アイデアとして「練習退院や日帰り退院を重ねること」などの意見があげられています。また、法人対象意向調査では地域移行を進めるにあたっての課題解決策として「地域移行を体験できる機会、場の充実」が 50.0%と 2 番目に多くなっていることから、地域移行支援にあたっては、モデルとなるケースの紹介や少しずつ地域に慣れていくための機会、場づくりが求められていると考えられます。

(2) 相談支援機能の充実

【市民アンケート調査の結果】

主な相談先 (18歳～64歳、65歳以上対象調査)

- 18～64歳では「家族や親戚」が65.9%で最も多く、次いで「医療機関の職員（主治医、看護師など）」が26.4%、「友人・知人・近所の人」が18.0%となっています。
- 65歳以上では「家族や親戚」が67.8%で最も多く、次いで「ケアマネジャー」が32.2%、「医療機関の職員（主治医、看護師など）」が19.3%となっています。

	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
家族や親戚	65.9	67.8
相談支援事業所の職員(相談支援専門員)	17.2	4.9
医療機関の職員(主治医、看護師など)	26.4	19.3
保健センターや保健所の職員(保健師など)	2.6	2.7
市役所の職員	10.6	6.8
社会福祉協議会の職員	1.7	2.3
くらしサポートセンター守口の職員	2.7	1.7
ケアマネジャー	7.5	32.2
ホームヘルパーや訪問看護師	6.3	8.3
職場関係の人	6.5	
障がい者施設、グループホームなどの職員	12.2	2.8
友人・知人・近所の人	18.0	15.0
障がい者団体・患者の仲間、障がい者相談員	3.3	2.7
その他	2.9	2.1
特にない	8.7	7.0
不明・無回答	3.3	5.3
全体	100.0	100.0

※「職場関係の人」は18～64歳対象調査のみの選択肢

今、相談したいこと (18歳～64歳、65歳以上対象調査)

- 18～64歳では「特にない」が34.3%で最も多く、次いで「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」が24.7%、「経済的なこと（生活費、学費、医療費など）」が22.5%となっています。
- 65歳以上では「特にない」が39.4%で最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が18.6%、「災害時など緊急時の対応のこと」が18.2%となっています。

	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
自分の障がいや病気に関すること	20.9	18.6
家族に関すること(人間関係、子育てや親の介護など)について	12.7	4.5
家族以外の人(友人、同僚、先生など)との関係について	5.8	0.6
学校のこと	0.2	
職場や仕事のこと	11.3	0.0
進学や訓練、就職など、今後の進路のこと	8.2	
家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと	24.7	9.7
経済的なこと(生活費、学費、医療費など)	22.5	14.2
災害時など緊急時の対応のこと	18.2	18.2
利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法について	13.9	15.2
偏見や差別について	7.4	0.8
その他	3.3	2.5
特にない	34.3	39.4
不明・無回答	8.1	15.9
全体	100.0	100.0

■ 18～64 歳について年齢別にみると、20 歳未満では「進学や訓練、就職など、今後の進路のこと」、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳では「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」、50～59 歳、60～64 歳では「特にない」が最も多くなっています。

■ 18～64 歳について手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では「特にない」、療育手帳所持者では「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「自分の障がいや病気に関すること」が最も多くなっています。

		合計	自分の障がいや病気に 関すること	家族に関する ことについて	家族以外の 人との関係に ついて	学校のこと	職場や 仕事のこと	進学や 訓練、 就職など、 今後の 進路のこと	家族からの 自立や家族 がいなくな ったときの 生活のこと	経済的な こと	災害時など 緊急時の 対応のこと	利用できる 福祉制度や サービス の内容・利用 方法につい て	偏見や差別 について	その他	特にない	不明・無 回答
全体		583	20.9	12.7	5.8	0.2	11.3	8.2	24.7	22.5	18.2	13.9	7.4	3.3	34.3	8.1
年 齢	20 歳未満	9	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	66.7	33.3	33.3	22.2	33.3	22.2	0.0	22.2	11.1
	20～29 歳	68	20.6	10.3	2.9	0.0	14.7	8.8	41.2	25.0	20.6	13.2	7.4	4.4	30.9	1.5
	30～39 歳	81	25.9	7.4	8.6	0.0	17.3	16.0	34.6	24.7	14.8	8.6	4.9	1.2	32.1	6.2
	40～49 歳	121	25.6	15.7	9.1	0.0	12.4	9.9	33.9	20.7	16.5	19.0	9.1	2.5	33.1	5.0
	50～59 歳	194	21.1	18.0	6.2	0.0	10.3	4.1	17.0	24.2	19.6	14.4	9.8	4.1	30.4	11.3
	60～64 歳	97	13.4	5.2	0.0	0.0	4.1	1.0	8.2	14.4	17.5	10.3	2.1	2.1	49.5	10.3
手 帳	身体障がい者 手帳所持者	298	18.8	11.1	3.4	0.0	8.1	4.0	20.8	18.8	18.1	14.1	4.0	2.7	38.3	8.7
	療育手帳所持者	132	15.2	6.8	3.8	0.0	15.2	9.8	42.4	21.2	25.0	15.2	8.3	2.3	29.5	9.1
	精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	162	32.1	23.5	11.7	0.6	12.3	13.6	29.0	24.1	17.3	17.3	14.2	4.3	22.8	8.6

相談先に求めること（18 歳未満、18～64 歳、65 歳以上対象調査）

■ 18 歳未満では「障がいに関する専門的な相談ができること」が 64.5%で最も多く、次いで「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」が 55.4%、「さまざまな相談に対応できるように他職種との連携がとられていること」が 44.0%となっています。

■ 18～64 歳では「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」が 35.2%で最も多く、次いで「病気や医療に関する専門的な相談ができること」が 28.1%、「障がいに関する専門的な相談ができること」が 27.4%となっています。

■ 65 歳以上では「特にない」が 29.9%で最も多く、次いで「病気や医療に関する専門的な相談ができること」が 26.3%、「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」が 20.5%となっています。

	18歳未満(n=166)	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
障がいに関する専門的な相談ができること	64.5	27.4	17.4
病気や医療に関する専門的な相談ができること	23.5	28.1	26.3
親身に話を聞いてくれる相談員がいること	55.4	35.2	20.5
わかりやすい言葉で話してくれること	36.7	25.6	19.7
手話や筆談などに対応してくれること	0.0	1.9	1.9
人間関係の悩みを聞いてくれる相談員がいること	13.3	18.2	2.5
同じ障がいのある子をもつ相談員に話ができること	26.5	7.2	2.7
休日や夜間でも電話などで相談ができること	7.2	13.4	9.8
さまざまな相談に対応できるように他職種との連携がとられていること	44.0	17.7	7.4
あらゆる相談を包括的に聞いてくれること	35.5	18.4	14.8
その他	1.2	3.1	1.5
特にない	4.2	21.3	29.9
不明・無回答	3.0	9.9	17.4
全体	100.0	100.0	100.0

【団体対象意向調査の結果】

相談支援体制についての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 相談支援員が障がいについて詳しくなく、介助家族の提案のまま支援計画が立てられ、相談支援員からの良い情報が得られるという感じではない。
- 福祉、医療、雇用、教育と別々の窓口で相談に行っても、障がいについての理解がなければ、つらい状況で、障がい者の相談機関や相談員に相談しても、各分野の深いところまではわからず、問題について解決できるほどの答えをもらえないという状況です。
- 人員を揃えるだけでなく、細やかな人材育成に取り組んで下さい。また、忙しさの中で学びの向上を阻まない体制づくりが必要だと思います。

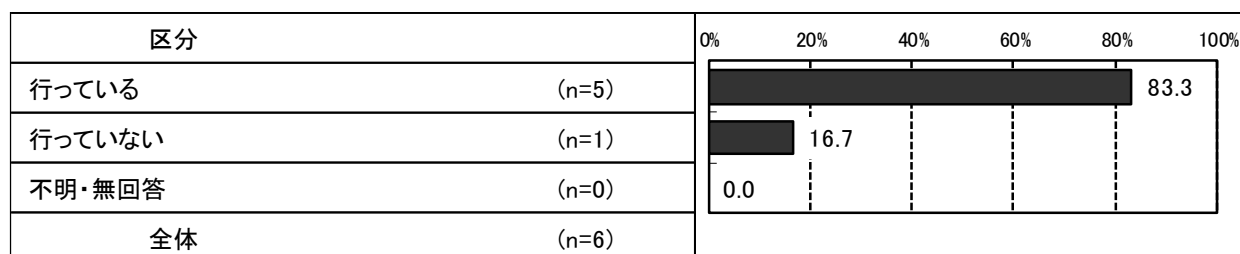
相談支援体制についての今後取り組むべき方向・アイディア（一部）

- 資質の向上のためには、事例検討・事例研究に多くの時間を割くべきだと思います。事例から地域の共通課題を見つけることができ、また、相談支援専門員にとって、とても効果的な学習の場となり、資質の向上に役立つと思います。年に1回は、講師を迎えて楽しい事例検討の技術を取得する機会も必要だと思います。
- 本人が関わるすべての分野（事業所、ヘルパー、訪問看護、訪問リハビリ等）の方が1年に1回でも集まり、情報交換、話し合いをする事で、より良い支援が受けられ、支援資質が向上していくのではないかと思います。（他市ではしている所がある）
- 介助者家族が年を重ね、行動力が無くなり、情報も入ってきづらくなるので、相談支援員がもっと医療、制度、雇用等、色々な人達と家族や本人を結びつける力を持ち、相談できる窓口になってほしい。
- 本人を中心とした相談支援体制を作成するべきではないかと思います。（どこが本人と関わって、何をしているのか）

【法人対象意向調査の結果】

相談支援事業の資質向上のための取り組み状況について

- 「行っている」が83.3%、「行っていない」が16.7%となっています。



※相談支援事業所を運営している法人のみ回答

＜分析＞

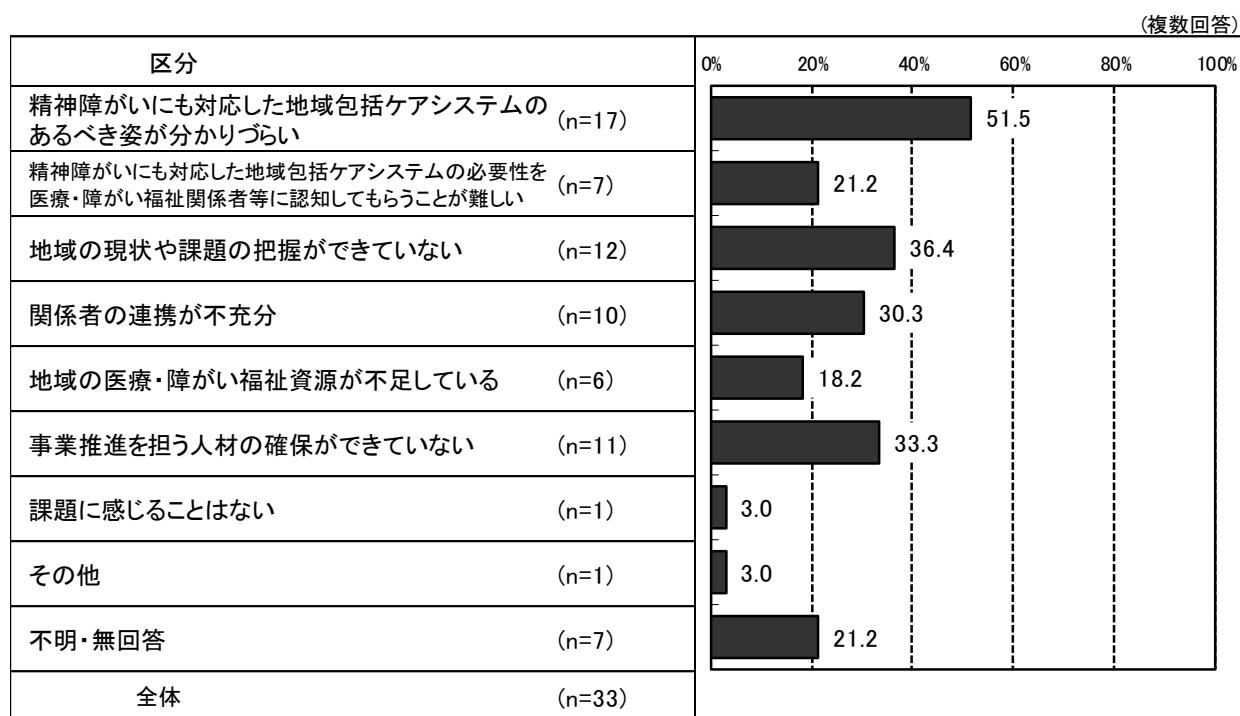
- 家族や親戚、友人・知人等以外の相談先としては、「医療機関の職員」が多いほか、18～64歳では「相談支援事業所の職員」、65歳以上では「ケアマネジャー」が多くなっています。
- 今相談したいこととして、18～64歳では「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」「経済的なこと」が多くなっています。特に、20歳代～40歳代、療育手帳所持者では「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」が多い傾向があります。また、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「自分の障がいや病気に関すること」が多い傾向があります。
- 相談先に求めることとしては、「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」や「病気や医療に関する専門的な相談ができること」「障がいに関する専門的な相談ができること」などが多くなっています。また、団体対象意向調査では相談支援体制についての問題点として「障がいの相談機関や相談員に相談しても、各分野の深いところまではわからず、問題について解決できるほどの答えをもらえないという状況」などの意見があげられており、相談支援の充実に向けては、相談支援窓口の資質、専門性の向上が重要となることがうかがえます。
- 相談支援体制についての今後取り組むべき方向・アイデアとして、「事例検討・事例研究」「すべての分野の方が集まり、情報交換、話し合いをする」など、関係団体・機関同士が連携して相談支援の資質向上に取り組むための意見があげられています。
- 一方で、調査に回答した相談支援事業所を運営している法人の8割は相談支援事業の資質向上のための取り組みを実施しており、取り組みの具体的内容としては研修への参加や会議等の開催による情報交換などが多くなっています。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【法人対象意向調査の結果】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築にあたっての課題

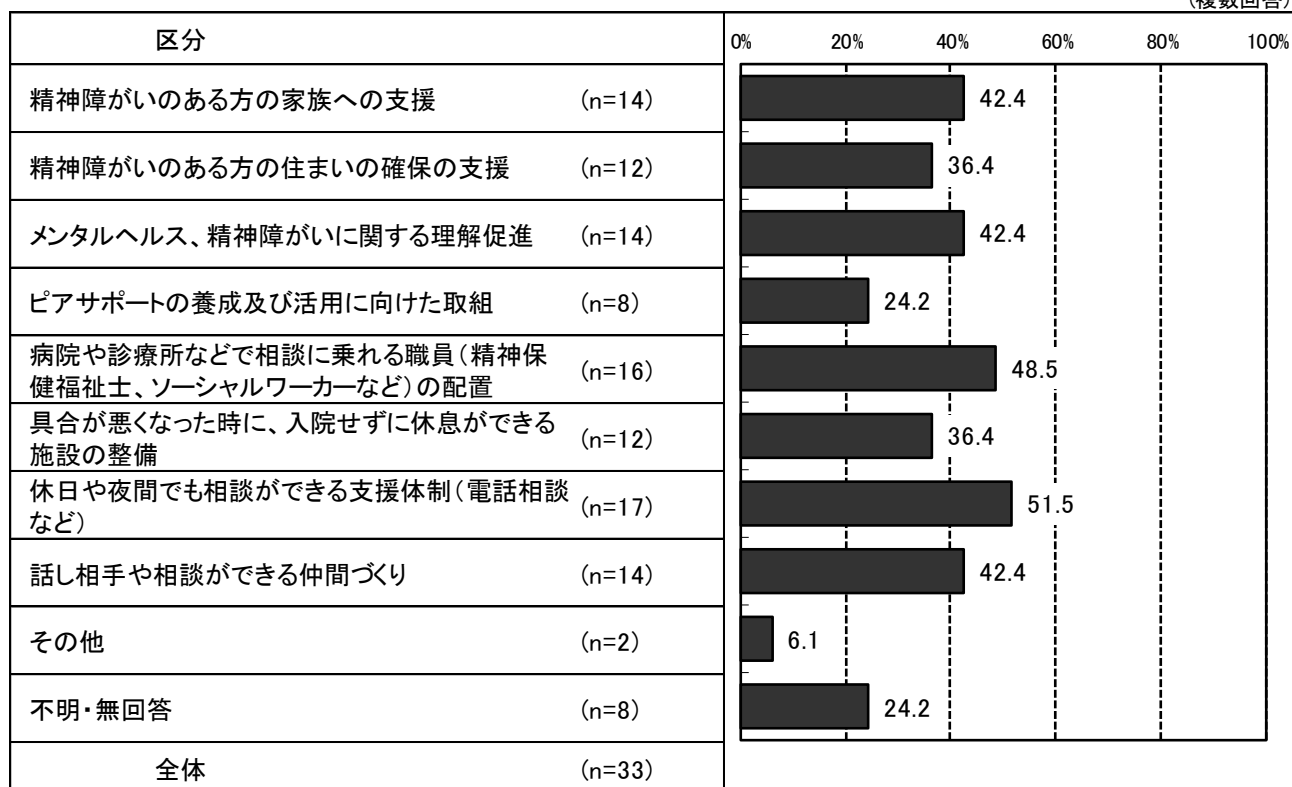
- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあるべき姿が分かりづらい」が51.5%で最も多く、「地域の現状や課題の把握ができていない」(36.4%)、「事業推進を担う人材の確保ができていない」(33.3%)がつづいています。



精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を進めるにあたって必要なこと

- 「休日や夜間でも相談ができる支援体制（電話相談など）」が 51.5%で最も多く、「病院や診療所などで相談に乗れる職員（精神保健福祉士、ソーシャルワーカーなど）の配置」（48.5%）、「精神障がいのある方の家族への支援」と「メンタルヘルス、精神障がいに関する理解促進」と「話し相手や相談ができる仲間づくり」が、ともに 42.4%でつづいています。

(複数回答)



<分析>

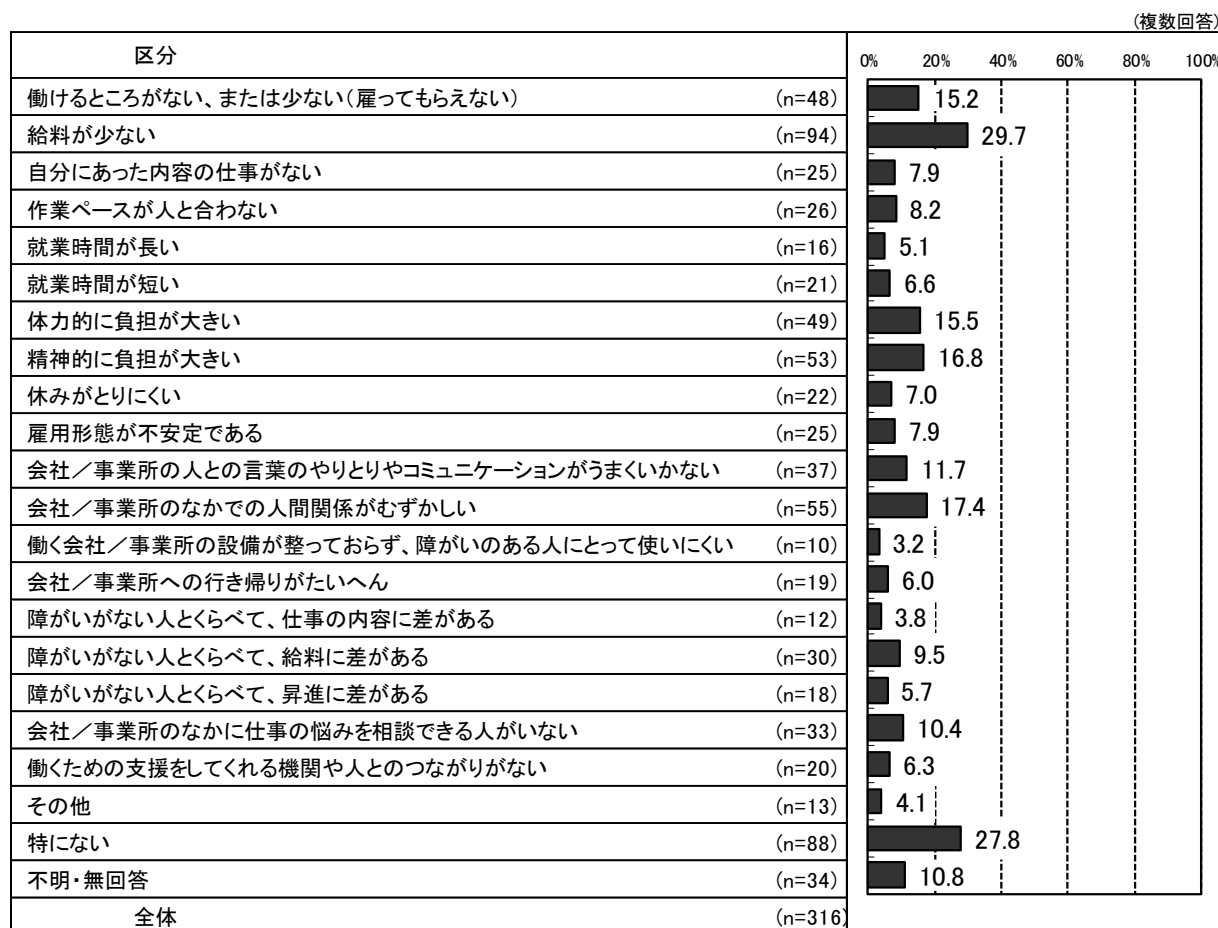
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっての課題としては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあるべき姿が分かりづらい」が最も多くなっています。「地域の現状や課題の把握ができていない」「事業推進を担う人材の確保ができていない」なども多くなっていますが、地域の現状や課題の把握、人材の確保等の取り組みを進めるにあたっては、前提となる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあるべき姿」を明確にし、共有する必要があると考えられます。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたって必要なこととしては「休日や夜間でも相談ができる支援体制」「病院や診療所などで相談に乗れる職員の配置」などが多くなっていることから、相談支援体制の充実が重要となることがうかがえます。
- 相談先に求めることとして、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」「障がいに関する専門的な相談ができること」「病気や医療に関する専門的な相談ができること」「人間関係の悩みを聞いてくれる相談員がいること」が多くなっています。

(4) 就労相談の充実、職場定着支援

【市民アンケート調査の結果】

働くことへの不安や不満（18～64 歳対象調査）

- 「給料が少ない」が 29.7%で最も多く、次いで「特にない」が 27.8%、「会社／事業所のなかでの人間関係がむずかしい」が 17.4%となっています。



※「正社員」「パート、アルバイト、臨時雇用」「自営業」「内職」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「その他」のいずれかの方のみ回答

勤続年数（18～64 歳対象調査）

- 「20 年以上」が 14.9%で最も多く、次いで「2 年～5 年未満」が 14.3%、「10 年～20 年未満」が 13.0%となっています。
- 手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では「20 年以上」、療育手帳所持者では「10 年～20 年未満」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「1 年～2 年未満」が最も多くなっています。身体障がい者手帳所持者では「20 年以上」が、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「半年未満」「1 年～2 年未満」が他の手帳所持者に比べて多くなっています。

	合計	半年未満	半年～1年未満	1年～2年未満	2年～5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年以上	不明・無回答
全体	483	7.0	5.6	11.4	14.3	12.4	13.0	14.9	21.3
手帳									
身体障がい者手帳所持者	242	4.5	3.7	9.1	10.3	11.2	14.5	22.3	24.4
療育手帳所持者	93	6.5	4.3	10.8	16.1	16.1	17.2	8.6	20.4
精神障がい者保健福祉手帳所持者	136	11.8	7.4	16.9	14.7	14.7	7.4	6.6	20.6

働いていない理由（18～64 歳対象調査）

- 「障がいがあるため」が 34.2%で最も多く、次いで「病気・高齢のため」が 28.8%、「仕事をすることが不安なため」が 26.3%となっています。
- 手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者では「障がいがあるため」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「仕事をすることが不安なため」が最も多くなっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者では、他の手帳所持者に比べて「障がいを理解してもらえないため」「過去に嫌な経験をしたため」が多くなっています。

	合計	障がいがあるため	病気・高齢のため	自分にあつた仕事や自分のできる仕事がないため	仕事を探しても見つからないため	仕事をすることが不安なため	通勤が難しいため	学校に通っているため	訓練中のため	家事に専念しているため	障がいを理解してもらえないため	過去に嫌な経験をしたため	現在の収入で生活できないため	定年を迎えたため	その他	働きたいと思わない	不明・無回答
全体	243	34.2	28.8	18.9	13.2	26.3	9.5	2.1	5.8	9.5	14.0	11.9	6.6	3.3	10.3	7.4	8.2
手帳 身体障がい者 手帳所持者	135	40.7	26.7	17.8	11.9	17.0	9.6	0.7	4.4	11.1	8.9	5.9	5.9	4.4	7.4	5.9	9.6
療育手帳所持者	39	48.7	5.1	25.6	7.7	12.8	5.1	7.7	7.7	2.6	7.7	7.7	0.0	0.0	10.3	5.1	7.7
精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	78	34.6	30.8	23.1	17.9	42.3	11.5	1.3	9.0	7.7	29.5	24.4	9.0	0.0	12.8	9.0	3.8

今後の就労意向（18～64 歳対象調査）

- 「働きたい」が 48.4%で最も多く、次いで「わからない」が 19.9%、「働きたくない」が 11.1%となっています。

【団体対象意向調査の結果】

就労について（一般就労への移行の促進、就労定着率の向上など）の今後取り組むべき方向・アイデア（一部）

- 障がいのあるなしに関わらず、学生のうちから、仕事をしている人を知る、体験してみる機会をもっと増やす。労働対価の給料のありがたさ、仕事で嫌なことがあったときの対処の方法、目標となるような起業家のストーリーなど。中学生が職場体験しているのを見かけたことがある、あれは良い取り組みだと思う。
- 就労移行への訓練ができる施設や事業所を増やす。
- 就職後の障がい者の方への相談支援やサポートと、企業との対応ができる人材が必要。

【法人対象意向調査の結果】

障がいのある人の就労について市民や企業の理解を得るための取り組みの実施状況

- 「行っている」が 63.6%、「行っていない」が 18.2%となっています。

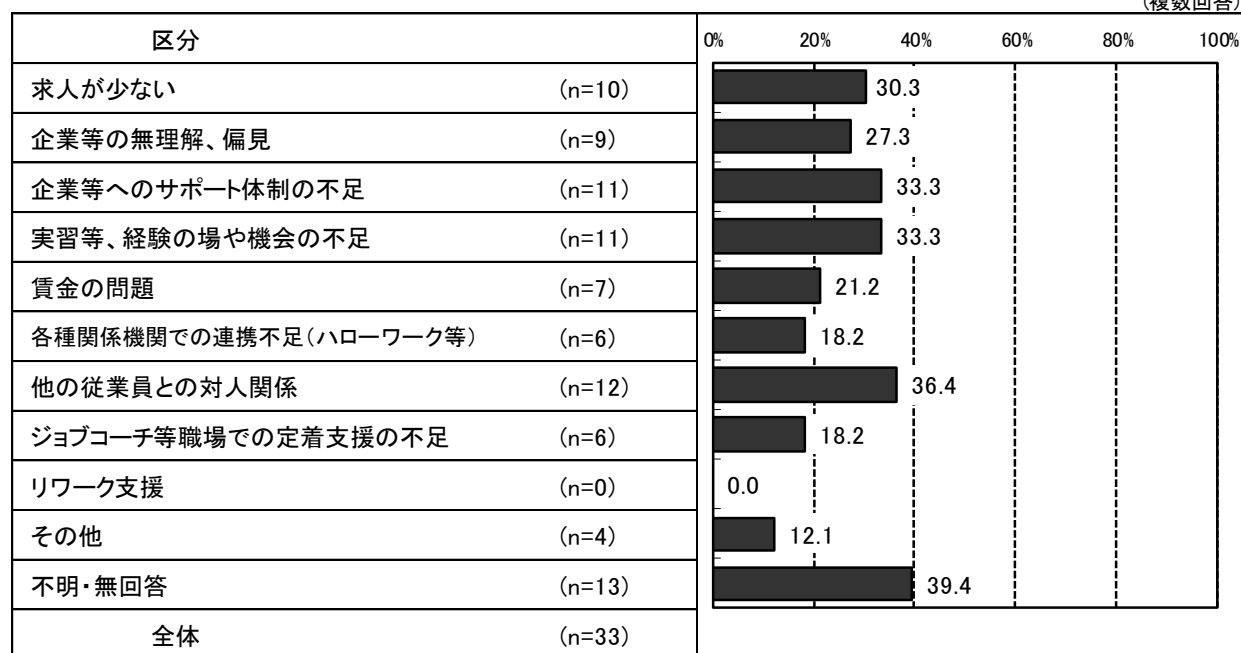
一般就労への移行者を増加させるための取り組みの実施状況

- 「行っている」が 54.5%で最も多く、「対象となる利用者がいない」（36.4%）がつづいています。

障がいのある人が一般就労をめざすにあたっての課題、問題点

- 「他の従業員との対人関係」が36.4%で最も多く、「企業等へのサポート体制の不足」と「実習等、経験の場や機会の不足」がともに33.3%、「求人が少ない」(30.3%)がつづいています。

(複数回答)



＜分析＞

- 働くことへの不安や不満については、「給料が少ない」「会社/事業所のなかでの人間関係がむずかしい」などが多くなっています。また、法人対象意向調査の結果をみると、障がいのある人が一般就労をめざすにあたっての課題としては「他の従業員との対人関係」が最も多くなっていることから、賃金のほか、職場内でのコミュニケーションが課題となっていることがうかがえます。
- 勤続年数について、身体障がい者手帳所持者では「20年以上」、療育手帳所持者では「10年～20年未満」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「1年～2年未満」が最も多くなっており、精神障がい者保健福祉手帳所持者では勤続年数が短い傾向があるといえます。
- また、働いていない理由について、精神障がい者保健福祉手帳所持者では他の手帳所持者に比べて「仕事をするのが不安なため」「障がいを理解してもらえないため」「過去に嫌な経験をしたため」が多くなっています。
- 今後の就労意向について、現在働いていない人（働いていたが今は働いていない、働いたことがない）でも3割程度が「働きたい」と考えていることから、働く意欲をもった障がいのある人に対し、適性や能力に応じた多様な就労機会の確保が必要となります。
- 団体対象意向調査の結果をみると、就労についてのアイディアとして「仕事をしている人を知る、体験してみる機会を増やす」「就労移行への訓練ができる施設や事業所を増やす」などの意見があげられています。また、法人対象意向調査では障がいのある人が一般就労をめざすにあたっての課題として「実習等、経験の場や機会の不足」が2番目に多くなっていることから、就労体験の機会・場のニーズがあることがうかがえます。
- 法人対象意向調査の結果をみると、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援事業所を運営している法人において、障がいのある人の就労について市民や企業の理解を得るための取り組みを行っているのは63.6%、一般就労への移行者を増加させるための取り組みを行っているのは54.5%となっています。

(5) 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携、医療的ケア児の協議の場

【市民アンケート調査の結果】

医療を受けるにあたって困ること（18歳未満対象調査）

- 手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では「専門的なりハビリができる施設が身近になり」が、他の手帳所持者に比べて多くなっています。
- 医療的ケアを受けている人は受けていない人に比べて「通院するための家族の負担が大きい」が多くなっています。

		合計	通院するときに手助けしてくれ る人がいない	通院するための家族の負担が 大きい	専門的な治療を行う病院が 身近にない	専門的なりハビリができる 施設が身近にない	ちょっとした病気やけがのときに受 け入れてくれる病院が身近にない	診療科がある	障がいがある理由で治療を受けにく い診療科がある	医師に病気のことや薬のことを 気軽に聞けない	交通費の負担が大きい	医療費の負担が大きい	症状をうまく説明できない、医師等 の説明が難しく理解できない	どこに行ったらいいかわからない	誰に聞いたらいいかわからない	手話や筆談などの対応を してくれない	その他	特に困っていない	不明・無回答
18 歳未 満	全体	166	6.6	20.5	15.1	12.7	2.4	21.1	3.6	12.7	5.4	9.0	10.2	9.6	0.6	4.8	39.2	7.2	
	手帳	身体障がい者 手帳所持者	21	19.0	28.6	9.5	38.1	9.5	23.8	0.0	28.6	0.0	9.5	14.3	4.8	4.8	9.5	9.5	9.5
		療育手帳所持者	84	9.5	29.8	16.7	17.9	3.6	31.0	3.6	17.9	8.3	10.7	10.7	10.7	1.2	6.0	28.6	6.0
		精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	17	0.0	11.8	23.5	11.8	0.0	11.8	0.0	11.8	5.9	23.5	23.5	17.6	0.0	5.9	35.3	5.9
	医療的 ケア	受けていない	120	5.8	16.7	14.2	11.7	1.7	23.3	2.5	10.8	3.3	6.7	12.5	10.8	0.8	4.2	48.3	2.5
		受けている	22	9.1	40.9	13.6	9.1	9.1	13.6	0.0	9.1	13.6	13.6	4.5	4.5	0.0	13.6	22.7	9.1

災害時の生活で求めること（18歳未満対象調査）

- 18歳未満では「救助を求めたら来てくれる人がいること」が66.9%で最も多く、次いで「救助を求めることができること」が65.1%、「すぐに避難できる安全な場所があること」が57.2%となっています。

		合計	不明・無回答 特にな その他 被害状況などの情報が入 手できること 酸素ボンベや吸引器、人 工呼吸器が使えること 補装具や日常生活用具が 使えること 薬が飲めること 必要な薬が手に入り、治 療を受けられること まわりの人とのコミュニケ ーションがとれること 障がいにあつた対応をし てくれること 物資の入手方法がわかる こと すぐに避難できる安全な 場所があること 救助を求めたら来てくれ る人がいること 救助を求めることができる こと どのような災害が起こったの かがすぐにわかること 避難場所を知っているこ と																
18 歳未 満	全体	166	51.2	44.6	65.1	66.9	57.2	31.3	44.6	41.6	24.1	18.1	7.8	3.0	14.5	4.8	2.4	1.8	
	手帳	身体障がい者 手帳所持者	21	42.9	52.4	57.1	66.7	57.1	33.3	66.7	42.9	57.1	52.4	33.3	14.3	38.1	9.5	0.0	0.0
		療育手帳所持者	84	45.2	42.9	65.5	69.0	58.3	38.1	59.5	39.3	31.0	22.6	10.7	6.0	13.1	4.8	2.4	0.0
		精神障がい者保健 福祉手帳所持者	17	52.9	47.1	70.6	82.4	52.9	17.6	52.9	41.2	23.5	29.4	11.8	0.0	11.8	0.0	0.0	11.8
	医療的 ケア	受けていない	120	55.0	45.8	65.0	70.0	63.3	30.8	44.2	44.2	18.3	13.3	6.7	0.8	16.7	5.0	1.7	0.0
		受けている	22	40.9	31.8	68.2	59.1	45.5	31.8	54.5	36.4	54.5	50.0	13.6	18.2	4.5	4.5	4.5	0.0

【団体対象意向調査の結果】

保健・医療についての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 発達障がい者の早期発見は、児検診と就学前の訪問検診ですくい取ってほしい。親も我が子には必要ないと療育を受けなかったりする。早期療育の重要性をもっと知ってほしい。
- 医ケア対応の事業所、施設が少ない。
- 病気の早期発見を願うも、病院での待ち時間を考えると、見逃しがち。検査等も受けられないのが現状。受診時の協力があればと思う。
- 障がい者（重度）の健康診断のあり方→検尿・検便・子宮癌検診が大変苦勞する。
- 単独で移動・行動できない方が多く、健康づくりなどは難しく感じます。情報社会になり、障がいや病気の早期発見は、以前に比べて良くなっていると感じます。医療機関においても、設備面、資料面でも配慮いただけるようになっています。
- 病気入院時には家族まかせになっている状況が多い。制度上、もう少し配慮はないのでしょうか。知的障がい児・者については、症状の自己発信が不得手な面が多く、何か良い支援法はないでしょうか。

保健・医療についての今後取り組むべき方向・アイディア（一部）

- 医ケア対応の事業所、施設を増やして欲しい。特に医ケア対応のショートステイが近くにないので、何かあった時のために、是非近くにつくって欲しい。
- 24 時間体制の連絡先や、対応してもらえるような（病院との連携を含む）体制を希望する。
- 子どもが入院した時、親の付き添いが必要（病院に任せられない）→親が付き添いできない時、ヘルパーでも可能なようにして欲しい。
- 今回の新型コロナウイルスのような感染症にかかった場合、我々視覚障がい者に対してどのように対応してもらえるのか早急に対応策を作成して我々に説明していただきたい。正直言って我々がコロナに感染しているかもという不安を抱いたときどういう対応をして良いのか全く解らない。

【法人対象意向調査の結果】

医療的ケアが必要な人の受け入れにあたっての課題

- 医療連携において適切なメンタルヘルスケアの実施を行うべく情報の滞留がないようにすること。
- 介護保険サービスのショートステイと障がいのショートステイで同等の医療サービスが重なった時は調整が必要（同時の利用が難しい）。
- 医療的ケアであって、一人暮らしの方が、災害時に緊急避難で前もって病院で受け入れられるようにしていただきたい。在宅介護のスタッフだけで対応する事は、困難であることが見えている。
- 利用者にとって事業所の選択肢は多いほど良い。受け入れる事業所が増えてほしい。
- 看護師の常駐（できれば複数）・加算などの対応。
- 常勤看護師の配置。
- 看護師の配置。

＜分析＞

- 医療を受けるにあたって困ることとしては「障がいが理由で受けにくい診療科がある」「通院するための家族の負担が大きい」が多くなっています。医療を受けるにあたって何かしら困ることがある人（全体から「特に困っていない」「不明・無回答」を引いた値）は、医療的ケアを受けていない人で 49.2%であるのに対し、医療的ケアを受けている人では 68.2%となっています。医療的ケアを受けている人では、特に「通院するための家族の負担が大きい」が多くなっており、通院時のサポートが求められていると考えられます。
- 災害時の生活で求めることについて、医療的ケアを受けている人では受けていない人に比べて「必要な薬が手に入り、治療を受けられること」「薬が飲めること」「酸素ボンベや吸引器、人工呼吸器が使えること」が多くなっていることから、災害時に医療的ケアを受けられる体制づくりが重要であることがうかがえます。
- 団体対象意向調査の結果をみると、「医療的ケア対応の事業所、施設が少ない」「24 時間体制の連絡先や対応を希望する」などの意見も出ています。一方で、法人対象意向調査の結果をみると、医療的ケアが必要な人の受け入れにあたっての課題として「看護師の配置」という意見が複数あげられている状況です。

(6) 児童発達支援センターの充実、療育の向上、担保

【市民アンケート調査の結果】

主な相談先（18歳未満対象調査）

- 「家族や親族」が62.0%で最も多く、次いで「学校・園の先生」が49.4%、「児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）の職員」が41.0%となっています。

	18歳未満(n=166)
家族や親戚	62.0
相談支援事業所の職員（相談支援専門員）	19.9
医療機関の職員（主治医、看護師など）	22.3
保健所の職員（保健師など）	6.0
子育て世代包括支援センターあえる、保健センターの職員	7.8
社会福祉協議会の職員	0.0
障がい福祉課の職員	4.8
教育センター、教育委員会の職員	3.0
児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）の職員	41.0
ホームヘルパーや訪問看護師	1.8
学校・園の先生	49.4
児童相談所（大阪府中央子ども家庭センター）の職員	1.2
障がい者（児）施設などの職員	16.3
友人・知人・近所の人	36.7
障がい者団体・患者の仲間	4.2
その他	3.6
特にない	2.4
不明・無回答	1.8
全体	100.0

今、相談したいこと（18歳未満対象調査）

■ 「お子さんの進学や訓練、就職など、今後の進路のこと」が57.8%で最も多く、次いで「家族からの自立や家族がいなくなったときのお子さんの生活のこと」が34.3%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法について」が27.1%となっています。

■ 年齢別にみると、いずれの年齢においても「お子さんの進学や訓練、就職など、今後の進路のこと」が最も多くなっています。0～4歳では「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法について」、5～9歳では「(お子さんの通う)学校のこと」、10～14歳、15～18歳未満では「家族からの自立や家族がいなくなったときのお子さんの生活のこと」が2番目に多くなっています。

		合計	お子さんの障がいや病気に 関すること	お子さんとの関係について	お子さんと家族以外の人(友人、 同僚、先生など)との関係について	(お子さんの通う)学校のこと	(お子さんの勤める)職場や仕事 のこと	お子さんの進学や訓練、就職など、 今後の進路のこと	家族からの自立や家族がいなくな ったときのお子さんの生活のこと	経済的なこと(生活費、学費、医療 費など)	災害時など緊急時の対応のこと	利用できる福祉制度やサービス の内容・利用方法について	偏見や差別について	その他	特にな い	不明・無 回答
全体		166	26.5	12.7	23.5	24.7	0.6	57.8	34.3	15.7	16.9	27.1	10.2	4.2	13.9	3.0
年 齢	0～4歳	24	37.5	16.7	16.7	33.3	0.0	70.8	25.0	12.5	12.5	45.8	0.0	4.2	0.0	8.3
	5～9歳	73	27.4	11.0	20.5	30.1	1.4	50.7	21.9	13.7	16.4	23.3	13.7	4.1	16.4	2.7
	10～14歳	47	25.5	14.9	29.8	19.1	0.0	57.4	44.7	17.0	14.9	25.5	12.8	4.3	19.1	0.0
	15～18歳未満	20	15.0	10.0	30.0	10.0	0.0	70.0	65.0	25.0	25.0	20.0	5.0	5.0	5.0	5.0
手 帳	身体障がい者 手帳所持者	21	9.5	4.8	23.8	23.8	0.0	57.1	52.4	9.5	42.9	28.6	4.8	4.8	9.5	9.5
	療育手帳所持者	84	20.2	6.0	21.4	23.8	1.2	67.9	48.8	13.1	25.0	34.5	9.5	3.6	8.3	3.6
	精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	17	58.8	23.5	47.1	41.2	0.0	76.5	35.3	29.4	23.5	29.4	23.5	5.9	5.9	0.0

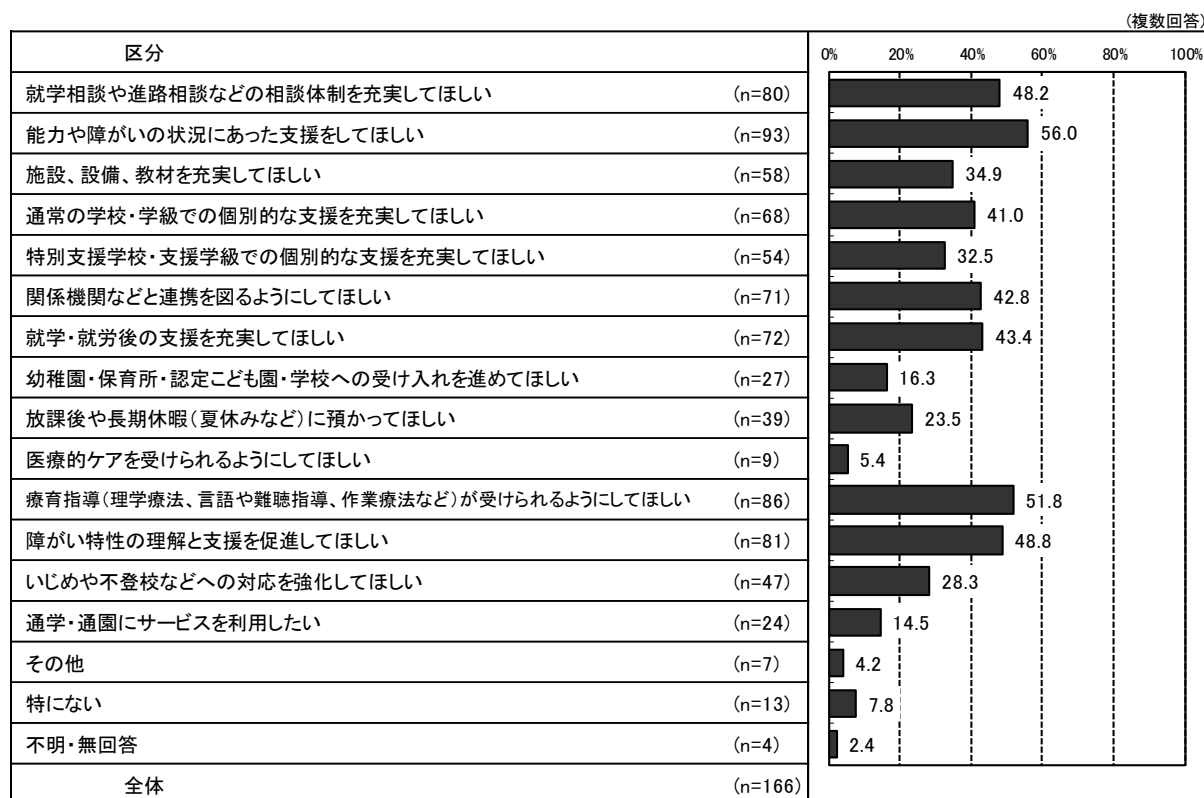
相談先に求めること（18歳未満対象調査）

■ 18歳未満では「障がいに関する専門的な相談ができること」が64.5%で最も多く、次いで「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」が55.4%、「さまざまな相談に対応できるように他職種との連携がとられていること」が44.0%となっています。

(P14のグラフ参照)

就園・就学、学校生活等で望むこと（充実してほしいこと）（18歳未満対象調査）

- 「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が56.0%で最も多く、次いで「療育指導（理学療法、言語や難聴指導、作業療法など）が受けられるようにしてほしい」が51.8%、「障がい特性の理解と支援を促進してほしい」が48.8%となっています。



【団体対象意向調査の結果】

療育についての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 放課後等デイや療育事業を利用される方が増えています。学校・保育所・幼稚園との連携機会がどの程度あるのでしょうか。それぞれの支援内容の共有や、役割の相互確認の機会があるのでしょうか。
- 障がいに対する理解促進のための教育の機会がもっとあってもよいのではないかと思います。多様性の尊重・人権教育にもつながるものだと思います。
- 保護者のニーズについて、ニーズの発信が難しく困っていてもどうしたらよいか分からず悩んでおられる保護者もおられるのではないかと思います。保護者の方に障がいがある場合、子どもの支援者と保護者の支援者との連携がどの程度意識的に行われているのでしょうか。
- 個別の支援計画の専門職による細かい支援が、誰ひとり取り残されることのないよう、地域にしっかり目を向けて、持続性を持った支援を行って下さい。

【法人対象意向調査の結果】

幼児期から成人に至るまでの「切れ目のない支援」を提供するための取り組み状況について

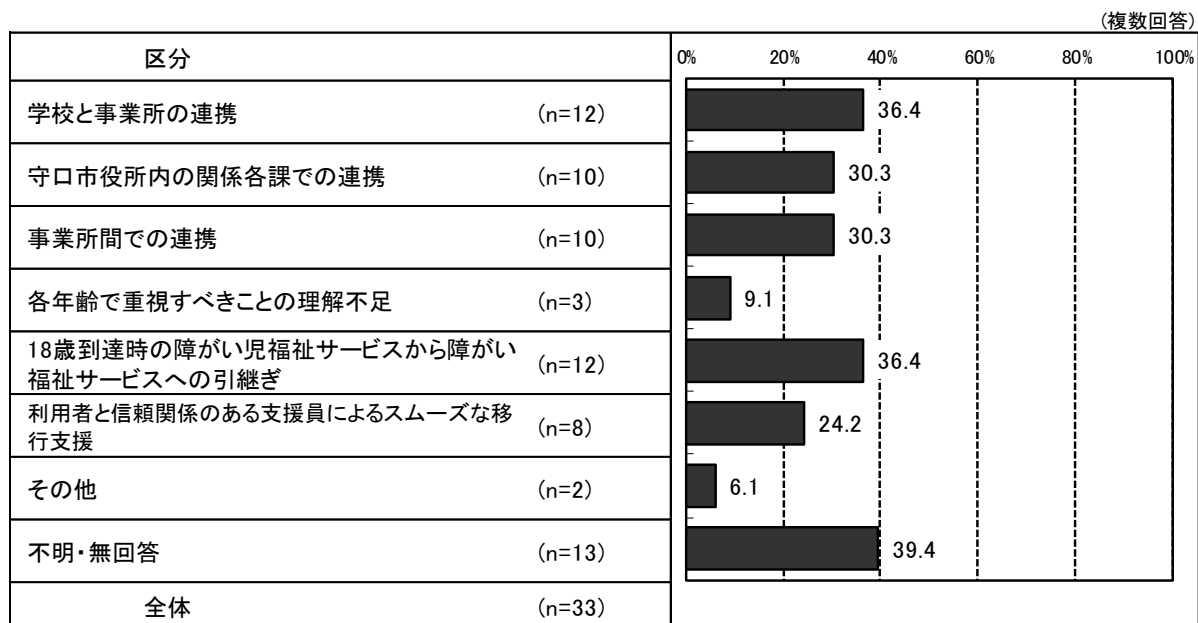
- 「行っていない」が45.5%、「行っている」が21.2%となっています。

3年前に比べて、幼児期から成人に至るまでの「切れ目のない支援」が進んでいると思うかについて

■ 「わからない」が48.5%で最も多く、「思う」(15.2%)、「思わない」(12.1%)がつづいています。

「切れ目のない支援」のために課題として考えられることはあるか

■ 「学校と事業所の連携」と「18歳到達時の障がい児福祉サービスから障がい福祉サービスへの引継ぎ」が、ともに36.4%で最も多く、「守口市役所内の関係各課での連携」と「事業所間での連携」が、ともに30.3%、「利用者と信頼関係のある支援員によるスムーズな移行支援」(24.2%)がつづいています。



＜分析＞

- 今、相談したいこととしては「お子さんの進学や訓練、就職など、今後の進路のこと」「家族からの自立や家族がいなくなったときのお子さんの生活のこと」「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法について」などが多くなっています。また、0～9歳では「お子さんの障がいや病気に関すること」「学校のこと」、10～18歳未満では「お子さんと家族以外の人との関係について」「家族からの自立や家族がいなくなったときのお子さんの生活のこと」が多い傾向があり、年齢によって相談したい内容が異なる傾向があるため、子どもの成長に応じた相談支援に努める必要があります。また、相談先に求めることとしては、「障がいに関する専門的な相談ができること」「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」「さまざまな相談に対応できるように多職種との連携がとられていること」などが多くなっています。
- 就園・就学、学校生活等で望むこと（充実してほしいこと）として、「療育指導が受けられるようにしてほしい」は51.8%で2番目に多くなっており、特に0～9歳で多い傾向があります。
- 障がい福祉サービスに求めるものとして、児童発達支援については「専門的な人材を増やしてほしい」、放課後等デイサービスについては「内容をもっと充実してほしい」との意見がみられました。
- 団体対象意向調査では、療育についての現在の状況や問題点・課題点として「学校・保育所・幼稚園との連携機会がどの程度あるのか」「子どもの支援者と保護者の支援者の連携はどうか」という意見がでています。法人対象意向調査では「切れ目のない支援」のための課題として「学校と事業所の連携」が36.4%で最も多いほか、「守口市役所内の関係各課での連携」「事業所間での連携」も3割程度となっています。療育の充実や切れ目のない支援の充実に際しては、関係する各主体間、学校と事業所、市役所内、事業所間など、様々な主体が状況に応じて連携のとれる体制構築が重要となると考えられます。
- また、切れ目のない支援の課題としては「18歳到達時の障がい児福祉サービスから障がい福祉サービスへの引継ぎ」が36.4%で最も多くなっています。その改善策としては「学校だけではなく、各サービス事業所からも保護者に対して早い段階から情報提供があれば」「各機関がニーズを把握した場合、それを支援者に『つなげる』仕組みが必要」などの意見が出ており、18歳到達時にスムーズに障がい福祉サービスへと引き継ぐための情報提供体制等が求められています。

(7) 高齢化に伴う支援の検討

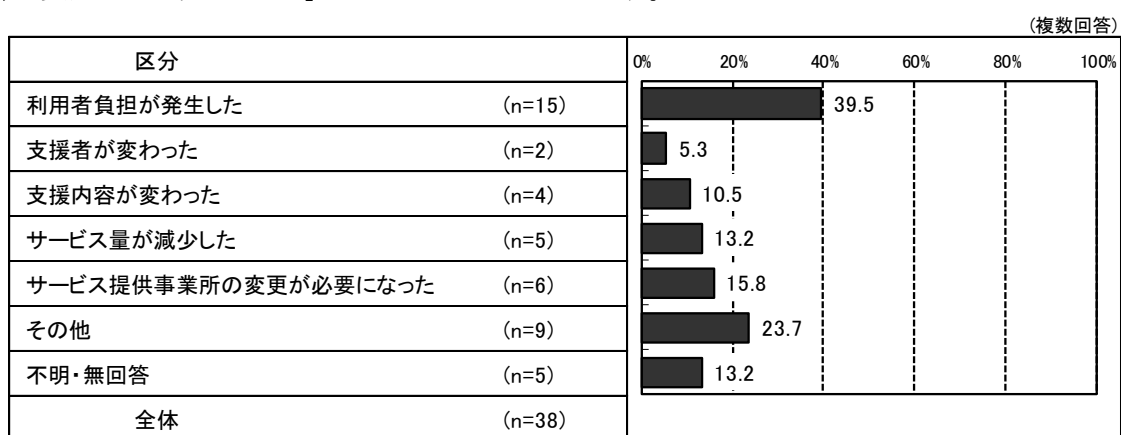
【市民アンケート調査の結果】

今後（3年以内）利用したいサービス（65歳以上対象調査）

- 「利用しない」が25.0%で最も多く、次いで「ヘルパーによる介護や日常生活への支援（訪問系サービス・障がい福祉サービスの上のせ）」が23.3%、「外出や移動への支援（移動支援・同行援護）」が18.8%となっています。

65歳以上になり、介護保険に移行する際、困ったこと（65歳以上対象調査）

- 「利用者負担が発生した」が39.5%で最も多く、次いで「その他」が23.7%、「サービス提供事業所の変更が必要になった」が15.8%となっています。

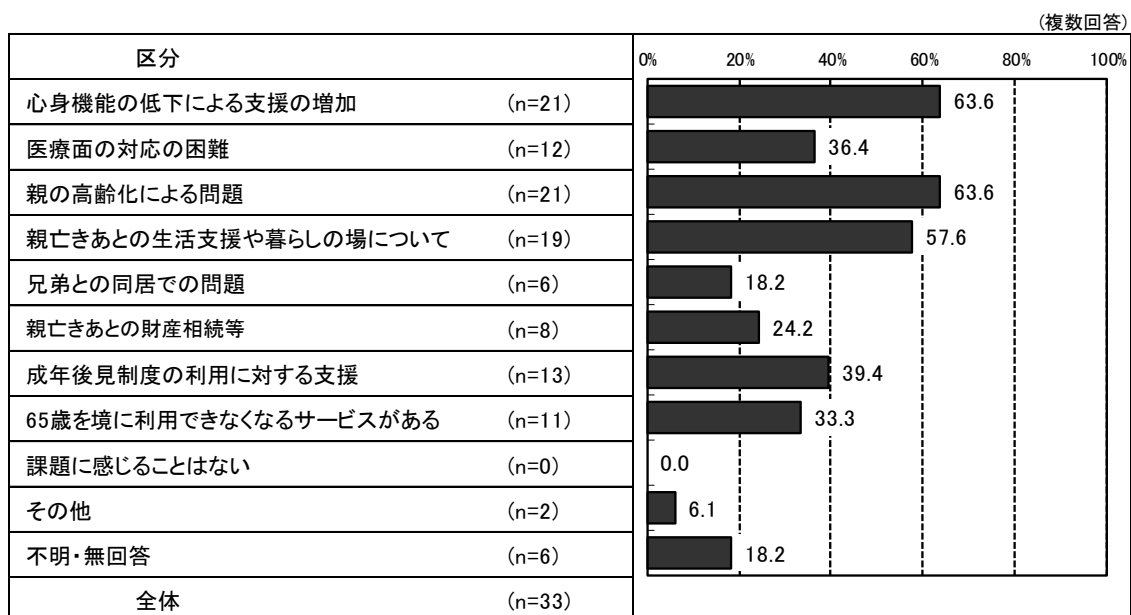


※65歳以前に障がい福祉サービスを利用していた方で、介護保険に移行する際困ったことがある方のみ回答

【法人対象意向調査の結果】

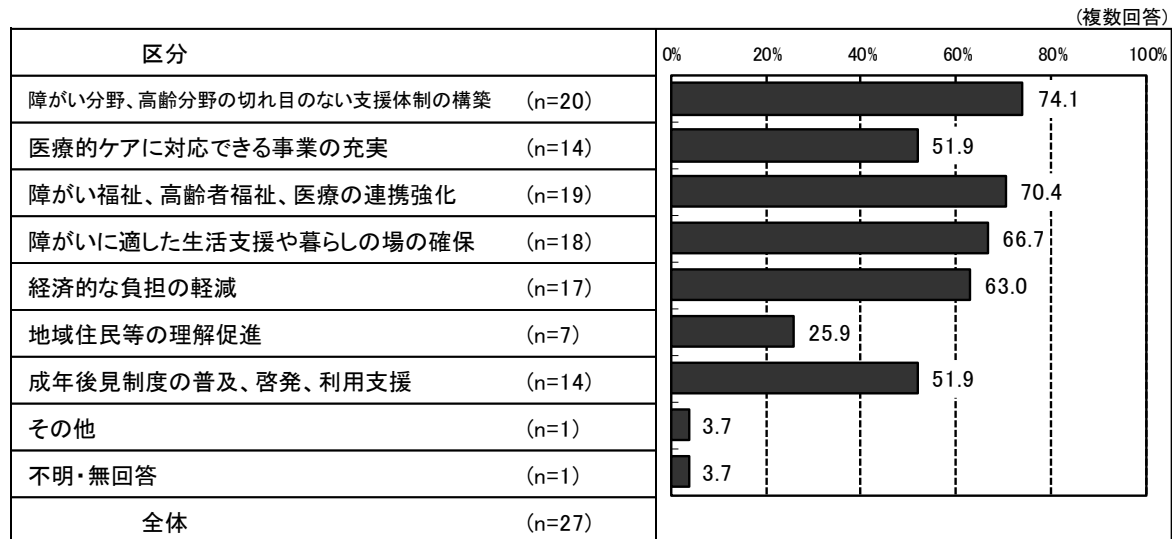
利用者的高齢化に関することで課題だと思うこと

- 「心身機能の低下による支援の増加」と「親の高齢化による問題」が、ともに63.6%で最も多く、「親亡きあとの生活支援や暮らしの場について」(57.6%)、「成年後見制度の利用に対する支援」(39.4%)がつづいています。



利用者の高齢化に関することで課題だと思うことの解決策

- 「障がい分野、高齢分野の切れ目のない支援体制の構築」が74.1%で最も多く、「障がい福祉、高齢者福祉、医療の連携強化」(70.4%)、「障がいに適した生活支援や暮らしの場の確保」(66.7%)がつづいています。



※課題について「課題に感じることはない」「不明・無回答」以外の法人のみ回答

<分析>

- 法人対象意向調査の結果をみると、利用者の高齢化に関する課題としては「心身機能の低下による支援の増加」「親の高齢化による問題」「親亡きあとの生活支援や暮らしの場について」などが多くなっています。その解決策としては「障がい分野、高齢分野の切れ目のない支援体制の構築」「障がい福祉、高齢者福祉、医療の連携強化」が多くなっており、「8050 問題」や「親亡きあとの支援」などが社会的な問題となっていることから、障がい分野と高齢分野の連携の強化は喫緊の課題であると考えられます。

(8) 意思疎通支援の提供体制の充実

【市民アンケート調査の結果】

外出の際に困ること（18～64 歳、65 歳以上対象調査）

- 18～64 歳について手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では「特にない」、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者では「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。
- 65 歳以上について手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では「特にない」、療育手帳所持者では「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」と「特にない」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「金銭的に余裕がない」が最も多くなっています。

		合計	付き添ってくれる人がいない	道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	気軽に利用できる移送手段が少ない	障がいに配慮した設備が不十分	通路上に自転車や看板などの障がい物があって通りにくい	商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	点字ブロックが少ない	金銭的に余裕がない	移動手段にお金がかかる	困ったときにどうすればいいのか心配	周囲の目が気になる	その他	特にない	ほとんど外出しないのでわからない	不明・無回答
18 ～ 64 歳	全体	583	6.0	13.9	9.1	5.3	7.9	9.4	9.6	5.7	1.4	16.3	13.0	21.6	13.9	5.0	35.2	2.7	8.1
	身体障がい者手帳所持者	298	7.7	24.5	7.4	7.4	13.1	16.1	8.1	6.0	2.3	13.1	12.1	15.1	9.4	4.0	35.2	4.0	7.7
	療育手帳所持者	132	6.8	11.4	21.2	8.3	6.8	11.4	18.2	11.4	0.8	9.1	13.6	40.2	18.9	4.5	25.0	0.8	9.8
	精神障がい者保健福祉手帳所持者	162	6.2	8.6	8.6	3.1	1.9	5.6	8.6	5.6	0.0	27.8	16.0	28.4	24.7	8.6	24.7	3.1	8.0
65 歳以上	全体	528	5.3	21.6	7.4	11.6	6.6	6.3	4.2	2.5	0.2	11.9	12.3	11.0	2.8	4.5	30.9	12.7	13.4
	身体障がい者手帳所持者	436	5.3	24.5	6.7	12.2	7.1	6.9	4.6	2.8	0.2	11.9	13.1	10.6	2.8	4.6	31.7	13.3	11.2
	療育手帳所持者	18	11.1	27.8	16.7	5.6	11.1	5.6	5.6	5.6	0.0	16.7	11.1	16.7	5.6	0.0	27.8	11.1	27.8
	精神障がい者保健福祉手帳所持者	31	9.7	6.5	6.5	6.5	3.2	0.0	0.0	6.5	0.0	19.4	9.7	16.1	3.2	3.2	9.7	6.5	22.6

【団体対象意向調査の結果】

コミュニケーションの支援、情報バリアフリーについての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 情報は向こうからやってこないからアンテナをはってないと気が付かないことが多い。就労支援センターもアクセスが悪い。守口市障がい者・高齢者交流会館も北河内子ども家庭センターもハローワークもみんなそうだ。場所を分けることもいいかもしれないが、普通の地域の中にスペースをつくること。そうすれば普段支援を必要としない人の目にもとまるかもしれない。市役所でクッキーを売ったり図書館で作品展をしたり、大切なことだと思う。
- パソコンやスマートフォン使用の有無で、情報格差はかなり大きいと思います。年々、格差が広がっていることを感じています。
- 本市の場合、視覚障がい者への意思疎通支援事業はほぼ行われていないのが現状である。また市から提供される様々な情報についてはきわめて視覚障がい者が情報を得られないのも現状である。
- 広報では声の広報があり、市役所庁舎では電子掲示板があり、視覚障がい者や聴覚障がい者の方に配慮をしていただけていますが、イベントなどでは、手話通訳、点字プログラムが無く、残念です。
- 手話通訳派遣依頼するのに、派遣当日の事前に依頼しないといけなく、次の日の派遣お願いしたくてもできない。（突然の派遣依頼もできない）不便を感じる。
- 日常生活用具給付事業については、今ある品目の支給限度額を今の時代にあったものに変更し、可能な限り購入の際の負担を軽減していただきたい。また今の時代にあった品目を積極的に追加していただきたい。点字ディスプレイや携帯型の色判別装置、めがね型の文書読み上げ装置など。またICT機器や視覚障がい者パソコンソフトの支給対応年数を今の時代にあったものに変更していただきたい。視覚障がい者用のパソコンソフトの対応年数が10年というのは今では全く時代錯誤である。今はソフトを一括で買い取って使うので無く、いわゆる「サブスクリプション」方式で毎年お金を支払って使用する権利を得るという方向に変わってきているのが現状である。
- 今年施行された読書バリアフリー法に盛り込まれている、視覚障がい者の読書環境の改善ということで、デージー形式の視覚障がい者用音訳図書を聞くデージープレイヤーの支給対象について今の1級と2級の視覚障がいの障がい者手帳を有している方だけで無く、3級から6級の手帳を有している方にも支給対象を広げていただきたい。
- 市内で視覚障がい者がICT機器や使いやすい日用品や家電製品を使って生活を少しでも楽にできるよう日常生活指導ができる場をつくっていただきたい。

＜分析＞

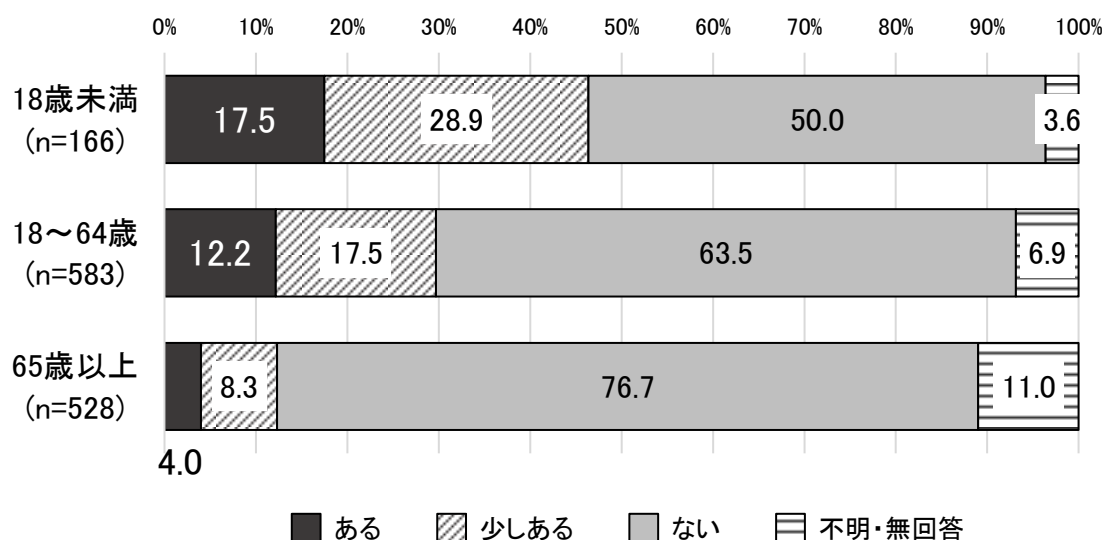
- 外出の際に困ることとして、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「困ったときにどうすればいいのか心配」が多い傾向があることから、困った時や緊急時に周りの人に声をかけられるよう、日常生活におけるコミュニケーションを円滑に図るための支援が必要であることがうかがえます。
- コミュニケーションの支援、情報バリアフリーについて「パソコンやスマートフォン使用の有無で情報格差は大きい」「視覚障がい者への意思疎通支援事業はほぼ行われていない」「イベントなどでは手話通訳、点字プログラムがない」などの課題があげられており、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援、情報発信の方法を検討・充実する必要があります。

(9) 差別の禁止、合理的配慮

【市民アンケート調査の結果】

この3年間で障がいがあることで差別を受けた経験（18歳未満、18～64歳、65歳以上対象調査）

- 18歳未満、18～64歳、65歳以上のいずれにおいても「ない」が最も多くなっています。



※18歳未満は「子ども又はあなた(回答者)」の経験について回答

障がいへの理解を深めるために、今後力を入れるべきこと（18歳未満、18～64歳、65歳以上対象調査）

- 18歳未満では「子どもたちに対する福祉教育を充実させる」が62.0%で最も多く、次いで「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」が44.6%、「障がいのある人がまちな出かけやすいように整備を進める」が38.6%となっています。
- 18～64歳では「障がいのある人がまちな出かけやすいように整備を進める」が36.5%で最も多く、次いで「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」が31.4%、「特にない」が22.6%となっています。

	18歳未満(n=166)	18～64歳(n=583)	65歳以上(n=528)
スポーツ・レクリエーション、文化活動を通して地域の人々との交流を深める	16.9	17.0	10.8
市民対象の福祉講座や講演会を開催する	14.5	12.0	6.8
福祉施設(通所事業所)を地域に開放し、地域住民との交流を図る	15.1	15.1	10.8
グループホームを地域の中につくる	13.9	13.0	7.8
子どもたちに対する福祉教育を充実させる	62.0	21.8	10.8
障がい者団体や関係グループの活動をPRする	9.6	10.8	5.9
ボランティアの育成を図る	16.3	11.7	9.3
障がいのある人も使いやすい施設をつくる	44.6	31.4	22.0
障がいのある人がまちな出かけやすいように整備を進める	38.6	36.5	23.9
その他	9.0	5.1	2.1
特にない	5.4	22.6	30.3
不明・無回答	5.4	12.5	23.1
全体	100.0	100.0	100.0

【団体対象意向調査の結果】

差別の解消、権利擁護、障がい者理解についての現在の状況や問題点・課題点（一部）

- 以前より発達障がいへの理解が進んできているように感じる。周りの親も（「わたしの育て方が悪かったのだろうか」など言ったりしない、病気であり特性であるという意識がすすんだ）明るい人が多い。一方でテレビの影響もあり「発達障がいとはこういう人のことだ」という画一的な認識をされることもある。人それぞれ違うのだということを知ってほしい。
- 理解促進の機会が少ないと感じます。
- 障がい者への理解や啓発の取り組みがなかなか具体的に見えてこない。以前は市民向けの啓発講座なども行われていたこともあったが、この何年かはそのようなイベントも行われていないようである。
- 障がい者への理解が無いから差別がおこる。差別がおこるから権利を訴える。すべて理解してもらえていないことが始まりだと感じます。

差別の解消、権利擁護、障がい者理解についての今後取り組むべき方向・アイデア（一部）

- 差別する気持ちは押し付けては教育できないと思う。子どものころからしっかり学ぶこと、大人が見本をみせること。
- 教育機関・行政機関・地域など、それぞれの場で理解促進研修・事業を実施していきたいです。
- 啓発事業については、健常者だけで企画するので無く、障がい当事者からもどのようなことを啓発してほしいのか、また啓発しようと思っているのかなどを十分に調査して、当事者の意見に即した啓発活動を当事者とともに行えるように方向を変えていただきたい。
- 若年齢からの教育です。障がいのある人も同じ人なんだと教育してもらうことで差別は減り、権利を主張せずとも人間としての尊厳を守ることができます。
- 理解促進事業の出前講座を多く開いて、地域に広めて下さい。

【法人対象意向調査の結果】

差別解消・権利擁護関係の支援、相談を受けたことがあるか、またどのような支援、相談を受けたか

- 「支援を行ったり相談を受けたりしたことはない」が 45.5%で最も多く、「虐待（疑いも含む）に関する事」と「金銭管理に関する事」が、ともに 24.2%、「合理的配慮の提供について」と「偏見・誤解・差別的発言等を受けたことについて」と「成年後見制度について」が、ともに 18.2%でつづいています。

差別解消・権利擁護関係の支援で難しかったこと、支障があったこと（支援・相談を受けたことがある方のみ）

- 虐待に関する相談が難しい。
- 虐待に関しては家族内での問題があり、他の支援機関とも連携しながら相談を受けているが、就労移行支援事業所としては踏み込める部分が限定的なので、アドバイスが困難である。
- 定義としては「自覚は問わない」という障がい者虐待ではあるが、加害者を庇ったり慣れた自宅から保護されることを拒否された場合に、本人の同意が得られないとして対応が取れないままになっている。
- 虐待に関することで支援者一人一人が利用者さんに思いがあり、その思いと支援とのすり合わせ。利用者の相続については後見人が中心となって対応してくれているが、日常的な生活は支援者が行っており、殆どないケースなので難しいと感じることが多い。

＜分析＞

- この3年間で障がいがあることで差別を受けた経験については、18歳未満、18～64歳、65歳以上のいずれにおいても「ない」が最も多くなっていますが、「ある（ある＋少しある）」の割合は18歳未満で46.4%、18～64歳で29.7%、65歳以上で12.3%と、若い世代のほうが多い傾向があります。
- 差別を受けた場面についてみると、18歳未満では「学校」での経験が多くあげられています。また、障がいへの理解を深めるために、今後力を入れるべきこととして、18歳未満では「子どもたちに対する福祉教育を充実させる」が62.0%で最も多くなっており、障がいのある子どもたちが学校等の場で差別なく過ごせるよう、福祉教育の充実を図ることが重要となります。
- 障がいへの理解を深めるために、今後力を入れるべきこととして、いずれの世代においても「障がいのある人がまちに出かけやすいように整備を進める」「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」が多くなっていることから、ハード面での整備についてもニーズがあると考えられます。
- 42.4%の法人が何らかの差別解消・権利擁護関係の相談を受けたことがあり（全体から「受けた／したことはない」「不明・無回答」を引いた値）、内容としては「虐待（疑いも含む）に関すること」「金銭管理に関すること」などが多くなっています。また、その際に難しかった、支障があったこととして「虐待」に関する意見が複数あげられており、対応が難しい事項となっていることがうかがえます。

第4章 計画の推進方針

第1節 第3次守口市障がい者計画との関係

障がい者計画における重点施策	本計画における関連項目		
	取り組み	成果目標・活動指標	
重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進	【取り組み1】 地域生活支援拠点等の整備・拡充	体制整備 大阪府 成果目標 サービス等事業	・地域生活支援拠点の整備 ・地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行支援 ・行動支援 ・重度障がい者等包括支援 ・短期入所 ・共同生活援助 ・移動支援事業
	【取り組み2】 相談支援機能の充実	サービス等事業 大阪府 活動指標	・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援・障がい者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・基幹相談支援センター等機能強化事業 ・住宅入居等支援事業 ・地域活動支援センター ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・相談支援事業者の人材育成の支援 ・相談機関との連携強化の取組
	【取り組み3】 障がい者自立支援協議会の活性化		
	【取り組み4】 施設入所者の地域生活への移行	サービス等事業 大阪府 成果目標	・施設入所支援 ・療養介護 ・自立生活援助 ・施設入所者の削減 ・地域移行者の増加
	【取り組み5】 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	大阪府 成果目標 大阪府 活動指標 サービス等事業	・精神病床退院後1年以内の地域における平均生活日数 ・精神病床における1年以上長期入院患者数 ・精神病床における早期退院率（入院後3か月・6か月・1年の退院率） ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数・目標設定及び評価の実施回数 ・精神障がいのある人の地域移行支援 ・精神障がいのある人の地域定着支援 ・精神障がいのある人の共同生活援助 ・精神障がいのある人の自立生活援助
	【取り組み6】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	大阪府 活動指標	・障がい福祉サービス等各種研修への市町村職員の参加 ・障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有体制有無・実施件数
	【取り組み7】 就労相談の充実	サービス等事業 大阪府 成果目標	・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・就労移行支援 ・福祉施設利用から一般就労への移行者数の増加
重点施策2 就労支援の充実・強化	【取り組み8】 職場定着支援	サービス等事業 大阪府 成果目標	・就労定着支援 ・就労継続支援（B型）事業所における工資平均額の増加 ・一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数 ・就労定着支援事業所ごとの就労定着率
	【取り組み9】 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携	体制整備	・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実	【取り組み10】 医療的ケア児の協議の場	体制整備	・医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
	【取り組み11】 児童発達支援センターの充実	体制整備	・児童発達支援センターの設置
重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に 応じた施策の推進	【取り組み12】 療育の向上、担保	サービス等事業 体制整備	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援 ・ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の受講者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポート活動の参加人数 ・保育所等訪問支援の充実
	【取り組み13】 意思疎通支援の提供体制の充実	サービス等事業	・手話通訳者派遣事業 ・文字通訳者派遣事業 ・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・日常生活用具給付等事業
重点施策5 障がい者差別の禁止及び合理的配慮の普及	【取り組み14】 差別の禁止、合理的配慮	サービス等事業	・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業

「第3次守口市障がい者計画(平成29年度から令和8年度)」は、「障がいのある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」を基本理念とし、

1. 障がい者の人権の尊重、自己決定権の尊重

(障がいの有無に関わらず、誰もがかけがえのない個人として尊重され、自らの生活について主体的に選択できるようにします。)

2. とともに自立し、支え合う社会の実現

(障がいのある人が、必要な支援を受けることで社会を構成する一員として自立し、地域住民とともに支え合って暮らせる社会を目指します。)

3. 障がい者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮

(障がいのある人もない人も、ともに支え合う社会を実現するため、障がいに対する理解を促進し、障がいのある人が日常生活、社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁の除去に努めます。)

4. 多様な主体による協働

(障がいのある人の抱える課題は、多様化・複雑化しており、ひとつの支援についても複合的な主体を必要とすることが多くなっています。今後、ますます多様化・複雑化していくニーズに対して、家族や事業者だけでなく、市民やボランティアなど多様な主体が協働することで取り組みます。)

5. ライフステージや障がい特性等に配慮した切れ目のない支援

(障がいのある人が住みたい場所で安心して生活していくため、当事者の年齢や障がい種別、取り巻く環境によって生じる支援の格差を解消し、ニーズを起点とした支援体制の構築に努めます。)

を基本原則として掲げています。

この「第3次守口市障がい者計画」は策定後の10年間を見据えて、本市の障がい福祉施策全般に関わる行動計画を設定しており、その中で優先的に取り組むべき課題として、5つの重点施策を設けています。

本計画は前計画の後続計画にあたり、これら5つの重点施策に基づき、今後3年間で重点的に推進する14の取り組みを設定し、それらに関連する障がい福祉サービス等の充実や各種体制整備を設けています。

前計画からの取り組みに係る変更点は、大きく2点あります。

1点目は、取り組み6の「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」を新規追加している点です。

2点目は、前計画の取り組み12の「高齢化に伴う支援のあり方の検討」を、取り組み1の「地域生活支援拠点等の整備・拡充」と取り組み2「相談支援機能の充実」、取り組み5「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の3項目のそれぞれの一部として取り組むよう変更している点です。「高齢化に伴う支援」を、それぞれの分野における取り組みと一体化して進めることで、より具体的かつ効果的に取り組みを推進していきます。

また、これらは「第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標・活動指標とも整合性を図っています。

第2節 計画推進のための取り組み及び活動指標

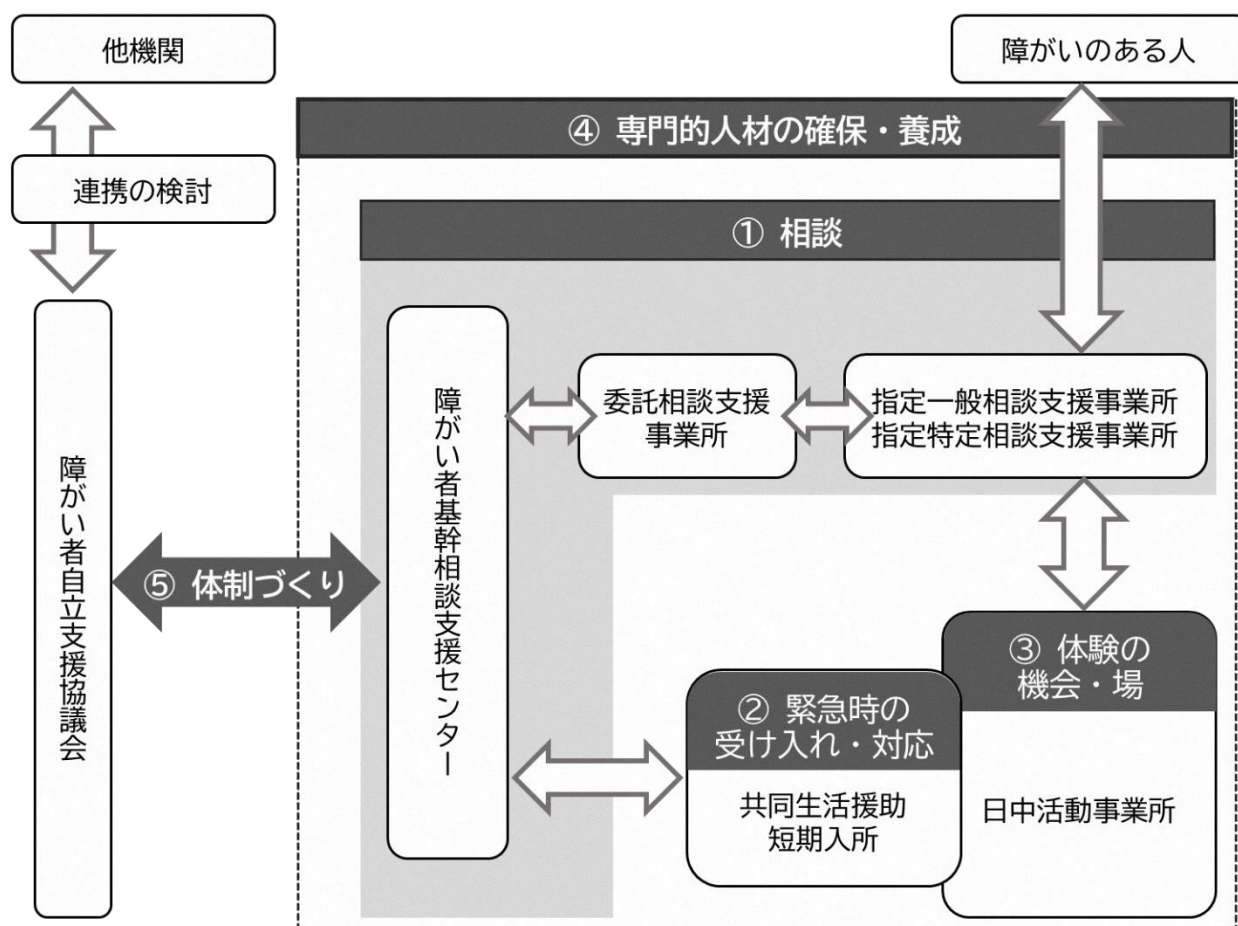
1. 地域生活支援拠点等の整備・拡充

障がいのある人及び児童が地域で安心して暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後にも切れ目なく支援を提供できる体制を構築することを目的としています。

本市では、必要とされる支援・機能を複数の事業所で分担し、連携することで地域を支える「面的整備」を実施します。障がいのある人及び児童の地域生活には、「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」の5つの機能が必要であり、それぞれの機能について引き続き整備・拡充を図ります。また、障がい者自立支援協議会などを活用して、整備した地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討していきます。

(1) 地域生活支援拠点等

【守口市地域生活支援拠点等の整備の全体像】



【確保目標】

		目標値	実績値（参考）
		令和5年度	令和元年度
地域生活支援拠点			
	緊急時の受け入れ・対応	3か所	1か所
	体験の機会・場	2か所	0か所

地域生活支援拠点 目標値算出の考え方

平成30年7月において、虐待対応などの緊急時の受け入れ先として1か所を確保しています。今後は、体験の機会・場の機能を備えた拠点1か所が令和3年度中に開設される予定であるとともに、令和5年度中に民設民営の事業所を体験の機会・場の機能を備えた拠点として1か所整備する予定であり、いずれにおいても緊急時の受け入れ・対応が可能となることから目標値を設定しました。

【目標値】

		目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の運用状況についての検証・検討の実施	年間実施回数	1回	1回	1回

地域生活支援拠点等の運用状況についての検証・検討の実施 目標値算出の考え方

大阪府の基本的な考え方に準じ、障がい者自立支援協議会等を活用して検証・検討を実施することを想定し、目標値を設定しました。

① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯に対して常に連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急事態が発生したときに必要なサービス調整や相談等を行います。また、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言や人材育成のさらなる強化・充実など相談支援体制の一層の強化を図ります。

現状と課題

1. 相談支援事業の提供体制

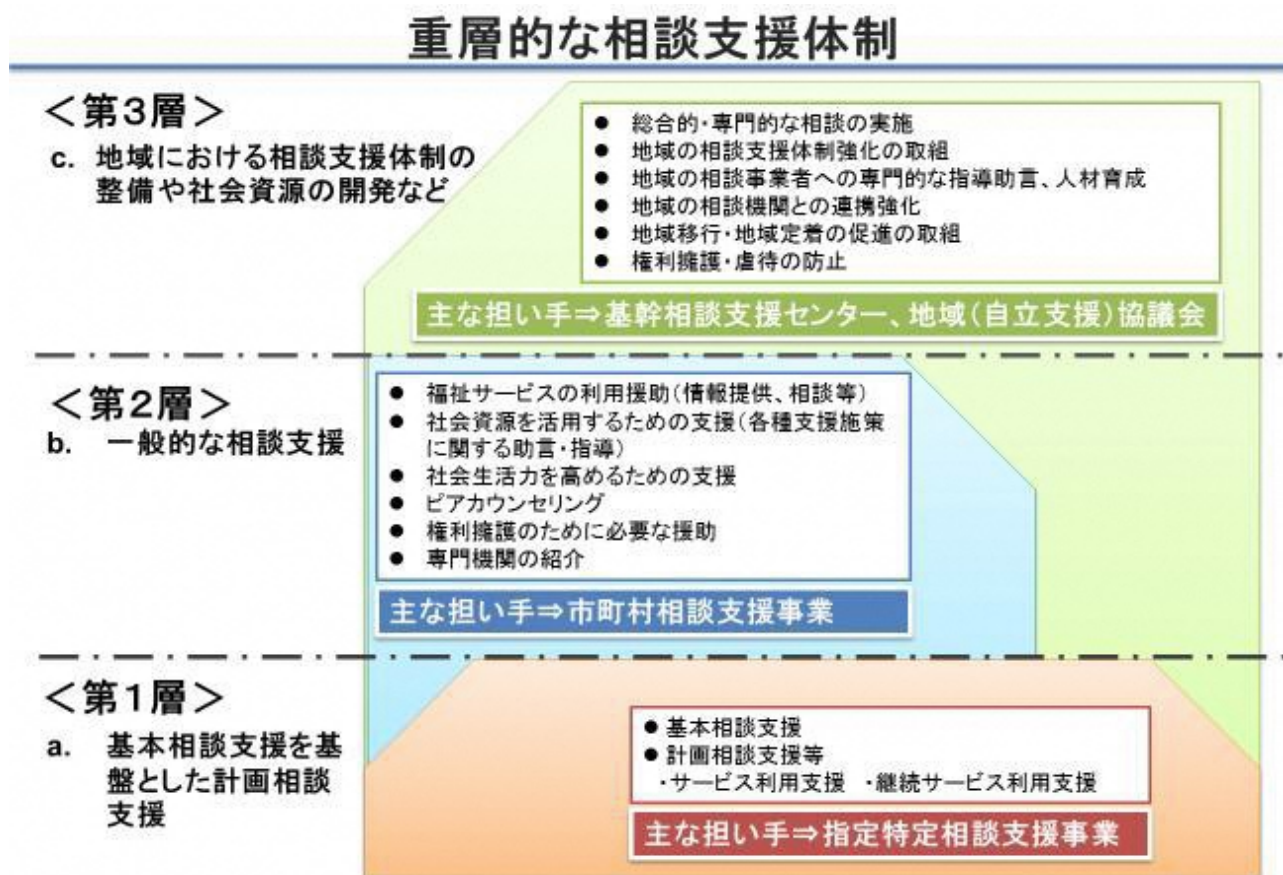
基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所を整備し、日常的な相談支援やサービス利用調整、地域移行・地域定着、支援困難ケースへの対応・権利擁護・地域移行の体制整備等、障がいのある人及び児童の多種多様な相談に対応できる体

制づくりに努めてきました。

とりわけ、指定特定相談支援事業所が担当する支援困難ケースに対しての基幹相談支援センターによる後方的な支援や、すぐにサービス利用に結びつかない当事者に対して基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等がニーズ把握や制度説明を行ったうえで指定特定相談支援事業所へつなぐ支援等、重層的な相談支援体制のあり方を検討してきました。

一方、平成 27 年度より障がい福祉サービス支給決定にサービス等利用計画案等の提出が必須とされたことから、本市としてより多くのサービス利用者が計画相談支援を利用するよう推進した経緯により、計画相談支援の利用者は増加しました。さらに、障がい福祉サービス利用者は年々増加していることに加え、相談内容は複雑化・多様化してきています。それにもかかわらず、指定特定相談支援事業所の数は増加していないため、事業所においては計画相談支援業務の負荷が大きくなっており、相談支援事業所及び相談支援専門員の増加と確保に向けた取り組みが必要です。

(参考) 重層的な相談支援のイメージ図



(出典元：厚生労働省)

2. 相談支援に求められるもの

市民アンケートでは、今、相談したいこととして「家族からの自立や家族がいなくなったときの生活のこと」が多くみられ（18歳未満 34.3%、18～64歳 24.7%）、相談先に求めることとしては、どの年代においても「障がいに対する専門的な相談ができること」「親身に話を聞いてくれる相談員がいること」が多くみられました。

また、団体対象意向調査では「相談支援専門員が医療、制度、雇用等と家族や本人を結びつける力を持ち、相談できる窓口となってほしい」との意見がみられました。

この結果から、相談支援の充実に向けては、相談支援窓口の資質、専門性の向上が重要となることがうかがえ、そのためには関係機関が集まり、情報交換や協議の場を持つ等、連携を強化していくこと、市全体として相談支援の対応力が向上するような人材育成の体制づくりが必要です。

令和元年度には2名が主任相談支援専門員の資格を取得しており、令和3年度においては、3名が主任相談支援専門員研修を受講することが予定されています。

計画相談支援業務の負担が大きくなることで、相談支援専門員の後継者育成に支障がでることが懸念されるなか、主任相談支援専門員等のさらなる機能発揮と有効活用が求められます。

今後の取り組み

1. 専門的な指導・助言、人材育成、連携強化

相談支援専門員の有機的な連携、後継者育成の観点等から、基幹相談支援センターから各相談支援事業所に対し、専門性の向上等のための取り組みを行い、市全体の相談支援体制の充実を図ります。なお、引き続き主任相談支援専門員の確保と活用に向けて取り組みます。

【活動指標】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数	71件	74件	77件
相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数	21件	21件	21件
相談機関との連携強化の取組	年間実施回数	41回	41回	41回

活動指標見込量算出の考え方

【地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言】

過去の実績件数等をもとに見込量を想定し、毎年3件ずつの増加を見込みました。

【相談支援事業者の人材育成の支援】

相談支援事業所の連絡会議や、相談支援従事者研修（初任者・現任）のインターバルにおける受講者の受入を活用することを想定し、見込量を設定しました。

【相談機関との連携強化の取り組み】

障がい者自立支援協議会の支援者実務者会議等の機会を想定し、見込量を設定しました。

2. 相談支援事業所及び相談支援専門員の確保、相談支援事業所の役割の明確化・重層的支援

介護保険事業所に新規参入を働きかける等、相談支援事業所及び相談支援専門員の増加と確保に向けて検討するとともに、重層的な相談支援体制を充実させるにあたり、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の役割を明確化し、それらの機能が十分に発揮されるための方策を検討します。

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所の活用により緊急時の受け入れ体制を常に確保し、介護者の急病や虐待発生時の受け入れ、医療機関に対する必要な連絡対応等を行います。

現状と課題

平成 30 年度に、緊急時の受け入れ先として 1 事業所（2 床）を確保し、虐待対応時などに活用できる体制を整備しました。同じく平成 30 年度には、市有地を活用して緊急時の受け入れ・対応が可能な施設を整備するため、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行いました。また令和 2 年度においても、緊急時の受け入れ・対応の機能を備えた施設の拡充に向け、事業者の選定を行っていることから、今後新たな緊急時の受け入れ先が確保される予定です。

このように緊急時の受け入れ・対応が可能な体制は徐々に整備されつつありますが、緊急的な受け入れを要する事案が同時期に複数発生した場合、受け入れが困難になる可能性があると考えられます。また、緊急的な受け入れを要した事案においては、関係機関等との連絡調整や、その後のサービス利用調整など、丁寧なアフターフォローが必要な場合が多く、連携体制の強化が重要であると考えられます。

今後の取り組み

引き続き、緊急時の受け入れ先の確保・拡充に向けて取り組んでいきます。さらに今後は、受け入れ先の活用状況の分析を進め、丁寧なアフターフォローを提供できるよう、さらなる連携体制の強化を図ります。

③ 体験の機会・場

地域移行や親元からの自立に向けて、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や 1 人暮らしの体験の機会を提供します。

現状と課題

平成 30 年度において、公募型プロポーザル方式により市有地を活用した施設整備運営事業者の

選定を行いました。今後、体験の機会・場の機能や日中サービス支援型指定共同生活援助の提供体制を備えた施設が新たに開設される予定です。また令和2年度においても同様に、体験の機会・場の機能を備えた施設整備運営事業者の選定を進めており、その施設には、建物や設備の老朽化が進んでいた守口市立わかたけ園が持つ機能を拡充させる形で備えることとしています。

地域移行や親元からの自立に向けた練習のためには、体験の機会・場の活用が有効と考えられますが、地域移行を希望する対象者の把握は困難な状況にあります。障がい者支援施設、相談支援事業所、行政機関等の連携を強化し、対象者やニーズの把握に努め、体験の機会・場に適切につなげていく体制の構築が必要です。

今後の取り組み

今後も、公民連携により地域移行の促進や親元からの自立を希望する人のニーズに対応できるよう、市有地活用等の検討も含めて、引き続き提供体制の整備促進に向け取り組んでいきます。

また、体験の機会・場を必要とする人やニーズを把握し、体験利用につなげていくとともに、その後のサービス利用にも適切につないでいくコーディネート機能や体制づくりについても検討していきます。

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや行動障がい、高齢化に伴う障がいの重度化について専門的な対応を取るための体制整備や人材育成を行います。

現状と課題

サービス利用者のニーズは、その社会的背景や家庭環境などにより、年々複雑化・多様化している傾向にあります。それらに対応していくため、多くの市内事業所では、自主研修会の開催や、外部研修の受講、各種マニュアルの作成、職員の資格取得促進など、専門性の向上に取り組まれています。しかし、医療的ケアを要する人や、強度行動障がい・高次脳機能障がいなど、特別な支援を要する人に対する支援体制は、十分整備されていると言えない状況にあります。特別な支援を要する人に対する支援体制の整備や、市内事業所が提供するサービスの質の均てん化、安心・安全なサービス提供のためにも、医療的ケア、障がい特性や年齢に応じた支援、権利擁護などといった専門性の向上や人材育成にさらに力を入れていく必要があります。

また、地域のサービス基盤を維持・拡充していくためには、それらを支える福祉人材の確保が必須ですが、市内事業所からは支援者の成り手が不足しているとの意見も聞かれます。

今後の取り組み

今後も市内事業所における専門性の向上に向け、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所が中心となって、各事業所の特色を活かした専門研修をコーディネートし開催していきます。また、事業所に対して、大阪府等が実施する専門性向上に係る研修の情報提供を積極的に行っていくとともに、事業所職員が研修を受けやすい環境づくりに向けて取り組みます。

福祉人材の確保に向けては、障がい福祉に係る職場の積極的な周知など、有効な方策を検討していきます。また、人材確保については、複数の支援者実務者会議から解決すべき地域課題として提

起されていることから、今後各検討会議において課題解決に向け協議を進めていきます。

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応するため、サービスの提供体制の確保・充実・均てん化や、社会資源の連携体制の構築を行います。また、今後整備予定の地域生活支援拠点に福祉避難所の機能を付加し、発災時等において障がいのある人の安全確保に向けた取り組みを進めます。

現状と課題

平成 30 年度以降、障がい者自立支援協議会の再構築を図り、支援者実務者会議を地域課題の掘り起こしや解決策の提案を行う場として位置づけました。そこで検討された内容は、「地域課題解決のための提案シート」として作成され、事務局会議、運営会議へと順に提起されます。運営会議において、本会議への提起、他の支援者実務者会議への意見具申、さらなる検討に向けた検討会議の立ち上げなどの必要性を判断し実施することで、課題解決力をより高める体制が構築されました。今後は、この運用を軌道に乗せ、実効力のあるものにしていく必要があります。

また、今後においては、地域移行希望者をはじめとした地域生活支援拠点等の活用を必要とする対象者を把握し、実利用に結びつけていくコーディネート機能や、地域生活支援拠点等の各機能を有機的に連携させ、より効果的に活用していく体制づくりが必要であると考えられます。

今後の取り組み

障がい者自立支援協議会における、地域課題の解決に向けた一連の運用を軌道に乗せ、地域の実情に即した支援体制づくりに努めます。

地域生活支援拠点等の機能をより効果的に活用していけるよう、相談支援機能の充実を中心に、連携体制の強化に取り組んでいきます。

緊急時の受け入れ・対応や、体験の機会・場の機能を利用した人は、その後地域にある障がい福祉サービス事業所を利用していくと考えられることから、地域生活を支える障がい福祉サービスの提供体制の整備や、サービス内容の充実・均てん化に向けて引き続き取り組んでいきます。

なお、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者に対しても、障がい福祉サービス利用対象であることの周知を図り、個別の状況等を勘案し適正な支給決定を行います。

（２）高齢化に伴う支援

現状と課題

障がいのある人の高齢化に伴って、介護保険サービスに移行する際に、これまで利用していた障がい福祉サービスと同程度の支援が確保できない、長年利用していた事業所が利用できないといった意見がしばしば聞かれます。法人対象意向調査では、利用者的高齢化に関する課題として、「65歳を境に利用できなくなるサービスがある」と答えた法人が33.3%あり、団体対象意向調査においても、「65歳になってもそれまで利用していた事業所で同様のサービスを受けたい」との意見があげられています。このことから、65歳を境に利用できるサービス内容や事業所が変わってしまうことに抵抗を感じている人がいることがわかります。

今後の取り組み

令和2年度に事業者を選定し、令和5年度中に地域生活支援拠点として整備する予定の日中活動支援事業所には、共生型サービスの機能を持たせることで、介護保険適用年齢到達後においても、引き続き通い慣れた事業所に通所できる体制を整えます。また、介護保険サービス移行における手続きや引継ぎをスムーズにするため、相談支援専門員をはじめとする障がい福祉サービスの支援者とケアマネジャーをはじめとする介護保険サービスの支援者の連携強化の方策について検討していきます。

なお、今後も個別の状況を勘案し、障がい福祉サービスの利用が必要な人に対しては、適切に支給決定を行います。

（３）地域共生社会

地域共生社会とは、地域の住民や地域の多様な主体が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合うことができるような地域社会を意味します。

地域共生社会の実現のためには、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制を構築することが必要とされています。

そして、その機能として〔１〕断らない相談の実現（地域の相談等を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援）、〔２〕社会とのつながりや参加の支援（相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援）、〔３〕地域づくりに向けた支援（コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援）を一体的に実現することが求められています。

第3次守口市障がい者計画にも共生社会の実現（地域における支えあいの推進）がうたわれていることから、地域共生社会の実現に向けて庁内関係部署等と協議・調整を行い、検討を進めていきます。

(4) 居宅介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	130人	130人	130人	124人	126人	126人
	月平均 利用時間総数	2,730時間	2,730時間	2,730時間	2,663時間	2,566時間	2,693時間
知的障がい	月平均 利用人数	121人	121人	121人	118人	121人	118人
	月平均 利用時間総数	1,452時間	1,452時間	1,452時間	1,417時間	1,403時間	1,385時間
精神障がい	月平均 利用人数	149人	154人	159人	125人	129人	139人
	月平均 利用時間総数	2,086時間	2,156時間	2,226時間	1,798時間	1,777時間	1,954時間
児童	月平均 利用人数	8人	8人	8人	8人	8人	8人
	月平均 利用時間総数	88時間	88時間	88時間	113時間	78時間	84時間
合計	月平均 利用人数	408人	413人	418人	375人	384人	391人
	月平均 利用時間総数	6,356時間	6,426時間	6,496時間	5,991時間	5,824時間	6,116時間

居宅介護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数がほぼ横ばいであることから（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.00 倍）、令和 3 年度以降においても大きな伸びはなく、一定数になるものと見込みました。また、利用時間総数については、令和元年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数がほぼ横ばいであることから（平成 30 年度から令和元年度の増加率 0.98 倍）、今後は一定数にとどまることが予測されます。また、団体対象意向調査や法人対象意向調査においても親亡き後の支援を求める意見が多くみられ、施設入所者の地域での受け皿となる体制整備も必要となることから、令和 3 年度以降は、令和元年度の月平均利用人数より 3 人増加した月平均利用人数を一定量として見込みました。また、利用時間総数については、令和元年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は微増傾向にあります（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.08 倍）。また、今後、精神障がい者保健福祉手帳取得者の増加や、入院からの退院による地域移行者の利用等が想定されることから、令和元年度以降、毎年 5 人ずつの増加を見込み、月平均利用人数を算定しました。なお、利用時間総数については令和元年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は同数であることから、今後も一定の利用者を想定し、令和元年度以降は、令和元年度の月平均利用人数を基準として一定数を見込みました。なお、利用時間総数についても令和元年度の一人あたりの利用時間数をもとに算定しました。

（５）重度訪問介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	61人	64人	67人	52人	57人	55人
	月平均 利用時間総数	4,453時間	4,672時間	4,891時間	3,446時間	4,167時間	4,027時間
知的障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	月平均 利用時間総数	230時間	230時間	230時間	147時間	7時間	6時間
精神障がい	月平均 利用人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	月平均 利用時間総数	207時間	207時間	207時間	214時間	268時間	206時間
合計	月平均 利用人数	65人	68人	71人	56人	61人	59人
	月平均 利用時間総数	4,890時間	5,109時間	5,328時間	3,807時間	4,442時間	4,239時間

重度訪問介護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数はほぼ横ばいとなっています（平成 30 年度から令和元年度の増加率 0.96 倍）。法人対象意向調査からは重度訪問介護を拡大予定している法人が 1 か所見られたこと、重度障がい者の地域移行や、介護保険との併給が増加する可能性がある点を加味し、令和元年度以降、毎年 3 人ずつの増加を見込みました。また、利用時間総数については、令和元年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人、精神障がいのある人については、平成 30 年度から令和元年度の月平均利用人数に変化は見られませんでした。そのため、令和 3 年度以降については令和元年度の実績値を一定量として見込みました。なお、利用時間総数については、知的障がいのある人については区分に基づいた平均的な利用時間数をもとに算出し、精神障がいのある人については令和元年度における一人あたりの利用時間数をもとに見込量を算出しました。

(6) 同行援護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	78人	78人	78人	78人	76人	70人
	月平均 利用時間総数	1,716時間	1,716時間	1,716時間	1,697時間	1,681時間	1,458時間
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	1人	1人
	月平均 利用時間総数	12時間	12時間	12時間	0時間	1時間	4時間
合計	月平均 利用人数	79人	79人	79人	78人	77人	71人
	月平均 利用時間総数	1,728時間	1,728時間	1,728時間	1,697時間	1,682時間	1,462時間

同行援護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の同行援護の月平均利用人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて利用が減少したと考えられる令和元年度を除き、ほぼ横ばいとなっています。また、ニーズ調査からは一定の利用ニーズがうかがえるため、平成 29 年度の実績値（78 人）を一定量として見込みました。なお、利用時間総数についても、平成 29 年度の一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、平成 29 年度から令和元年度の利用実績から、月平均利用人数として 1 人を見込み、利用時間総数については、高校生の年代の移動支援の平均的な支給決定時間を見込量として算定しました。

(7) 行動援護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障がい	月平均 利用人数	58人	61人	65人	39人	46人	52人
	月平均 利用時間総数	1,102時間	1,159時間	1,235時間	845時間	961時間	985時間
精神障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	30時間	30時間	30時間	0時間	0時間	0時間
児童	月平均 利用人数	2人	2人	2人	1人	1人	0人
	月平均 利用時間総数	24時間	24時間	24時間	30時間	5時間	0時間
合計	月平均 利用人数	61人	64人	68人	40人	47人	52人
	月平均 利用時間総数	1,156時間	1,213時間	1,289時間	875時間	966時間	985時間

行動援護 利用見込量算出の考え方

知的障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は増加傾向にあります（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.13 倍）。また、ニーズ調査からは、一定の利用ニーズがうかがえ、地域移行者の利用も想定されます。加えて、法人対象意向調査では、新規開設の意向は 1 事業所からのみあがっていることから、今後の増加は緩やかになると予想されます。これらのことに加え、地域移行者数の見込量も勘案し、令和 3 年度及び令和 4 年度においては、令和元年度実績から毎年 3 人の増加を、令和 5 年度においては令和 4 年度から 4 人の増加を見込みました。また、利用時間総数については、令和元年度における一人あたりの利用時間数をもとに算出しました。

精神障がいのある人については、現在、本市には利用者はいません。今後は 1 人の利用者を見込み、利用時間総数は移動支援の平均的な利用時間数をもとに算出しました。

障がいのある児童については、平成 29 年度から令和元年度にかけて月平均利用人数は 1 人あるいは 0 人となっていますが、ニーズ調査からは、一定の利用ニーズがみられるため、2 人の一定量を見込みました。なお、利用時間総数については、高校生の年代における移動支援の平均的な利用時間数を見込量として算定しました。

（８）重度障がい者等包括支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
知的障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
精神障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
児童	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
合計	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	月平均 利用時間総数	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

重度障がい者等包括支援 利用見込量算出の考え方

重度障がい者等包括支援については、現在、本市に利用対象者はいません。また、提供事業者も非常に少ないため、本計画においては、見込量はないものと算定しました。

今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には、提供事業者の確保及び適切な支給に努めます。

(9) 短期入所

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	29人	30人	32人	31人	28人	28人
	月平均 利用日数総数	145人日	150人日	160人日	155人日	146人日	147人日
知的障がい	月平均 利用人数	61人	64人	69人	55人	58人	50人
	月平均 利用日数総数	366人日	384人日	414人日	271人日	330人日	265人日
精神障がい	月平均 利用人数	3人	3人	3人	1人	3人	3人
	月平均 利用日数総数	18人日	18人日	18人日	1人日	9人日	19人日
児童	月平均 利用人数	22人	25人	28人	9人	10人	16人
	月平均 利用日数総数	88人日	100人日	112人日	43人日	45人日	71人日
合計	月平均 利用人数	115人	122人	132人	96人	99人	97人
	月平均 利用日数総数	617人日	652人日	704人日	470人日	530人日	502人日

短期入所 利用見込量算出の考え方

現在、市内の短期入所事業所では利用の希望のある人すべてにサービスを供給することができておらず、市外の事業所を利用している場合も多く見られますが、法人対象意向調査においては短期入所の新規開設、拡大のそれぞれについて、1事業者から意向がありました。また、令和3年度及び令和5年度中にそれぞれ1か所の地域生活支援拠点の開設を予定しており、それぞれの地域生活支援拠点では短期入所が実施される予定であることから、潜在的な利用ニーズのある人が利用できるようになると考えられるため、平成29年度から令和元年度までの実績経過にこれらの状況を勘案し、見込量を算定しました。

身体障がいのある人については、平成29年度から令和元年度の月平均利用人数は横ばいとなっています（平成30年度と令和元年度は同値）が、今後開設予定の地域生活支援拠点における短期入所利用者を勘案し、令和元年度及び令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることも考慮して、令和3年度及び令和4年度においては、平成30年度実績からそれぞれ1人、令和5年度においては、令和4年度から2人の増加を見込みました。また、利用日数総数については、平成30年度における平均的な利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少していると考えられますが、平成29年度から平成30年度の月平均利用人数に緩やかな伸びが見られます（平成29年度から平成30年度の増加率 1.05倍）。この伸び率に加え、先に述べた地域生活支援拠点における短期入所利用者を勘案し、令和元年度及び令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることも考慮して、令和3年度及び令和4年度においては、平成30年度実績からそれぞれ3人、令和5年度においては令和4年度から5人の増加を見込みました。なお、利用日数総数については、平成30年度における平均的な利用日数をもと

に見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数に大きな変化は見られないため、令和元年度の月平均利用人数を一定数として、令和 3 年度から令和 5 年度までの見込量を算定しました。また、利用日数総数については、令和元年度における平均的な利用日数をもとに見込量を算出しました。

障がいのある児童については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は増加傾向にありますが、年度により伸び率にはやや差異があります（平成 29 年度から平成 30 年度の伸び率 1.11 倍、平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.60 倍）。平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数の増加数や、今後、親からの自立に向けた利用ニーズが引き続き増加すること、親のレスパイトを目的とした利用が増えることが考えられるため、令和元年度以降、毎年 3 人ずつの増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

（１０）共同生活援助

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	42人	43人	44人	38人	41人	40人
知的障がい	月平均 利用人数	207人	222人	237人	148人	159人	177人
精神障がい	月平均 利用人数	37人	39人	41人	26人	30人	33人
合計	月平均 利用人数	286人	304人	322人	212人	230人	250人

共同生活援助 利用見込量算出の考え方

親の高齢化や、地域移行の促進等により、共同生活援助に対するニーズは今後も高まると考えられます。また、法人対象意向調査においては共同生活援助の新規開設の意向が 2 事業者から、拡大の意向は 1 事業者からあがっており、重度障がい（強度行動障がい、肢体不自由、医療的ケア等）に対応できるグループホームの新規開設、拡大についても同数の意向があがっていました。また、令和 3 年度中に 1 か所の開設が予定されている地域生活支援拠点においても、共同生活援助が実施される予定です。これらのことから、以下のように見込量を算出しました。

【身体障がい】

平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数はほぼ横ばいですが、前述の背景により、共同生活援助の利用は増加すると考えられるため、令和元年度以降、毎年 1 人ずつの増加を見込みました。

【知的障がい】

平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は増加傾向にあります。令和 3 年度以降については、平成 29 年度から平成 30 年度にかけての増加分（11 人）と平成 30 年度から令和元年度にかけての増加分（18 人）の平均（15 人）の増加を見込みました。

【精神障がい】

平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数は増加傾向にあります（平成 29 年度から平成 30 年度の増加率 1.15 倍、平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.10 倍）。この増加率に加え、大阪府より示された「精神病床における 1 年以上長期入院患者の地域移行者数」の数値（各年度における地域移行者数 2 人）に基づき、毎年 2 人の増加を見込みました。

（１１）移動支援事業

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	171人	171人	171人	175人	166人	169人
	月平均 利用時間総数	24,304時間	24,304時間	24,304時間	25,164時間	23,444時間	20,493時間
知的障がい	月平均 利用人数	215人	215人	215人	210人	220人	231人
	月平均 利用時間総数	35,710時間	35,710時間	35,710時間	34,340時間	37,080時間	32,966時間
精神障がい	月平均 利用人数	49人	49人	49人	48人	50人	40人
	月平均 利用時間総数	4,819時間	4,819時間	4,819時間	4,604時間	5,034時間	3,397時間
児童	月平均 利用人数	38人	38人	38人	49人	27人	23人
	月平均 利用時間総数	3,216時間	3,216時間	3,216時間	4,794時間	1,638時間	1,037時間
合計	月平均 利用人数	473人	473人	473人	482人	463人	463人
	月平均 利用時間総数	68,049時間	68,049時間	68,049時間	68,902時間	67,196時間	57,893時間

移動支援事業 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人は、平成 30 年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に明確な増減傾向が見られず、利用時間総数についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用が減少したと考えられる令和元年度を除き、ほぼ横ばいとなっています。

これらのことから、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人の月平均利用人数、利用時間総数ともに、平成 29 年度から平成 30 年度までの期間における平均値をもとに、見込量を算出しました。

障がいのある児童については、過去 5 年間に於いて明確な増減傾向が見られないことから、月平均利用人数、利用時間総数ともに、平成 29 年度から平成 30 年度までの期間における平均値をもとに、見込量を算出しました。

2. 相談支援機能の充実

本市では、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、平成 27 年度以降、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援を利用できるよう推進してきました。現在では、多くの利用者が計画相談支援を利用しています。

今後、施設入所者や精神病床入院患者の地域移行を促進するにあたり、相談支援機能の果たす役割は非常に大きいものと考えられることから、引き続き相談支援サービス提供基盤の整備を図ります。

(1) 計画相談支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	60人	64人	68人	49人	55人	56人
知的障がい	月平均 利用人数	112人	121人	130人	85人	95人	103人
精神障がい	月平均 利用人数	126人	143人	160人	75人	88人	109人
難病	月平均 利用人数	2人	2人	2人	0人	2人	2人
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
合計	月平均 利用人数	301人	331人	361人	210人	241人	271人

※本表における月平均利用人数とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援が提供された人数の月ごとの平均を表しています。

計画相談支援 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度にかけて増加傾向が見られます。令和 3 年度以降は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけての増加分（身体障がいのある人 6 人、知的障がいのある人 10 人、精神障がいのある人 13 人）と平成 30 年度から令和元年度にかけての増加分（身体障がいのある人 1 人、知的障がいのある人 8 人、精神障がいのある人 21 人）の平均値（身体障がいのある人 4 人、知的障がいのある人 9 人、精神障がいのある人 17 人）の増加を見込みました。また、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により、利用人数に影響が出ると考えられるため、令和 3 年度については、令和元年度実績に前述の増加人数を加え、見込量を設定しました。

難病のある人、障がいのある児童については、平成 29 年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に大きな変化が見られないことから、令和 3 年度以降は、令和元年度の実績値を一定量として見込みました。

(2) 地域移行支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	0人	1人	1人	0人	0人	0人
知的障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	1人	0人	1人
精神障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
合計	月平均 利用人数	2人	3人	3人	2人	1人	2人

※地域移行支援は6か月を原則として支給されるため、本表の月平均利用人数は年間の総利用人数を2分の1にした数となります。

地域移行支援 利用見込量算出の考え方

令和元年度において、地域移行支援の利用実人員は、身体障がいのある人が0人、知的障がいのある人が1人、精神障がいのある人が1人となっています。

現状では、地域移行支援の対象者を把握することが困難であることが課題となっているため、相談支援事業所や保健所をはじめとする関係機関と連携して、対象者の把握に向けての取り組みを進めます。

大阪府より示されている、身体障がいのある人及び知的障がいのある人の地域移行者数の成果目標が5人となっていることから、本市においては、令和5年度までに、身体障がいのある人2人、知的障がいのある人3人を対象者数として見込みました。

なお、精神障がいのある人については、大阪府より示されている長期入院患者の退院数の成果目標が毎年2人となっていることを踏まえ、令和3年度以降、毎年1人ずつの月平均利用人数を見込量として算定しました。

(3) 地域定着支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	0人	1人	1人	2人	3人	1人
知的障がい	月平均 利用人数	1人	1人	1人	1人	2人	1人
精神障がい	月平均 利用人数	15人	17人	20人	17人	16人	6人
合計	月平均 利用人数	16人	19人	22人	20人	21人	8人

地域定着支援 利用見込量算出の考え方

施設入所者の地域移行者数、精神病床入院患者の地域移行者数、委託相談支援事業所の支援可能想定人数を積算して、見込量を設定しました。

(4) 相談支援事業

【整備見込量】

	整備見込量			整備状況(参考)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障がい者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援(居住サポート)事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

相談支援事業 整備見込量算出の考え方

障がい者相談支援事業は、令和2年度時点で4か所に委託しています。令和3年度以降についても、同数の4か所の体制で実施することを想定しています。

基幹相談支援センターについては令和3年度以降も設置し、基幹相談支援センター等機能強化事業も実施しながら、支援困難ケースへの対応及び後方支援、権利擁護、施設入所者の地域移行の促進、地域支援体制のコーディネート等の各機能が効果的に発揮されるよう取り組みます。

(5) 地域活動支援センター

【利用見込量】

	見込量等			実績値等（参考）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用者数	100人	110人	120人	110人	122人	107人

地域活動支援センター 利用見込量算出の考え方

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により登録者数が減少していると考えられます。当初の利用者数である120人程度まで増加することを見込み、令和3年度以降の3年間で毎年10人ずつの増加を見込みました。

(6) 高齢化に伴う支援

現状と課題

障がいのある人が、高齢化に伴って介護保険サービスに移行する場合、これまで相談支援専門員が行っていた本人・家族の意思確認や生活全般のコーディネートを行う役割を、ケアマネジャーが担うこととなります。相談支援専門員とケアマネジャー間の引き継ぎが不十分であれば、これまで利用していたサービスを継続して利用することができない可能性があります。また、相談員が代わってしまうこと自体に負担を感じる人もいます。そのため、前もっての連携や、丁寧な引き継ぎを行える体制の構築に向けて、これまでもケアマネジャー連絡会議と相談支援権利擁護支援者実務者会議の交流などが行われてきました。

今後の取り組み

介護保険サービス適用年齢到達に近づいた障がいのある人に対して、介護保険サービスや今後の障がいサービス利用に関する案内文を事前に送付することで、介護保険サービス移行の不安軽減を図ります。また、ケアマネジャー連絡会議と相談支援権利擁護支援者実務者会議等の交流を引き続き行い、よりスムーズな引き継ぎが可能となるよう顔の見える関係の構築を目指します。

3. 障がい者自立支援協議会の活性化

再構築された障がい者自立支援協議会を活性化させ、地域課題の解決に向けた取り組みと、関係機関のネットワーク構築を推進します。

(1) 前計画における取り組みの評価

本市の障がい者自立支援協議会は、平成 19 年の立ち上げから 10 年が経過しており、本市の現状を踏まえたあり方を目指して再構築を検討してきました。

当初の障がい者自立支援協議会は、就労支援部会、通所サービス部会、相談支援・権利擁護部会、精神障がい者支援部会、障がい児支援部会、グループホーム部会の 6 つの専門部会で構成され、各専門部会から地域課題として様々な事案が提起されてはいるものの、解決に向けた取り組みを行う場は明確化されていなかったことから、課題解決できる体制の構築を目指しました。

平成 30 年度より大阪府アドバイザー派遣による助言・指導を受け、その過程の中で地域課題を明確化し対応等の検討課題を可視化するための「地域課題解決のための提案シート」を活用した運営方法が提起され、提案シート・課題解決に向けたフロー図とともに令和元年の障がい者自立支援協議会の本会議にて承認、新しい障がい者自立支援協議会の体制が構築されました。

今後の課題は、形づくられたものを軌道にのせ、活性化させていくことがあげられます。

(2) 障がい者自立支援協議会の体制

1. 障がい者自立支援協議会の構成

新しい障がい者自立支援協議会は、本会議、運営会議、事務局会議、支援者実務者会議で構成されます。

本会議

本計画の進捗管理、検討会議提案事項の評価、地域の課題及び社会資源の現状評価及び連携・改善・開発に関すること、基幹相談支援等事業及び相談支援事業について、その中立・公平性を確保する観点から運営状況を把握し助言等を実施、また、地域の関係機関によるネットワーク構築等を実施します。

運営会議

市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、支援者実務者会議代表にて構成され、支援者実務者会議から提案された「地域課題解決のための提案シート」を検討し、対応方針や処遇を判断します。

また、本会議の議題の整理・決定及び各検討会議、支援者実務者会議等の連絡・調整を行います。

事務局会議

市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所にて構成され、運営会議や本会議にて扱う検討会議提案事項の整理や地域課題の整理を行います。

支援者実務者会議

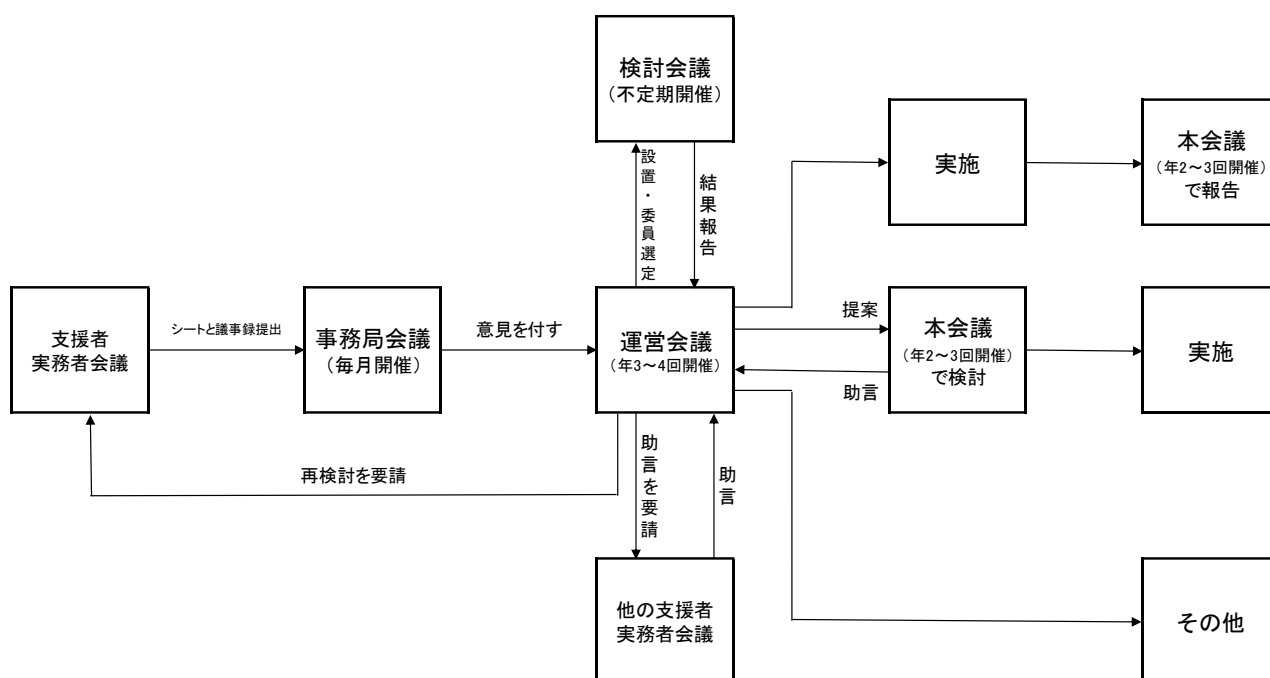
これまでの専門部会に相当し、各種の障がい福祉サービスや支援の専門分野別に、地域課題の掘り起こしや解決策の提案を行います。

（３）「地域課題解決のための提案シート」及びフロー図

支援者実務者会議は、解決すべき課題について、その期限、提案する理由、考えられる改善方法を記載した提案シートを基幹相談支援センターへ提出し、事務局会議（市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所）にて要点の抽出や整理を行ったうえで、運営会議（市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、支援者実務者会議代表）にて検討します。

その結果、本会議への提案、検討会議の設置、他の支援者実務者会議の助言要請、提案者へ差し戻し等の処遇を判断し、課題解決に向けて取り組みが行われます。

【再構築後の障がい者自立支援協議会における運用フロー】



（４）今後の取り組み

「地域課題解決のための提案シート」及びフロー図の運営方法を軌道にのせていくため、各会議体の役割を明確化し、プロセスの効率化を図るとともに、地域におけるニーズや課題を吸い上げ、地域資源を活用しながら解消する体制の構築を推進します。

課題の性質により6つの支援者実務者会議相互の交流や有機的な連携を強化し、必要に応じて居住支援協議会、発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい者支援拠点、難病相談支援センター等との連携も視野に入れて取り組んでいきます。

また、地震や豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行等が、障がいのある人及び児童の生活状況に影響を及ぼしていることも踏まえ、障がいのある人及び児童が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、総合的・包括的に支える体制整備に向けて取り組みます。

4. 施設入所者の地域生活への移行

第6期大阪府障がい福祉計画においては施設入所者の削減が成果目標として掲げられていることから、共同生活援助をはじめとした地域の受け入れ体制を整備し、地域生活への移行を推進します。また、地域生活への移行を進めるにあたり、施設等の支援に係るニーズ把握に引き続き努めていきます。

(1) 施設入所支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	31人	31人	30人	33人	33人	31人
知的障がい	月平均 利用人数	39人	39人	38人	39人	39人	39人
精神障がい	月平均 利用人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	月平均 利用人数	70人	70人	68人	72人	72人	70人

※月平均利用人数は実利用人数とは異なります。

【削減目標】

	目標値	実績値（参考）
	令和3年度～令和5年度	平成29年度～令和元年度
令和元年度末時点からの削減数	2人	7人

施設入所支援利用者の削減 目標値算出の考え方

平成29年度から令和元年度において、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人のいずれにおいても月平均利用人数が横ばいとなっています。

大阪府より示されている施設入所者数削減の成果目標は1人となっていることを踏まえ、本市においては、令和5年度までに身体障がいのある人1人、知的障がいのある人1人の削減を目標値として見込みました。

(2) 地域移行者数

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	令和3年度～令和5年度	平成29年度～令和元年度
令和元年度末時点からの 地域移行者数	5人	9人

地域移行者数 目標値算出の考え方

大阪府より示された施設入所者の地域移行の数値をもとに、目標値を算定しました。

（３）療養介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重症心身障がい等	月平均 利用人数	15人	15人	15人	15人	16人	15人

療養介護 利用見込量算出の考え方

平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数に大きな増減は見られません。そのため、令和元年度の月平均利用人数を基準として、令和3年度から令和5年度までの月平均利用人数を一定数に見込みました。

（４）自立生活援助（平成 30 年度より新設）

サービスの概要

障がい者支援施設や共同生活援助などを利用して障がいのある人のうち、1 人暮らしを希望する人等に対し、定期訪問による生活状況の確認や関係機関との連絡調整、利用者の要請に応じた電話・メールなどでの助言等を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	4人	4人	4人	0人	0人
知的障がい	月平均 利用人数	4人	4人	4人	0人	0人
精神障がい	月平均 利用人数	4人	4人	4人	0人	0人
合計	月平均 利用人数	12人	12人	12人	0人	0人

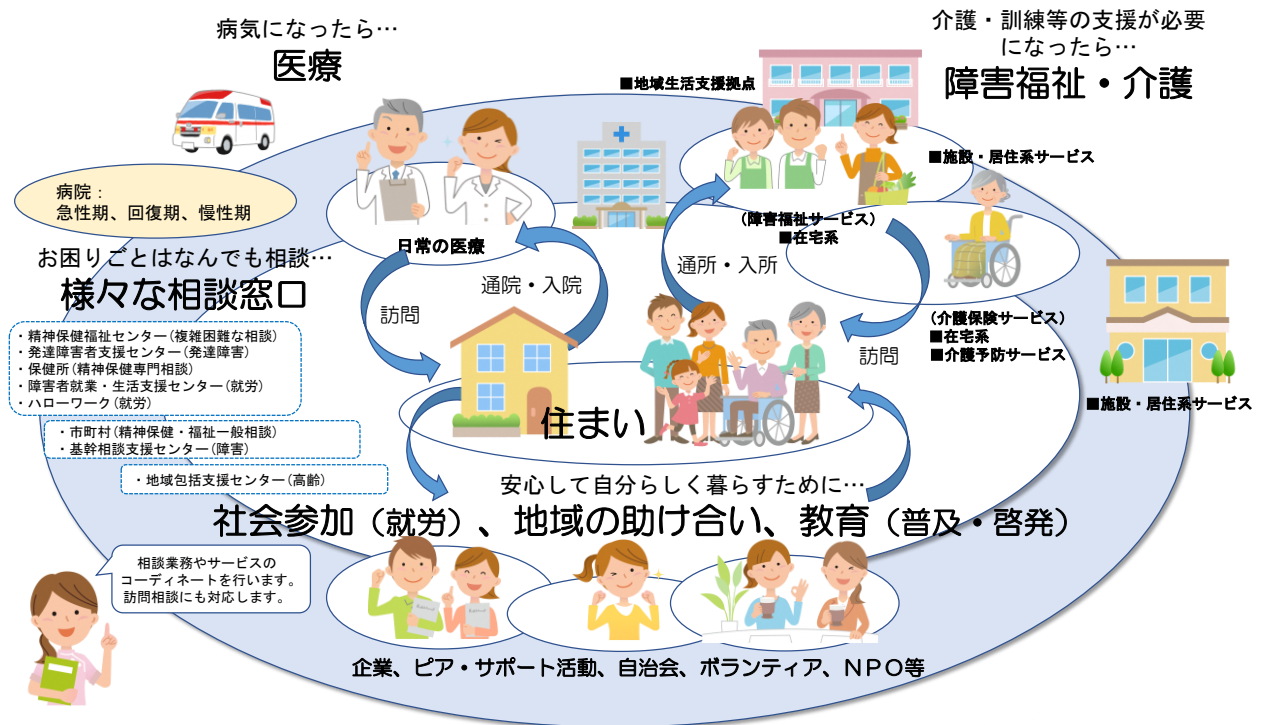
自立生活援助 利用見込量算出の考え方

居宅において単身等で生活する障がいのある人のうち、定期的な居宅訪問等積極的な関わりが必要であると考えられる人の人数を見込みました。

本計画策定時点で、自立生活援助の提供事業所は市内にはなく、事業所数が極端に少なく受け皿がほぼない状況であるため、今後、指定特定相談支援事業所に対して働きかける等により、サービス提供基盤の整備に取り組みます。また、障がい者支援施設との連携を強化し、自立生活援助の対象となる人の把握に向けて取り組んでいきます。

5. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場」を、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に設置し、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を進めるとともに、精神入院患者の地域移行が円滑に行われるよう支援します。



（厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）」をもとに作成）

（１）精神病床からの退院促進について

第6期障がい福祉計画から、精神病床における精神障がいのある人の入院状況や退院後の地域生活状況について、目標設定することとなりました。

【目標値】

		目標値
		令和5年度
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		316日
精神病床における1年以上の長期入院患者数		114人
精神病床における早期退院率		
	入院後3ヶ月時点	69%
	入院後6ヶ月時点	86%
	入院後1年時点	92%

目標値算出の考え方

令和元年6月時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数は120人であり、国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、目標値を設定しました。

（２）保健、医療及び福祉関係者による協議の場

制度の概要

精神病床からの地域移行対象者や地域における支援困難ケース等の事例検討を通して、精神障がいのある人を取り巻く地域の現状や課題の把握・抽出を行い、その課題解決に向けて協議を行います。また、より広域的な場で検討を要する課題を圏域や府の協議の場に提起することで、精神障がいのある人の地域生活を支える体制整備を図ります。

現状と課題

本市では、障がい者自立支援協議会の精神障がい者支援者実務者会議に協議の場の機能を持たせ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け取り組む予定です。これまでの精神障がい者支援者実務者会議における検討の中で、精神障がいのある人が地域生活を継続していくためには、精神障がいに対する正しい理解を促進していくことが重要であるとの意見があがったことから、現在その有効な方策について検討を重ねています。

法人対象意向調査からは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあるべき姿が分かりづらいとの意見が多くあげられています。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のためには、休日や夜でも相談ができる支援体制や病院や診療所などで相談に乗れる職員の配置が必要であるとの意見があげられています。これらのことから、地域包括ケアシステムのあるべき姿を明確にし、その一角を担う関係機関やサービス提供事業所と共有を図っていく必要があります。

す。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくには、相談支援体制の充実が重要となることがうかがえます。

団体対象意向調査においては、地域からは精神病床の中がよく見えず、長期入院患者の声を聴く機会がないことや、精神病院と地域の連携不足が課題であるとの意見があげられています。このことから、地域移行を促進していくためには、病院と地域の連携体制の構築が必要であると考えられます。

今後の取り組み

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における支援困難ケース等の事例検討を通して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあるべき姿の明確化や課題の抽出ができるよう取り組んでいくとともに、病院と地域の連携体制の構築や家族負担の軽減について検討を進めます。

また、精神障がいに対する効果的な理解促進の方策についても、協議の場において引き続き検討し、精神障がいのある人が暮らしやすい地域づくりに取り組んでいきます。

さらに、地域移行や地域定着を促進するため、ピアサポート機能を充実させるための方策について検討します。

【活動指標】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数				
	保健関係者	1人	1人	1人
	医療関係者	5人	5人	5人
	福祉関係者	8人	8人	8人
	介護関係者	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	2人	2人	2人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標	理解促進の取り組み、地域における課題の抽出		
	評価の実施回数	1回	1回	1回

活動指標見込量算出の考え方

協議の場の開催回数については、精神障がい者支援者実務者会議に協議の場の機能を付加することから、各年度における精神障がい者支援者実務者会議の開催予定回数を見込みました。

協議の場への関係者の参加者数については、現在想定している協議内容をもとに、各年度における職種ごとの参加人数を見込みました。

協議の場における目標については、令和2年度までに関係者と協議検討してきた内容をもとに設定しました。また評価の実施回数については、各年度末に評価することと想定し、それぞれ年間1回と見込みました。

（３）精神障がいのある人の地域移行支援等サービスの利用見込量

【利用見込量】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	月平均 利用人数	1人	1人	1人
地域定着支援	月平均 利用人数	15人	17人	20人
共同生活援助	月平均 利用人数	37人	39人	41人
自立生活援助	月平均 利用人数	4人	4人	4人
合計	月平均 利用人数	57人	61人	66人

※各サービスごとの利用見込量のうち、精神障がいのある人の見込量を抜粋したものです。

利用見込量算出の考え方

各サービス別に記載している利用見込量算出の方法によります。

（４）高齢化に伴う支援について

現状と課題

精神障がいのある人が介護保険適用年齢に到達し、介護保険サービスに移行する際に、これまで利用していた支援の量を確保できないケースが見られます。このような場合、これまでのサービス利用を維持できるように、必要に応じて障がい福祉サービスを引き続き支給決定していますが、介護保険サービスにおいても必要なサービス量が確保できるよう働きかけていく必要があります。

今後の取り組み

精神障がいのある人のサービス確保に向け、必要に応じて保健、医療及び福祉関係者による協議の場に介護保険サービス関係者の出席を呼びかけるなど、連携体制を強化していきます。なお、今後も個別の状況を勘案し、障がい福祉サービスの利用が必要な人に対しては、適切に支給決定を行っていきます。

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化に伴い、新規参入する事業者が増加している状況のもとで、利用者が真に必要とするサービスの提供が行われるためには、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みが必要です。

（１）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用・共有体制

取り組みの概要

障がい福祉サービス等事業所の請求に対する審査結果（過去の請求履歴のうち過誤が多い事項等）を、自立支援審査支払等システム等を活用して分析し、分析結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

【活動指標】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数	1回	1回	1回

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 活動指標見込量算出の考え方

令和3年度において、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用・共有体制を構築した後、毎年1回の実施を見込みました。

（２）障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

【活動指標】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数	5人	5人	5人

※見込量は、研修参加見込者数の延べ人数を記載しています。

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 活動指標見込量算出の考え方

大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加人数について、現状の職員配置等を考慮し、見込量を設定しました。

7. 就労相談の充実

障がい状況や資質に応じた就労先へとつなぐことができるよう、就労相談の充実を図ります。また、福祉施設から一般就労への移行促進に努めます。

現状と課題

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、北河内西障害者就業・生活支援センターと連携し、市役所内における職場実習を年2回実施しました。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため実施できていません。）

また、法人対象意向調査では、就労系サービスを運営している法人において、「一般就労への移行者を増加させるための取り組みを行っている」と答えた法人は54.5%あり、福祉施設から一般就労への移行者数は増加傾向となっています（平成29年度27人、平成30年度25人、令和元年度36人）。市民アンケートにおいても、今後の就労意向で「働きたい」と答えた人が48.4%でした。

その一方で、基本の利用期間が2年間となっている就労移行支援を延長して利用する人や、一般就労に移行したものの定着できず、再度就労移行支援を利用する人が増加しています。そのため、障がいのある人の就職や就職後の定着には継続的な支援が必要であることがうかがえます。

障がい種別にみると、市民アンケートでは働いていない理由として、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者では「障がいが重いため」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「仕事をするのが不安なため」が最も多くみられました。

働く意欲を持った障がいのある人に対し、障がい状況や資質に応じた多様な就労機会が提供できるよう、就労相談の充実と、就労先や就労体験の場の確保が必要と考えられます。

今後の取り組み

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、市役所内における職場実習等の取り組みを引き続き実施するとともに、就労支援者実務者会議と他の支援者実務者会議の連携を図り、障がいのある人の個別の状況を勘案し着実な移行に向けて取り組んでいきます。

また、就労支援者実務者会議等の場において、一般就労への移行者を増加させるための取り組み等について全体共有し、市全体で就労移行を促進すること等について検討します。

就労支援については、本人の状態や状況に合った適切なサービスにつなげていけるようなアセスメントやフォローの仕組みづくりについて、就労支援者実務者会議等において検討していきます。

(1) 就労移行支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	6人	6人	6人	5人	5人	6人
	月平均 利用日数総数	102人日	102人日	102人日	72人日	90人日	101人日
知的障がい	月平均 利用人数	26人	29人	32人	9人	17人	20人
	月平均 利用日数総数	494人日	551人日	608人日	157人日	320人日	371人日
精神障がい	月平均 利用人数	51人	54人	57人	46人	42人	45人
	月平均 利用日数総数	867人日	918人日	969人日	780人日	703人日	751人日
合計	月平均 利用人数	83人	89人	95人	60人	64人	71人
	月平均 利用日数総数	1,463人日	1,571人日	1,679人日	1,009人日	1,113人日	1,223人日

就労移行支援 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度にかけて、月平均利用人数が横ばいであるため、令和 3 年度以降は、令和元年度実績値の 6 人を一定量として見込みました。利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度にかけて、月平均利用人数に緩やかな伸びが見られます（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.18 倍）。また、守口支援学校の卒業見込者数のうち就労移行支援の利用見込者数を勘案し、令和 3 年度以降は、令和元年度実績値から毎年 3 人の増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成 30 年度から令和元年度にかけて、月平均利用人数に緩やかな伸びが見られます（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.07 倍）。令和 3 年度以降は、令和元年度実績値から毎年 3 人の増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

（２）就労継続支援Ａ型

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	21人	21人	21人	19人	24人	21人
	月平均 利用日数総数	399人日	399人日	399人日	369人日	451人日	405人日
知的障がい	月平均 利用人数	52人	55人	59人	31人	42人	45人
	月平均 利用日数総数	1,040人日	1,100人日	1,180人日	615人日	821人日	887人日
精神障がい	月平均 利用人数	63人	69人	75人	40人	42人	51人
	月平均 利用日数総数	1,071人日	1,173人日	1,275人日	710人日	747人日	871人日
合計	月平均 利用人数	136人	145人	155人	90人	108人	117人
	月平均 利用日数総数	2,510人日	2,672人日	2,854人日	1,694人日	2,019人日	2,163人日

就労継続支援Ａ型 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に明確な増減傾向は見られませんでした。このため、令和 3 年度以降は、平成 29 年度から令和元年度実績値の平均値（21 人）を一定量として見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に緩やかな伸びが見られます（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.07 倍）。この増加率をもとに、令和 3 年度から令和 5 年度の月平均利用人数を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成 29 年度から令和元年度の月平均利用人数に伸びが見られました（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.21 倍）。令和 3 年度以降は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけての増加分（2 人）と平成 30 年度から令和元年度にかけての増加分（9 人）の平均値（6 人）の増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(3) 就労継続支援B型

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	45人	47人	50人	30人	33人	41人
	月平均 利用日数総数	765人日	799人日	850人日	576人日	595人日	694人日
知的障がい	月平均 利用人数	197人	203人	209人	174人	175人	185人
	月平均 利用日数総数	3,743人日	3,857人日	3,971人日	3,182人日	3,309人日	3,515人日
精神障がい	月平均 利用人数	134人	149人	165人	77人	95人	109人
	月平均 利用日数総数	1,608人日	1,788人日	1,980人日	872人日	1,075人日	1,297人日
合計	月平均 利用人数	376人	399人	424人	281人	303人	335人
	月平均 利用日数総数	6,116人日	6,444人日	6,801人日	4,630人日	4,979人日	5,506人日

就労継続支援B型 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、精神障がいのある人については、平成27年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に緩やかな伸びが見られる（平成30年度から令和元年度の増加率 身体障がいのある人 1.24倍、精神障がいのある人 1.15倍）ため、平成27年度から令和元年度の5年間における伸び率の平均で、令和3年度以降の月平均利用人数の見込量を算出しました。また、利用日数総数については、令和元年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

知的障がいのある人については、平成29年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に緩やかな伸びが見られますが、各年度の増加人数に大きな差が見られるため、令和3年度以降は、平成29年度から平成30年度にかけての増加分（1人）と平成30年度から令和元年度にかけての増加分（10人）の平均値（6人）の増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(4) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	2人	2人	2人	2人	2人	1人
	月平均 利用日数総数	38人日	38人日	38人日	25人日	34人日	19人日
知的障がい	月平均 利用人数	10人	10人	10人	6人	4人	10人
	月平均 利用日数総数	190人日	190人日	190人日	105人日	76人日	191人日
精神障がい	月平均 利用人数	21人	23人	25人	10人	14人	17人
	月平均 利用日数総数	336人日	368人日	400人日	145人日	196人日	266人日
合計	月平均 利用人数	33人	35人	37人	18人	20人	28人
	月平均 利用日数総数	564人日	596人日	628人日	275人日	306人日	476人日

自立訓練（機能訓練・生活訓練） 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人については、平成29年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に明確な増減傾向は見られませんでした。このため、令和3年度以降、身体障がいのある人については2人、知的障がいのある人については10人を一定数量として見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの平均利用日数をもとに算出しました。

精神障がいのある人については、精神病床入院患者の地域移行者の利用数等を加味し、令和3年度以降、毎年2人の増加を見込みました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの平均利用日数をもとに算出しました。

(5) 生活介護

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい	月平均 利用人数	154人	156人	158人	141人	151人	151人
	月平均 利用日数総数	2,926人日	2,964人日	3,002人日	2,586人日	2,691人日	2,794人日
知的障がい	月平均 利用人数	192人	198人	203人	170人	179人	182人
	月平均 利用日数総数	3,840人日	3,960人日	4,060人日	3,381人日	3,609人日	3,655人日
精神障がい	月平均 利用人数	28人	32人	36人	16人	19人	21人
	月平均 利用日数総数	280人日	320人日	360人日	167人日	197人日	203人日
合計	月平均 利用人数	374人	386人	397人	327人	349人	354人
	月平均 利用日数総数	7,046人日	7,244人日	7,422人日	6,134人日	6,497人日	6,652人日

生活介護 利用見込量算出の考え方

身体障がいのある人、知的障がいのある人については、年度により増加数に差が見られることから、平成27年度から令和元年度の5年間ににおける伸び率の平均で、令和3年度以降の月平均利用人数の見込量を算出しました。また、利用日数総数については、令和元年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

精神障がいのある人については、平成29年度から令和元年度にかけて月平均利用人数に同程度の増加傾向が見られるため、平成29年度から令和元年度にかけての伸び率の平均で、令和3年度以降の月平均利用人数の見込量を算出しました。また、利用日数総数については、令和元年度における一人あたりの利用日数をもとに見込量を算出しました。

(6) 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）利用から一般就労への移行

【目標値】

		目標値	実績値（参考）
		令和5年度	令和元年度
福祉施設利用から 一般就労への移行者数	各サービスの移行者数の総計	49人	36人
	就労移行支援	38人	27人
	就労継続支援A型	7人	5人
	就労継続支援B型	4人	3人
	生活介護・自立訓練	-	1人

前計画の達成状況

令和元年度において、福祉施設の利用者から一般就労への移行者は36人となっており、前計画における成果目標（令和2年度末における、福祉施設の利用から一般就労への移行者数）の34人を上回っています。

福祉施設利用から一般就労への移行者数 目標値算出の考え方

就労支援者実務者会議と他の支援者実務者会議の連携を図る等、福祉施設から一般就労への移行を促進するための取り組みを実施することにより、今後も福祉施設から一般就労への移行者数が増加すると想定し、目標値を設定しました。

大阪府の基本的な考え方では、令和5年度末時点の福祉施設の利用から一般就労への移行者数の目標数値を、就労移行支援事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とすることとされています。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれの目標値は、令和元年度の移行実績のそれぞれ1.41倍、1.40倍、1.33倍であり、大阪府の基本的な考え方に定める目標値を超えています。

8. 職場定着支援

就職後の職場定着について、支援できるサービス基盤整備及び体制を構築し、障がいのある人の安定した就労生活を支援します。

現状と課題

自発的活動支援事業にて、就労先以外に行き場のない障がいのある人に対し、安心して過ごせる場所を提供し、当事者同士が情報交換したり悩みを共有したりすることで課題を解決し、現在の職場での就労を継続できるよう取り組みました。

平成30年度に新設された就労定着支援は、福祉施設から一般就労した際、半年間は福祉施設が支援し、その後、最大3年まで利用可能となりますが、市内には提供事業所が少ないため利用が浸透しておらず、就職後の生活面等の支援が途切れがちであること等が課題となっています。また、就労支援者実務者会議等においても、就職後の支援体制の必要性についての意見が多くあげられています。

市民アンケートでは、勤続年数について身体障がい者手帳所持者では「20年以上」、療育手帳所持者では「10年～20年未満」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では「1年～2年未満」が最も多く、精神障がい者保健福祉手帳所持者は勤続年数が短い傾向があるといえます。

障がいのある人が就職後、その職場に定着できるような支援体制の構築と、障がい状況や特性にも配慮した支援の検討が求められています。

今後の取り組み

一般就労している人の就労先以外の居場所の提供に向け、自発的活動支援にて行っているサロンの情報提供、啓発に引き続き取り組みます。

一般就労移行後の職場定着に向け、就労定着支援のサービス提供体制を整備する必要があることから、就労移行支援事業所等に対し、就労定着支援事業所の開設等について働きかけていくことを検討します。

就労定着支援の利用を促進するため、一般就労に移行した人に対し、当該サービスによるフォロー体制があることを周知すること等に取り組みます。また、事業所に周知の協力を求めることについても就労支援者実務者会議等の場において検討します。

（１）就労定着支援（平成 30 年度より新設）

サービスの概要

生活介護、自立訓練、就労継続支援又は就労移行支援を利用して一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労をきっかけに生じた金銭管理や体調管理など、生活面の課題解消に向けた相談や、関係機関との連絡調整を行います。

【利用見込量】

	見込量			実績値（参考）	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成30年度	令和元年度
月平均利用人数	20人	39人	69人	5人	13人

就労定着支援 利用見込量算出の考え方

令和3年度、令和4年度、令和5年度の各年度における、一般就労移行者のうち就労定着支援の対象者数を、過年度実績及び令和5年度目標値を勘案して、それぞれ41人、43人、47人と見込みました。また、一般就労移行者のうち就労定着支援を利用する人の割合を、令和3年度、令和4年度、令和5年度において、それぞれ3割、5割、7割と見込み、それぞれの年度における新規利用者数を12人、22人、33人と設定しました。さらに、各年度の新規利用者数に前年度からの継続利用者数見込を加え、見込量を算定しました。

（２）就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

【目標値】

	目標値	実績値（参考）		
	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	10,440円	8,933円	9,575円	9,748円

就労継続支援B型事業所の工賃 目標値算出の考え方

平成30年度から令和元年度にかけての増加金額（173円）を、令和3年度以降の各年度における工賃増加額と見込み、目標値を設定しました。

（３）工賃向上に向けての取り組み

【調達実績】

	実績値（参考）		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市等による調達実績	1,325,840円	1,333,040円	1,363,040円

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。）に基づき、市及び関連する施設等においては、障がいのある人の働く企業や事業所からの物品等の購入を推進しています。平成 29 年度以降、調達実績は毎年増加しており、今後についても前年度を上回る実績となるよう着実に取り組んでいきます。

また、庁舎内において、就労継続支援 A 型及び B 型事業所、生活介護事業所が製作した物品を販売する「ふれあいのお店」を継続して実施します。今後は、庁内において、継続的に研修を行う等さらなる周知及び啓発を図り、工賃向上に向けて取り組みます。また、地域等から物品等のニーズを集約できるよう、情報発信を行う共同受注窓口の設置に向けて取り組みます。

（４）令和５年度に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数

【目標値】

	目標値
	令和5年度
令和5年度に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の人数	17人

令和５年度に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業利用者の人数 目標値算出の考え方

大阪府の基本的な考え方では、「令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。」とされています。就労定着支援事業は、就職後６か月を経過してから利用可能となるため、令和５年度１年間における就労移行者数目標値 49 人のうち、令和５年４月から９月の期間においては、およそ半数の 24 人が就労移行すると想定し、24 人の７割が就労定着支援事業を利用することを目標としました。

（５）就労定着支援事業所ごとの就労定着率

【目標値】

	目標値	実績値（参考）
	令和5年度	令和元年度
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	—

※令和元年度は1年以上利用していた対象者がいなかったため算定不可

就労定着支援事業所ごとの就労定着率 目標値算出の考え方

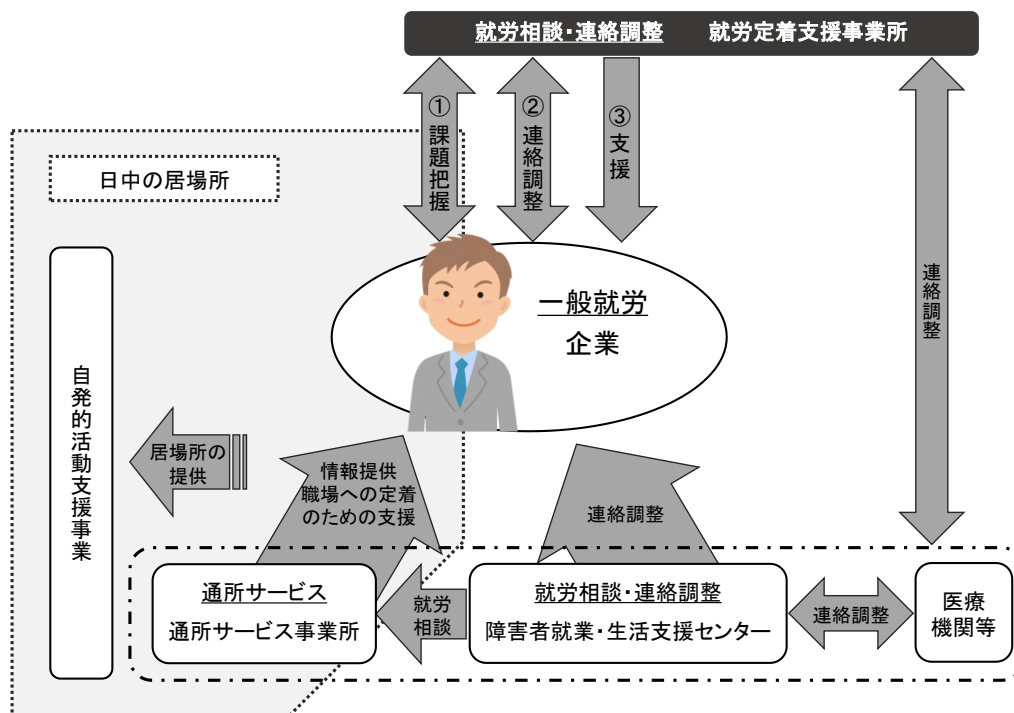
大阪府の基本的な考え方では、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを基本とするとされていることから、それに準じて目標値を算定しました。



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

(6) 一般就労する障がいのある人等への支援について

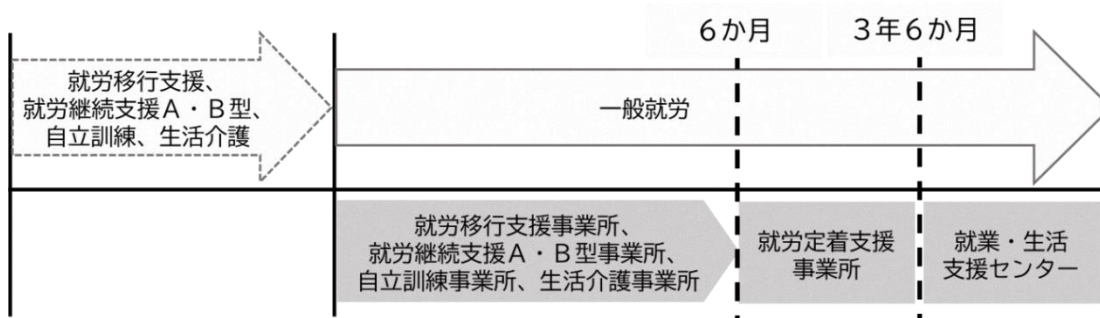
① 就労支援体制



※通所サービスとは、障がい福祉サービスのうち就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立訓練、生活介護を指します。

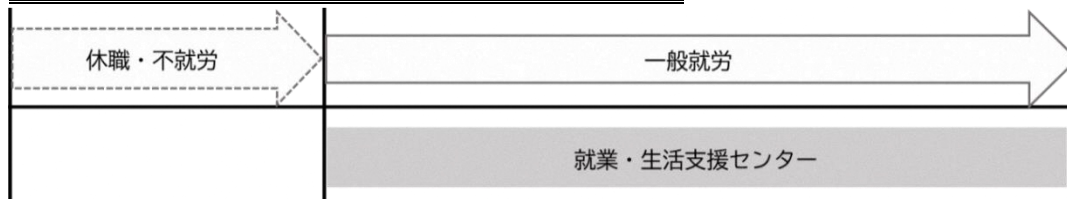
② 障がいのある人に対する就労支援の流れ

通所サービスを利用し、一般就労に移行した場合



就職後最初の6か月は、通所サービス事業所が職場定着に向けた相談対応を行います。その後は、就労定着支援事業所が支援を引き継ぎ、金銭管理や体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。

通所サービスの利用なく、一般就労に移行した場合



障害者就業・生活支援センターが金銭管理、体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。

③ 事業種別ごとの役割

通所サービス事業所

障害者就業・生活支援センター等と連携し、就職後最初の6か月間、一般就労に移行した利用者が円滑に職場に定着できるよう相談や助言を行います。また、障がいのある人を雇用する企業に対し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方について助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。

就労定着支援事業所

通所サービス事業所における支援の終了後、職場定着支援を引き継ぎます。一般就労に移行した障がいのある人に対し、就職後7か月目から3年間、月1回以上面談し、金銭管理や体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や、職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。また、原則として月1回以上雇用先の企業を訪問し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方について助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。

障害者就業・生活支援センター

通所サービスの利用なく一般就労した場合や就労定着支援事業所における支援の終了後に、障がいのある人に対し、金銭管理、体調管理など就職に伴い生じた生活上の課題や職場での対人関係について必要な相談・助言を行います。また、障がいのある人を雇用する企業に対し、それぞれの障がい特性に応じた支援のあり方についての助言を行い、職場において適切な支援が提供されるよう関係調整を図ります。また、就労定着支援事業所等が企業への支援を行う際、より専門的な知識を要する場合には各事業所に対して必要な情報提供等の支援を行います。

自発的活動支援事業による居場所

障がいのある人が一般就労する場合、徐々に仕事に慣れることなどを目的として短時間や少ない日数から働き始めることが多く、また、通所サービスを利用する場合においても、1日の利用が終わった後家族が帰宅するまでの時間を持て余すことがあります。買い物でお金を浪費したり昼夜逆転の生活に陥るなど、就労や通所に悪影響が生じることもあり、支援において大きな課題となってきました。

このように就労や通所先以外に行き場のない障がいのある人に対して、自発的活動支援事業の活用により、安心して過ごせる場所を提供します。また、障がいのある人たちが自由に情報交換できる場として活用し、就労・通所に伴う悩みの共有や、課題の解決を図ります。

9. 施策の谷間にあると言われていた児童への支援に向けての連携

これまで施策の谷間にあると言われていた重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で療育的支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を増設し、重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備と充実に向けて取り組みます。

(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

【確保目標】

	目標値	実績値（参考）
	令和5年度	令和元年度
児童発達支援事業所	3か所	3か所
放課後等デイサービス事業所	6か所	3か所

現状と課題

市内には、令和2年10月時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所はそれぞれ3か所確保されています。

法人対象意向調査において、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の開設・拡大を予定していると回答した法人はありませんでした。また、重症心身障がい児を対象とする事業所の開設・拡大にあたって、「職員の確保が困難である」、「新規サービスのノウハウの獲得が困難である」といった課題があげられています。

今後の取り組み

重症心身障がい児の地域生活を支えるサービス提供基盤を整備するための方策について、障がい者自立支援協議会の障がい児支援者実務者会議に設置する「医療的ケア児のための協議の場」等において検討していきます。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 目標値算出の考え方

重症心身障がい児のサービスの1週間当たり実利用日数について、0～5歳（児童発達支援対象年齢）が3日、6～18歳（放課後等デイサービス対象年齢）が4日であり、それぞれの日数を利用する場合の必要事業所数を目標値として設定しました。

10. 医療的ケア児のための協議の場

国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」を、障がい者自立支援協議会の障がい児支援者実務者会議に設置し、医療的ケア児の支援に携わる保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各種関係機関の連携のもと、医療的ケア児に向けた支援のあり方の検討や専門性の向上を目指し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支援体制の整備を図ります。

また、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方としても掲げられている、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児がそれぞれの障がい特性に応じた適切な支援を受けることができるよう取り組みます。

（１）医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場 制度の概要

医療的ケア児が地域において適切な支援を受けることができるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携をとるための協議の場を設置し、医療的ケア児の安定した地域生活を保障する体制整備を図ります。

現状と課題

協議体制の調整が難航し、目標としていた平成30年度中の設置には至りませんでした。令和2年度において、協議の場の本格実施に向けた関係機関との意見交換会を開催し、本市における医療的ケア児支援の現状や協議の場のあり方について、検討及び情報共有を行いました。

本市における医療的ケア児等の支援体制は、十分であるとは言えず、とりわけ短期入所については、現在市内に対応できる事業所がなく、開設を求める意見も多く聞かれます。また、法人対象意向調査からは、体制整備の課題として、看護師等の専門的人材の確保が難しいとの意見があげられています。

市民アンケートからは、医療的ケア児特有の課題として、医療を受けるにあたり通院時の家族負担が大きいことがわかりました。また、災害時などの非常時において、医療的ケアを適切に受けられる体制整備を求める意見も多数ありました。

これらを踏まえ、今後は協議の場において、医療的ケア児等の受け入れが可能な事業所の増加に向けた方策や、本人や家族に対する支援のあり方、発災時等における支援体制の整備について検討していく必要があります。

今後の取り組み

関係機関との意見交換会での結果をもとに、令和3年度中に、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置する予定です。今後は、この協議の場を活用し、医療的ケア児の実態・ニーズ把握や地域の課題抽出を行います。また、各関係機関の役割分担や連携方法の検討、社会資源の情報共有を行い、ニーズへの対応や課題解決に取り組んでいきます。

また、医療的ケア児等の受け入れが可能な事業所の計画的確保、様々な生活場面での支援拡充、福祉避難所の整備など、医療的ケア児の安定した地域生活を保障するための総合的かつ包括的な支

援体制の整備に向けた方策について検討を進めます。

【整備目標】

	目標値
	令和5年度
設置状況	設置

医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の整備目標の考え方

大阪府の基本的な考え方に定める成果目標に準じ、令和5年度末時点において協議の場が設置されていることを目標としました。

（２）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【配置目標】

	見込量			実績値（参考）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 配置人数				0	0	0
福祉関係者	1人	1人	1人			
医療関係者	1人	1人	1人			

現状と課題

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することが必要とされています。コーディネーターには、医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行う等の多岐にわたる役割が求められています。

令和3年度中のコーディネーター配置に向けて、候補者を選定し、コーディネーター養成研修の受講推薦をするなど、着実に準備を進めています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 目標値算出の考え方

大阪府の基本的な考え方に定める数値目標に準じ、福祉関係のコーディネーターと医療関係のコーディネーターを1人ずつ配置することとしました。

1 1. 児童発達支援センターの充実

障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育をはじめ、成長に応じた切れ目のない支援、障がいのある児童もない児童とともに学び育つ環境の整備、療育的支援の資質の向上が必要です。

今後、福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」が本市の療育・相談支援において中核的な役割を担い、各種関係機関と協働のもと、障がいのある児童に向けて切れ目のない支援の提供や、障がいのある児童が地域の中で健やかに成長していくことができる環境の整備に向けて取り組めます。

(1) 児童発達支援センター

【整備目標】

	目標値	実績値（参考）
	令和5年度	令和元年度
児童発達支援センターの実施事業所	1か所	1か所

児童発達支援センター 目標値算出の考え方

本市においては、児童発達支援センター 1 か所を設置済みです。

現状と課題

平成 24 年度より福祉型児童発達支援センター「守口市立わかかくさ・わかすぎ園」を設置しており、児童発達支援、保育所等訪問支援、指定障がい児相談支援を提供しています。また、地域へ向けた支援として、地域の児童を対象とした療育の場やサロンの開所、一般相談を実施するとともに、市内障がい児通所支援事業所等の交流の場の提供に取り組んでいます。

1. 療育支援

守口市立わかかくさ・わかすぎ園は、児童発達支援を提供し、専門的な集団療育及び個別療育、理学療法・作業療法・言語療法・音楽療法等の訓練を実施しています。さらに、市内における療育の中核的な役割も担っており、障がいの重度化・重複化や多様化へ対応できる専門的機能の強化に取り組んでいます。

市内において、障がい児通所支援を利用する児童は年々増加傾向にあります（平成 29 年度から令和元年度の増加率 児童発達支援は 1.21 倍、放課後等デイサービスは 1.40 倍）。児童・保護者が療育に求める機能も多様化してきており、個別の状況等を勘案した支援の提供が求められています。

また、市民アンケートでは、療育に求めるものとして、児童発達支援については「専門的な人材を増やしてほしい」、放課後等デイサービスについては「内容をもっと充実してほしい」との意見がみられました。

民間の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所も増加していますが、事業所間で支援の質

にばらつきがあることが課題となっています。

今後、市内の障がい児通所支援事業所と緊密な連携を図り、重層的な支援体制の整備が必要と考えられます。

2. 相談支援

守口市立わかくさ・わかすぎ園は、指定障がい児相談支援及び一般相談を実施し、障がいのある児童を育てる保護者等の悩みや不安に寄り添い、助言・指導を行う相談支援に取り組んでいます。

市民アンケートにおいても、子どもに関して困ったときに相談する相手として「守口市立わかくさ・わかすぎ園」を選んだ保護者等が41.0%となっており、このことから「守口市立わかくさ・わかすぎ園」が保護者等の心を支える場となっていることがうかがえます。

また、「守口市立わかくさ・わかすぎ園」には障がいのある児童の相談支援の中核として、市内の指定障がい児相談支援事業所と緊密な連携を図る役割が求められています。しかし、指定障がい児相談支援として受け持つ児童数が非常に多く（障がい児福祉サービス支給決定者数のおよそ6割を担当）、後方支援に注力できないことが課題となっています。市内における指定障がい児相談支援事業所は少なく、障がい児相談支援の受け皿が不足している状況です。また、法人対象意向調査においても、障がいのある児童の支援に係る市の課題は、「相談支援事業所の需給体制」であるとの回答がありました。

今後、「守口市立わかくさ・わかすぎ園」が他の指定障がい児相談支援事業所と緊密に連携する重層的な体制整備の構築に向けて、指定障がい児相談支援事業所及び相談支援専門員の増加が必要と考えられます。

3. 地域へ向けた支援

守口市立わかくさ・わかすぎ園は、保育所等訪問支援、地域の児童を対象とした療育の場やサロンを実施し、市内障がい児通所支援事業所等の交流の場の提供に取り組んでいます。

障がいのある児童の地域での生活を支える支援としては、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、地域社会への参加（インクルージョン）の支援が必要であると考えられます。

法人対象意向調査において、切れ目のない支援の提供について「進んでいると思わない」と答えた法人は12.1%、「わからない」と答えた法人は48.5%でした。また、切れ目のない支援のための課題としては「学校と事業所の連携」と「18歳到達時の障がい児福祉サービスから障がい福祉サービスへの引継ぎ」が36.4%で最も多いほか、「守口市役所内の関係各課での連携」「事業所間での連携」も3割程度となっていました。

さらに、切れ目のない支援を提供するための取り組みを行うにあたり、必要とすることとして、「幼稚園や保育所、また高校卒業後の就労場所への関わりができていない」等関係機関の連携が必要であるとの回答がありました。

インクルージョンに関する意見としては、団体対象意向調査において、療育についての現在の状況に対する問題点・課題点として「障がい児通所事業所と学校・保育所・幼稚園との連携機会、それぞれの支援内容の共有や役割の相互確認」についての意見がみられました。

切れ目のない支援の提供やインクルージョンの実現には、学校等と事業所、市役所内、事業所間など、様々な主体が状況に応じて連携をとることができる体制構築が重要となります。「守口市立

わかくさ・わかすぎ園」は児童発達支援センターとして、子育て世代包括支援センター、守口保健所、保育所、認定こども園、教育関係機関、放課後児童クラブ、小児慢性特定疾病施設、障がい児通所支援事業所、就労系サービス提供事業所等、各種関係機関と緊密な連携を図り、連携体制を強化していくことが求められます。

今後の取り組み

1. 療育支援

専門的な療育や訓練を引き続き実施します。そして、「守口市立わかくさ・わかすぎ園」が市内障がい児通所支援事業所と緊密に連携する重層的支援体制の構築に向けて検討します。

2. 相談支援

「守口市立わかくさ・わかすぎ園」が児童発達支援センターとして求められる役割を十分に発揮できるよう、指定障がい児相談支援事業所及び相談支援専門員を増加させるための方策について検討します。

3. 地域へ向けた支援

就園・就学・就労等の各ステージにおいて、切れ目なく支援を行うため、庁内関係部署・事業所等関係機関の連携を強化するための取り組みを、障がい児支援者実務者会議等の場において検討します。また、市内事業所交流会に市教育委員会等も参加することで、事業所と学校等の連携強化を図ります。

18歳到達時にスムーズに障がい福祉サービスへ引き継ぐための情報提供体制の構築に向けて、障がい児支援者実務者会議と他の支援者実務者会議の交流を図ります。

これらの取り組みを行うことによって、障がいのある児童の生活環境の変化も見据えた切れ目のない支援の提供体制の整備に取り組めます。

12. 療育の向上、担保

児童発達支援、放課後等デイサービスについては専門性及び資質の向上を図り、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、指定障がい児相談支援についてはサービス提供基盤の整備に努めます。これらのサービスを必要とする児童すべてに対して、障がい状況や特性に応じた適正な支援が提供されるよう取り組みます。

現状と課題

1. 療育の質について

市内において、障がい児通所支援を利用する児童は年々増加しています（平成29年度から令和元年度の増加率 児童発達支援は1.21倍、放課後等デイサービスは1.40倍）。これらのサービスを必要とする児童すべてに支援が行き渡るよう、障がい児通所支援の充実と均てん化が求められます。

また、民間の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所も増加していますが、事業所間で支援の質にばらつきがあることが課題となっています。本市としては、市内事業所への巡回訪問等を実施し、各事業所の実情等の把握と助言に努めてきました。今後もこの取り組みを引き続き実施し、サービスの資質向上を図ることが必要です。

2. 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援は、療育の専門職が、保護者の依頼に基づいて、障がいのある児童が所属する保育所等を訪問し、障がいのない児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービスです。本市では、平成24年度より「守口市立わかさ・わかすぎ園」において実施しています。

市民アンケートでは、就園・就学、学校生活等で望むこと（充実してほしいこと）として、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」、「療育指導（理学療法、言語や難聴指導、作業療法など）が受けられるようにしてほしい」、「障がい特性の理解と支援を促進してほしい」が多くみられました。保育所等において、障がい状況及び特性に応じた支援が行われることや、専門的な療育指導が行われることが求められています。

また、今後利用したいサービスとして、保育所等訪問支援と答えた人は9.6%でした。保育所等訪問支援に求めることとしては、「利用できる人数を増やしてほしい（事業所も）。」といった意見がみられました。市内にはサービス提供事業所が令和2年11月時点で「守口市立わかさ・わかすぎ園」の1か所であり、提供体制が十分ではない状況がうかがえます。

今後の取り組み

1. 療育の質について

障がい児通所支援を必要とする児童すべてに支援が行き渡るよう、サービスの充実と均てん化に努めます。また、児童の個別の状況等を勘案した適正な支給決定を行います。

なお、強度行動障がいのある児童や高次脳機能障がいのある児童等、特別な支援を必要とする児童に対しては、その特性に応じた適切な療育及び支援が受けられるよう図ります。

障がい児通所事業所の資質向上については、引き続き市内事業所の巡回訪問等を実施し、各事業

所の実情等の把握及び支援の適正化に取り組みます。

事業所の人材育成に関しては、市から研修の情報等を適宜発信するとともに、障がい児支援者実務者会議等の場を活用して周知します。

これらの取り組みを通して、市全体のサービスの質が向上するよう努めます。

2. 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援事業のサービス提供事業所を増加させるための方策について検討します。

保育所等訪問支援を必要とするすべての児童に支援が行き渡るよう取り組み、障がいのある児童の地域社会への参加・包容を推進します。

【整備目標】

	目標値	実績値（参考）
	令和5年度	令和元年度
保育所等訪問支援の実施事業所	3か所	1か所

保育所等訪問支援 目標値算出の考え方

市民アンケート結果でみられた、今後の利用ニーズ等から目標値を設定しました。

（１）児童発達支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	148人	160人	172人	112人	111人	136人
	月平均 利用日数総数	1,184人日	1,280人日	1,376人日	1,053人日	985人日	1,104人日

児童発達支援 利用見込量算出の考え方

平成 29 年度から令和元年度にかけて、月平均利用人数・月平均利用日数総数ともに増加傾向が見られます（平成 30 年度から令和元年度の増加率 1.23 倍）。この理由としては、事業所が増加していることに加え、平成 29 年度より幼児教育・保育の無償化に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」が給付され、児童発達支援利用者の利用者負担金が無償化されていることが考えられます。

また、市民アンケートにおいては児童発達支援の利用意向は一定程度見られ（10.8%）、法人対象意向調査においては1事業所が新規開設の意向を示しています。

月平均利用人数は増加傾向にあるものの、年度により増減数に差が見られることから、令和3年度以降においては、平成 29 年度から平成 30 年度にかけての減少分（－1 人）と平成 30 年度から令和元年度にかけての増加分（25 人）の平均（12 人）の増加を見込みました。また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により、利用人数に影響が出ると考えられるため、令和3年度については、令和元年度実績に前述の増加人数を加え、見込量を設定しました。また、

利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに算出しました。

（２）医療型児童発達支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	月平均 利用日数総数	23人日	23人日	23人日	0人日	0人日	0人日

医療型児童発達支援 利用見込量算出の考え方

現在、本市には医療型児童発達支援の事業所はありませんが、医療的ケアが必要な児童については福祉型児童発達支援センター「守口市立わかさ・わかすぎ園」等で受け入れを行っています。そのため、今後、他市における医療型児童発達支援の利用を想定し、令和3年度以降は1人の月平均利用人数を見込みました。また、利用日数総数については、平均的な利用日数をもとに見込量を定めました。

（３）放課後等デイサービス

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	338人	368人	398人	220人	267人	308人
	月平均 利用日数総数	4,056人日	4,416人日	4,776人日	2,764人日	3,393人日	3,764人日

放課後等デイサービス 利用見込量算出の考え方

平成29年度から令和元年度にかけて、月平均利用人数・月平均利用日数総数ともに大きく増加しています。

月平均利用人数の増加要因としては、利用者の実人数が増加しているためであると考えられます。実人数増加要因としては、事業所が増加していることに加えて、平成29年度より幼児教育・保育の無償化に伴う「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」が給付され、児童発達支援利用者の利用者負担金が無償化されていることにより、児童発達支援利用者が増加し、児童発達支援を利用していた5歳の児童が小学校就学年齢に到達後、放課後等デイサービスを引き続き利用していることも一因であると考えられます。

月平均利用日数総数の増加要因としては、利用者の実人数が増加していることに加えて、家庭環境等の個別の事情を勘案して、支給決定日数を伸ばしてきたことも要因であると考えられます。

月平均利用人数について、平成30年度から令和元年度にかけての増加率が前年度と比較して低くなっており、今後は必要とする児童に支給が行き渡り、増加率はさらに減少することが予想され

ます。このことを勘案し、令和3年度以降は毎年30人ずつの増加を見込みました。また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により、利用人数に影響が出ると考えられるため、令和3年度については、令和元年度実績に前述の増加人数を加え、見込量を設定しました。また、利用日数総数については、令和元年度の一人あたりの利用日数をもとに算出しました。

(4) 保育所等訪問支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	4人	4人	4人	4人	3人	2人
	月平均 訪問回数	8回	8回	8回	5回	4回	2回

※保育所等訪問支援は3か月、月2回を原則として支給されます。月平均訪問回数は年間総利用者数（16人）に1か月あたりの利用回数（2回）と利用期間（3か月）を乗じ、12分の1にした数となります。また、月平均利用人数は月平均訪問回数（8回）を1か月あたりの利用回数（2回）で除した数となります。

保育所等訪問支援 利用見込量算出の考え方

平成29年度から令和元年度の訪問回数の実績は2～5回となっており、月平均利用人数・月平均訪問回数ともにやや減少傾向にありますが、ニーズ調査においては9.6%が今後利用を希望しています（回答数が166人のため、利用希望者は16人となります）。

そのため、令和3年度以降、16人が保育所等訪問支援を利用するものとして見込量を算定しました。

(5) 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度より新設）

サービスの概要

重症心身障がいなどの重度障がいにより児童発達支援事業等を利用するための外出が著しく困難な児童について、居宅を訪問し日常生活における基本的な指導や知識技能を付与するための支援を行います。

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	1人	1人	1人	0人	0人
	月平均 訪問回数	5回	5回	5回	0回	0回

居宅訪問型児童発達支援 利用見込量算出の考え方

現在、本市には居宅訪問型児童発達支援の事業所はありません。

本市の重症心身障がい児のうち、このサービスの対象となりうる児童を1人として見込量を算定しました。1人の児童が1週間あたり1回利用することを想定しています。

今後、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等と連携し、当該サービスを必要とする児童に支援が行き渡るよう取り組みます。

(6) 障がい児相談支援

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童	月平均 利用人数	74人	85人	96人	41人	45人	63人

※障がい児相談支援とは、児童に対する計画相談支援のことを指します。

※本表における月平均利用人数とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援が提供された人数の月ごとの平均を表しています。

障がい児相談支援 利用見込量算出の考え方

平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向が見られますが、各年度間で増加人数に大きな違いが見られることから、令和3年度以降は、平成29年度から平成30年度にかけての増加分（4人）と平成30年度から令和元年度にかけての増加分（18人）の平均（11人）の増加を見込みました。また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大により、利用人数に影響が出ると考えられるため、令和3年度については、令和元年度実績に前述の増加人数を加え、見込量を設定しました。

(7) 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

【見込量】

		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童	障がいのある 児童の人数	588人	600人	612人

子ども・子育て支援等の利用ニーズ 見込量算出の考え方

令和3年度以降において、子ども・子育て支援等の利用ニーズがあると推定される障がいのある児童の人数については、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者のうち18歳未満の所持者の合計人数を最大人数として見込み、過去の合計人数の伸び率から見込量を設定しました。今後は、障がいのある児童の子ども・子育て支援等に対するニーズの把握等について、関係部署と連携して検討します。

（８）発達障がいのある児童等に対する支援

発達障がいのある児童等に対する支援については、障がいの早期発見・早期支援、保護者による適切な養育、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供が必要とされています。

発達障がいの発見は、乳幼児健診や教育現場等の様々な場面が想定されることから、今後も子育て世代包括支援センター、教育関係機関等との連携強化に努めます。また、できるだけ早期に正確に診断することも重要とされているため、発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等について情報提供できる体制整備に取り組みます。

発達障がいのある児童等を保護者等が適切に養育するためには、保護者等が児童の障がい特性を理解し、適切に対応するために必要な知識や方法を身につけることが必要であり、児童虐待の防止にもつながることが期待されます。本市では、子育て世代包括支援センターにてペアレントトレーニングを実施しています。

ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供としては、乳幼児期から成人に至るまで支援が途切れることがないように、子育て世代包括支援センター、教育関係機関、就労支援機関等、各関係機関との連携体制の構築に向けて取り組みます。

【利用見込量】

		見込量			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	108人	120人	120人	0人	45人	133人

※見込量については、延べ人数を記載しています。

発達障がいのある児童等に対する支援 利用見込量算出の考え方

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市の子育て世代包括支援センターで実施しているペアレントトレーニングの受講予定者数を見込みました。

- ・ペアレントメンターの人数

現状本市では独自にペアレントメンターの養成を実施していませんが、今後必要性等に応じて検討します。

- ・ピアサポート活動の参加人数

発達障がいのある児童等に対するピアサポートの活動への参加人数について、本計画策定時点では参加人数を把握していませんが、今後は、ピアサポート活動への支援のあり方について検討します。

（９）難聴児に対する支援

市内教育機関をはじめとする関係機関に対して、守口市軽度難聴児補聴器交付事業の周知を行います。難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施に向け、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関との連携等を検討します。

13. 意思疎通支援の提供体制の充実

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業について、これらの支援を必要とするすべての障がいのある人に対し、支援の提供が行き渡るよう取り組んでいきます。

また、情報保障の拡充に向けて、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援、情報発信の方法を検討します。さらに、外出時に困ったときや助けを求めたいときに自身の情報を伝えるツールとして、ヘルプマークやヘルプカードを周知・啓発するよう努めます。

(1) 意思疎通支援事業

【利用見込量】

		見込量			実績値（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
手話奉仕員養成研修事業	年間 実修了者数	15人	15人	15人	24人	30人	10人
手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
手話通訳者派遣事業	年間 実利用件数	144人	144人	144人	－	241人	150人
	年間 実利用時間数	240時間	240時間	240時間	－	387時間	257時間
文字通訳者派遣事業	年間 実利用件数	11人	11人	11人	－	1人	12人
	年間 実利用時間数	54時間	54時間	54時間	－	2時間	25時間

※手話通訳者派遣事業・文字通訳者派遣事業の平成29年度実績については、計画上の活動指標の考え方が異なっていたため、未掲載。

手話奉仕員養成研修事業 利用見込量算出の考え方

平成29年度から令和元年度にかけての年間実修了者数実績から、令和3年度以降、毎年15人ずつを一定量として見込みました。今後は、初心者向け講座に加えて、中級講座を実施することについても検討していきます。

手話通訳者派遣事業 利用見込量算出の考え方

これまでの事業実施により、この事業の周知が図られ、概ねニーズは充足されていると考えられます。平成30年度から令和元年度にかけて、年間実利用件数・年間実利用時間数ともに、大きく減少していますが、これは利用者一人あたりの利用回数が減少したためです。

令和3年度以降については、令和2年度上半期実績から、年間実利用件数 144件、年間実利用時間数 240時間を見込みました。

文字通訳者派遣事業 利用見込量算出の考え方

平成30年度から令和元年度における実績値より、ニーズが一定あることがうかがえるため、令和3年度以降については、令和2年度上半期実績等を勘案し、年間実利用件数 11件、年間実利用時間数 54時間を見込みました。

(2) 日常生活用具給付等事業

【利用見込量】

	年間延べ件数			実績値(参考)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護・訓練支援用具	14件	14件	14件	17件	12件	11件
自立生活支援用具	40件	40件	40件	50件	35件	33件
在宅療養等支援用具	30件	30件	30件	32件	32件	25件
情報・意思疎通支援用具	23件	23件	23件	22件	24件	23件
排泄管理支援用具	4,396件	4,516件	4,636件	3,916件	4,054件	4,156件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	0件	0件	0件

日常生活用具給付等事業 利用見込量算出の考え方

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具については、平成29年度から令和元年度までの利用実績に基づき、件数を算定しました。

排泄管理支援用具については、人工肛門・人工膀胱等を増設する人の増加により、平成29年度以降、利用者は増加傾向にあります。令和元年度以降は、平成29年度から平成30年度にかけての増加分(138件)と平成30年度から令和元年度にかけての増加分(102件)の平均値(120件)の増加を見込みました。居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については、平成29年度以降、利用実績はありませんが、今後利用がある可能性がある点を考慮し、見込量を設定しました。

14. 差別の禁止、合理的配慮

理解促進・啓発事業を活用し、様々な障がい特性及び障がいのある人への理解を広める講座を実施します。

また、一般就労する障がいのある人の会をはじめ、障がいのある人が自主的に取り組む活動への後方支援等を行い、障がいのある人の仲間づくりや支え合いの関係づくりを促進します。

親亡き後等を見据え、障がいのある人の権利や安全を保障するために、関係各課と連携し、成年後見制度の周知や利用援助に向けた支援に取り組むとともに、引き続きユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進に努めます。

さらに、視覚障がい者等の読書環境の整備に向けて取り組みます。

(1) 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業

【整備見込量】

	整備見込			整備状況（参考）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

理解促進研修・啓発事業 整備見込量の考え方

平成24年度より、地域生活支援事業の理解促進事業として委託し実施しています。

会場にて開催する形態（募集型講座）と利用希望者のもとへ訪問して実施する形態（出前型講座）があり、市内の小学校、民間企業、ボランティア団体、一般市民等を対象として障がい者体験や手話・点字体験、障がい者による講演会などを行い、障がいのある人への理解促進や啓発に取り組んできました。

市民アンケートにおいて、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことが「ある」「少しある」と答えた人は、18歳未満の児童の保護者が多く（18歳未満の保護者 46.4%、18歳～64歳 29.7%、65歳以上 12.3%）、若い世代の方が多い傾向にあり、特に15～18歳未満で「ある」「少しある」と答えた人は、60%となっています。また、障がいのある児童が差別を受けた場面に着目すると、学校での経験が多くみられ、障がいへの理解を深めるためには、「子どもたちに対する福祉教育を充実させる」ことに力を入れるべきという意見も多くあげられています。このことから、障がいのある子どもたちが学校等の場で差別なく過ごせるよう、福祉教育の充実を図ることが重要となります。

今後は、若年層、特に中高生への理解促進や啓発について、教育関係機関とも連携し、効果的な方策を検討し取り組んでいきます。また、身体障がい、知的障がい、精神障がいをはじめ、施策の谷間にあると言われていた発達障がいや高次脳機能障がい等についても、引き続き理解促進や啓発に努めます。

自発的活動支援事業 整備見込の考え方

平成 27 年度より、地域生活支援事業における自発的活動支援事業として委託し、一般就労する障がいのある人が主体となる会の運営を側面的に支援してきました。また平成 30 年度からは、同事業の一環として、一般就労している障がいのある人に職場以外の居場所を提供するため、守口市障がい者・高齢者交流会館の一部を活用し、サロン活動を行っています。

市民アンケートからは「地域活動の参加にあたって、さまたげになること」として「どのような活動が行われているか知らない」「いっしょに活動できる友人・仲間がいない」との回答が多くみられました。このことから、地域活動の積極的な情報発信や、一緒に活動できる仲間づくりの支援や機会の提供が必要であることがわかります。

今後も、障がいのある人が自主的に取り組む活動の後方支援を引き続き行い、障がいのある人の仲間づくりや障がいのある人同士の支え合い（ピアサポート）を促進していきます。また、守口市障がい者・高齢者交流会館におけるサロン活動について、情報提供や啓発に引き続き取り組みます。

（２）成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

【整備見込量】

		見込量等			実績値等（参考）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	2人	2人	1人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業 整備見込量算出の考え方

成年後見制度利用支援事業については、平成 29 年度から令和元年度までの利用実績をもとに、令和3年度以降、毎年 2 人ずつを見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援や、法人後見業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を修得するための研修等の支援を行う事業であることから、令和3年度以降、本市においては実施なしと見込みました。将来的には必要性を鑑み実施を検討します。

市民アンケートにおいては、約半数の人が「成年後見制度を知らない」と答えており、この制度の周知と利用に向けた支援が必要です。今後は、市内の法人後見実施事業所等と連携しながら、啓発や利用促進に努めます。

（３）虐待対応の強化及び虐待防止施策

現状と課題

障がい者虐待防止センターは、平成 30 年度まで委託にて、令和元年度から直営にて実施しています。平成 30 年度は通報 23 件（内、虐待認定 7 件）、令和元年度は通報 21 件（内、虐待認定 10 件）でした。

国の虐待対応スキームを基本として、通報時には速やかな安全確認・事実確認を行い、委託相談支援事業所をはじめ、子育て世代包括支援センター、高齢介護課、人権室等の関係各課や、福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、医療機関、警察等の関係機関と連携しながら、終結に向けた

対応を行っています。

必要に応じて緊急一時保護事業も活用し、その後は共同生活援助へ移行する等、適切な障がい福祉サービスの利用や日常生活自立支援事業、成年後見制度等、各種権利擁護制度の利用へ向けて支援しています。

対応経過の中で、障がい福祉サービス提供事業所の人員確保が厳しく、支援の質を保つことが難しくなっている現状や、就労系サービスの中には「雇用」契約であるがゆえに指導が厳しく、雇用者側に「福祉」としての認識が薄いケースなどが認められました。

また、法人対象意向調査では、差別解消・権利擁護関係の相談を受けたことがある法人が42.4%あり、その内容としては「虐待（疑いも含む）に関すること」や「金銭に関すること」が多く、虐待に関する相談への対応に難しさを感じている法人が多く見られました。

今後の取り組み

障がい福祉サービス提供事業所の人員体制や福祉認識に課題があることがうかがわれたことから、市内事業所を訪問し、支援者に対する助言及び虐待の早期発見・予防に向けて働きかけるとともに、虐待防止と啓発、成年後見制度等権利擁護制度についての研修会の開催に向けて取り組みます。

また、定期的なモニタリング等で居宅や障がい福祉サービス提供事業所等を訪問する機会が多い相談支援専門員に対し、引き続き虐待の早期発見と速やかな通報に向けた協力支援を呼びかけるとともに、メールやSNSといった発信媒体の普及も勘案し相談受付体制のあり方についても検討します。

なお、大阪府の基本的な考え方に「死亡事案等、重篤事案における発生要因の分析や事後検証、事前に相談・通報等がなかった重篤事案での事実確認・虐待の有無の判断の必要性」が示されていることも視野に入れ、関係各課及び関係機関や専門職等で構成される検証会議を設置し、虐待の発生要因や増減等の傾向を幅広い視点で分析するとともに、虐待防止に向けた体制づくりに向けて取り組みます。

（４）障がい者・高齢者交流会館を活用した啓発活動等の実施

障がいのある人や高齢者、障がい者団体の交流の場や、障がいの有無に関わらない相互交流を図る場として活用していくとともに、障がいのある人の社会参加促進に向けて、多様な文化芸術活動の活動拠点や発表の場としても活用していきます。

また、理解促進・啓発事業や自発的活動支援事業、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みをはじめとする新たな活用方法や、交流の活性化についての検討を重ねます。

（５）障がいを理由とする差別解消の推進

差別解消に関する相談については、人権室、人事課と連携しながら対応しており、令和元年度の相談実績は4件でした。相談内容は商業施設や教育機関等に関するものであり、いずれも相談者と施設・機関等、双方の状況や主張を確認し折衷案を提案する形で解消を図りました。

また、人事課と障がい福祉課が協働し、本市職員を対象とした障がい者理解と差別解消に関する研修会を令和2年度に実施しました。

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するには、身近な地域での主体的な取り組みが重要であることから、引き続き相談に対応していきます。今後は、障がい者自立支援協議会を活用し、相談事例や差別解消に向けた取り組みの共有・分析を行います。また、相談事例や差別解消に向けた取り組みの共有・分析を行うとともに、理解促進や差別解消法に係る研修・啓発を引き続き実施することで、地域での対応力の向上や相談体制の充実を図ります。



守口市シンボルキャラクター
「もり吉」

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内連携

本計画の推進にあたっては、障がいのある人及び児童に関わる庁内各課と連携を保ち、多面的に障がいのある人及び児童を支援する体制づくりが必要です。関係各課との情報共有や意見交換を積極的に行い、本計画を着実に実行していきます。

また、庁内職員を対象として研修等を行い、職員一人ひとりの障がい者理解の促進や施策・事業についての理解の向上に向けて取り組みます。

2. 市民や地域、関係団体との連携

障がいのある人及び児童が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービス提供体制の充実はもちろんのこと、地域住民の理解や支え合いがきわめて重要となります。

広く地域に向けて、障がい特性や障がいのある人等に対する理解啓発に努めるとともに、障がい者団体やボランティア団体の主体的な取り組みを支援し、障がいのある人等が住み慣れた環境で安定した日常生活を送ることができるよう取り組みます。

3. 関係機関との連携

本計画が障がい福祉サービス等の供給基盤の整備や提供見込量を指標とするものであることから、本計画の目標達成には市内における障がい福祉サービス提供事業所等との協力体制が必須となります。

また、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等、障がいのある人及び児童の支援に関わる各種関係機関と交流を持ち、きめ細やかで充実したサービス提供に努めます。

4. 大阪府・府内市町村との連携

本計画は「第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画」の成果目標とも関連していることから、大阪府との連携を図り計画の実行に向けて取り組みます。

また、障がい福祉施策の見直しや充実が求められる事項に関しては、国や大阪府に対し意見具申を行います。

なお、広域的に取り組むべき課題については北河内7市をはじめとする府内市町村と適宜連携を図り、計画の実効性を高めます。

5. 計画の評価・進捗管理

本計画の推進にあたっては PDCA サイクルを導入し、本計画における取り組みごとの進捗管理及び本計画全体の進捗管理を行い、重層的な視点のもと確実に本計画が実行されるよう取り組みます。

計画の進捗管理については、(1) 評価すべき指標、(2) 評価の時期、(3) 評価の体制をあらかじめ定める必要があります。

本計画においては、(1) 評価すべき指標は、取り組みの進行状況及び障がい福祉サービスの提供実績値を採用し、(2) 評価の時期は、それぞれの取り組み及び障がい福祉サービス提供実績値ごとに年 1 回、(3) 評価の体制は、障がい者自立支援協議会における本会議の場を活用することとします。

(1) 評価すべき指標

取り組みの進行状況については、各取り組みにおける 1 年間の実績について報告し、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービスの提供実績については、前年度 1 年間の障がい福祉サービス提供の実績値を報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況について点検を行います。そのうえで、本計画がどの程度進行しているかを見極め、課題の抽出と改善のための分析を行います。

(2) 評価の時期

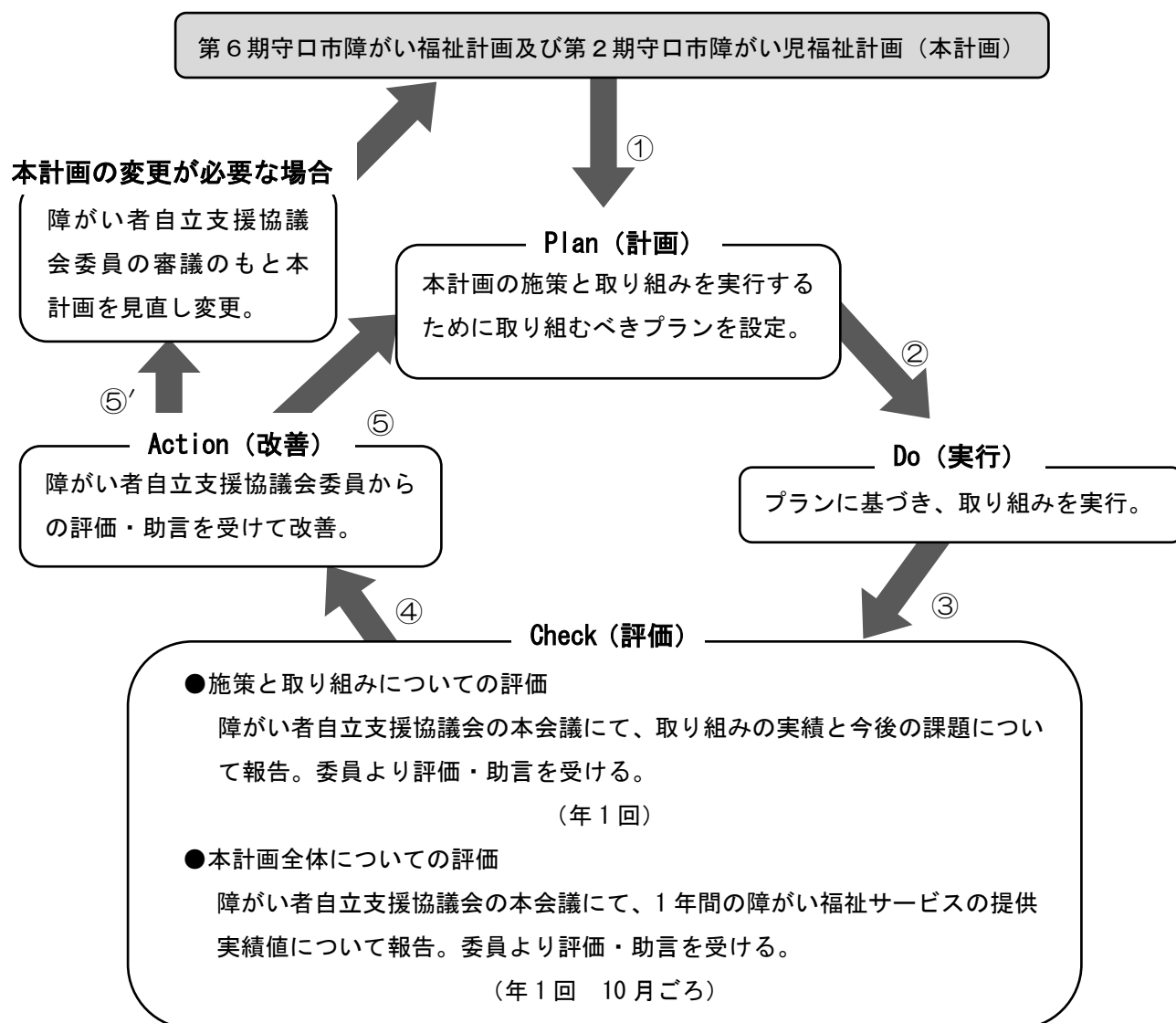
各取り組みについてはそれぞれ年 1 回評価を実施し、障がい福祉サービス提供実績値については、毎年 10 月ごろを目安として前年度 1 年間の実績値の報告及び点検を行います。

(3) 評価の体制

評価の体制としては、障がい者自立支援協議会の本会議の場を活用します。

各取り組み状況についての報告を行い、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。また、障がい福祉サービス提供実績についても報告し、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての評価・点検を行います。

評価体制の具体的な流れ



まず、①本計画の取り組みの実行にあたり、当面取り組まなければいけない課題を取り上げてプランを設定し（Plan）、②プランに基づいて取り組みを実行します（Do）。そして、③障がい者自立支援協議会の本会議において、取り組みの実績と今後の課題についての報告を行い、委員からの評価・助言を受けます。なお、10月ごろを目安として、前年度1年間の障がい福祉サービス提供実績値についても報告を行い、サービス提供体制の整備状況やニーズの充足状況についての点検も行います（Check、年1回）。そして、④委員からの評価・助言を受けて、取り組みの改善点を見出し（Action）、⑤新たな取り組みのプランを設定するというサイクルを繰り返します。

なお、本計画の評価において変更の必要性が認められた場合は、障がい者自立支援協議会委員の審議のもと本計画の変更を行うことも可能です（⑤'）。

また、支援者実務者会議から提出された「地域課題解決のための提案シート」についても、運営会議で判断された処遇（本会議への提案、検討会議の設置、他の支援者実務者会議の助言要請、提案者へ差し戻し等）及び取り組み状況について報告し、障がい者自立支援協議会委員からの評価・助言を受けます。

資料

第 1 節 計画の策定体制及び策定経過

1. 守口市障害者自立支援協議会設置条例

平成 24 年 12 月 5 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、守口市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 25 条例 5・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 障害者施策及び障害者虐待防止に関する関係機関の連携に関する事項
- (2) 障害者の就労の促進に関する事項
- (3) 障害者サービスの質の向上に関する事項
- (4) 障害者サービスにおける地域のサービス基盤の整備に関する事項
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 人権関係団体の代表者
- (5) 教育関係機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平25.2.25条例5抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 守口市障がい者自立支援協議会委員名簿

区分	氏名	所属機関
学識経験者	小寺 鐵也	種智院大学 教授
福祉関係団体の代表者	砂原 嘉夫	守口市身体障害者福祉会 会長
	榎原 紀子	守口市精神障害者を支える市民の会 事務局長
医療関係団体の代表者	中野 貴之	守口市医師会 理事
	竹下 雅江	守口市歯科医師会 副会長
	増田 眞一	守口市薬剤師会 会長
人権関係団体の代表者	木村 孝司	守口市人権協会 会長
教育関係機関の代表者	可知 万千代	大阪府立守口支援学校 校長
	山口 耕一	守口市立わかくさ・わかすぎ園 園長
関係行政機関の代表者	濱口 健一	門真公共職業安定所 就職促進指導官
	松本 一美	守口保健所 所長
市の職員	尾崎 剛	守口市こども部 部長
	大西 和也	守口市教育委員会 教育部長
その他 市長が適当と認めた者	(細井 大輔)	(かける法律事務所)
	守田 恵	暁星法律事務所
	鳥野 洋司	守口市社会福祉協議会 事務局長
	北西 康伸	守口市立わかたけ園 園長
	清田 廣	大阪聴力障害者協会 理事会相談役

() は前任者(令和2年12月4日まで)

3. 計画の策定経過

日 程		進 捗 状 況
令和2年	7月6日～	【第1回守口市障がい者自立支援協議会】 ※書面開催 ・計画策定方針の説明 ・スケジュールの説明 ・第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画の達成状況、障がい福祉施策に係る制度・実情の変化の確認 ・市民対象アンケート調査（案）の検討
	8月7日	市民対象アンケート調査の実施
	8月7日～	【第2回守口市障がい者自立支援協議会】 ※書面開催 ・法人・団体対象意向調査（案）の検討
	8月11日	大阪府による市町村ヒアリングの実施 ・計画の策定方針、成果目標等について意見交換を行う。
	9月1日	法人・団体対象意向調査の実施 ・法人はメール、団体は郵送により調査票を配布。
	11月10日	【第3回守口市障がい者自立支援協議会】 ※対面開催 ・スケジュール（進捗）の説明 ・第5期守口市障がい福祉計画及び第1期守口市障がい児福祉計画の進捗状況の報告 ・市民対象アンケート、法人・団体対象意向調査結果の報告 ・計画策定方針（大阪府の基本的な考え方の反映版）の説明
令和3年	12月7日～	【第4回守口市障がい者自立支援協議会】 ※書面開催 ・成果目標、活動指標の見込量の報告 ・計画素案の報告 ・パブリックコメントに向けた協議
	1月15日	パブリックコメント開始
	2月15日	パブリックコメント締切
	3月4日	【第5回守口市障がい者自立支援協議会】 ※対面開催 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の検討
	3月	大阪府との法定協議 「第6期守口市障がい福祉計画及び第2期守口市障がい児福祉計画」策定

第2節 パブリックコメント結果

1. 募集期間

令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで

2. 募集方法

広報もりぐち1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第6期守口市障がい福祉計画及び第2期守口市障がい児福祉計画（素案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

（1）提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	1件
郵送	0件
電子メール	1件
FAX	1件
合計	3件

（2）意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 計画策定の基本的な考え方について	0件
2. 障がいのある人の状況について	0件
3. 市民アンケート等の分析について	2件
4. 計画の推進方針について	7件
5. 計画の推進について	0件
6. その他について	2件
合計	11件

第3節 用語の解説

【あ行】	
意思疎通支援	聴覚、音声・言語機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーションを支援する制度。
一般就労	障がい者の就労形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。
【か行】	
介護老人福祉施設	介護保険法に基づく入所施設で、老人福祉法における特別養護老人ホームにあたる。常時の介護を必要とし、在宅生活が困難となった要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養等のサービスを提供する。
介護老人保健施設	介護保険法に基づく入所施設で、身体状況や病状が安定期にある要介護者を対象とする。在宅復帰を主な目的として、医療的管理下での、機能訓練や理学療法、介護サービスなどを提供する。
北河内西就業・生活支援センター	就職や職場定着が困難な障がいのある人に対し、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携のうえ、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。 また、障がいのある人を雇用しているまたは、雇用を考えている事業主に対し、相談や情報提供等の支援を行う。
居住支援協議会	障がいのある人や高齢者、低額所得者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携して設立するもの。 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、住宅情報の提供等の支援を実施する。
言語療法	言葉を話したり聞いたりする機能に障がいがある人に対して、日常生活を円滑に送るために行われるリハビリテーションのこと。
高次脳機能障がい者支援拠点	高次脳機能障がいに関する専門的知識を持つ支援コーディネーターが、高次脳機能障がいに関する相談や支援、普及啓発や研修事業を行う機関。
【さ行】	
作業療法	農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療法。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」がある。

【た行】	
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
【な行】	
難病相談支援センター	難病の患者の療養生活に関する問題について、難病の患者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援することを目的とする施設。
【は行】	
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
発達障がい者支援センター	発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に向けて、発達障がいのある人やその家族に対して、相談支援や情報提供、助言を行うとともに、発達障がいのある人に対して専門的な発達支援及び就労の支援等を行う機関。
ペアレントトレーニング	保護者が環境調整や子どもへの働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学ぶことで、子どもの適切な行動の促進や不適切な行動の改善、保護者や養育者の心理的なストレスの軽減を図ることを目的とした家族支援のアプローチの一つ。
ペアレントプログラム	保護者が子どもや自分自身について「行動」で把握することで、認知的な枠組みを修正していくことを目的とするプログラム。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験があり、相談支援等に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。 育児経験を生かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談支援や情報提供等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が障がいのない児童との集団生活に適應できるよう、支援員が保育所等を訪問し専門的な支援その他の便宜を供与すること。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童を授業の終了後または休業日に通所させ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他の便宜を供与すること。
【ら行】	
理学療法	治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用い、障がい者等の運動機能の回復を目指す治療法。

第6期守口市障がい福祉計画及び
第2期守口市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

守口市 健康福祉部 障がい福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電 話：06-6992-1630・1635（直通）

FAX：06-6991-2494